ISSN 0289-2383

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.50 2001-4

世界の児童と母性

［特集］21世紀　子ども家庭福祉の展望

世界の児童と母性

第50号／2001年4月

CONTENTS

特集◆21世紀　子ども家庭福祉の展望

ひとこと――柏女霊峰……1
日本の子ども家庭福祉 - 21世紀に向けての課題と展望――柏女霊峰……2
<21世紀の子どもをめぐって>
学校の中の子どもたち――池田　寛……6
子どもにとって演劇とは、芸術とは――伊藤巴子……10
現代親子と子育て支援――岩堂美智子……14
地域の中の子どもたち――服部　栄……18
<子ども家庭福祉の新しい展開>
地域における新しい展開――山縣文治……22
社会的養護の新展開――渡辺利子……26
児童福祉施設運営の新しい展開 - 児童の権利擁護確立の鍵――安齋芳高……30
求められる包括的な実践パラダイム - これからの児童ソーシャルワークの課題と展望
――谷口泰史……34
<21世紀の児童福祉施設>
21世紀の児童相談所――萩原總一郎／明石隆行／藤井泰雄／幡谷久美子／稲川亮子…38
乳児院――帆足英一……40
児童養護施設の近未来像Ⅱ序説――福島一雄……42
いま、情短施設に求められるもの - 総合環境療法施設としての課題と展望――松田章義……44
何を変え、何を継いでいくのか - 児童自立支援施設の子どもの権利擁護への起点
――押領司龍夫……46
母子生活支援施設――坂江靖弘……48
里親――網野武博……50
<21世紀の児童福祉施設への期待>
21世紀の児童福祉施設に期待すること――鮎京眞知子……52
マスコミの立場から――大久保真紀……55
<21世紀の子ども家庭福祉の展望>
子ども家庭福祉が社会を変える――柏女霊峰……58
子育ては地域の視点で――片岡玲子……59
これからの児童福祉――庄司順一……60
21世紀子ども家庭福祉の課題 - いじめと虐待への対応に向けて――野澤正子……61
子どもと家族の世紀へ――松原康雄……62
子どもの声が聞こえますか――安川　実……63
子どもたちと日々接している方々への私の推薦書――片岡玲子……64
編集後記――片岡玲子……65

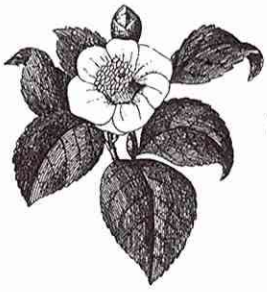

ひとこと

第50号の発刊に当たって

『世界の児童と母性』誌は、今号で第50号を迎えた。1975年11月の創刊から「国際的視点に立って、児童福祉ならびに母性に関する先駆的、開拓的かつ今日的な情報を幅広く収集、提供し、わが国の児童と女性の福祉の向上に寄与する。」との願いのもとに年２号ずつ発刊され、本財団の熱意とそのときどきの編集委員の願いを引き継いで21世紀に至った。本誌創刊からの四半世紀でわが国の子ども家庭福祉、社会的養護は、はたしてどれだけ進展したのであろうか。

しかし、感傷に耽っていることは許されない。『世界の児童と母性』誌の歩みの背後に、多くの読者層の地道な日々の実践が流れていることを思うとき、50号は一つの通過点であるとともに、新たな一歩を踏み出す道標としての役割を果たしていかねばならない。

こうした決意のもとに、21世紀最初の、しかも記念すべき第50号においては、「21世紀・子ども家庭福祉の展望」を特集テーマとした。わが国における「子どもをめぐる環境」を踏まえ、「子ども家庭福祉の新しい展開」について論及し、さらに、社会的養護を担う各種機関・施設・里親の今後の展望について、各界の中心的実務家・論者にご提言をいただいた。子ども家庭福祉に大きな期待を寄せる方々からの提言も掲載している。

また、今回は、各編集委員も、これからの子ども家庭福祉に寄せる思いを綴らせていただいた。本誌が、今後、本格的に論議されるであろう21世紀の子ども家庭福祉のあり方検討に、些かでも寄与できることを願っている。

なお、野澤正子氏、庄司順一氏そして柏女の３名は、今号の発行をもって編集委員の役を終えることとなる。４年の間、それぞれが本誌の編集作業を通じ多くの示唆を得、かつ、多くの人々と出会えたことに感謝している。新しい編集委員を迎えた新スタッフのもと、本誌が、今後ますます充実したものとなっていくことを祈っている。

編集委員長・柏女霊峰

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

日本の子ども家庭福祉

―21世紀に向けての課題と展望

淑徳大学社会学部　教授
日本子ども家庭総合研究所　子ども家庭政策研究担当部長
柏女霊峰（かしわめ れいほう）

1．子ども家庭福祉はなぜ変わらないか

社会福祉基礎構造改革が進むなか、子ども家庭福祉サービス（特に社会的養護サービス）は善かれ悪しかれ戦後創設されたシステムが継続し、大きな変化を遂げていない。その理由を思いつくままに列挙すると、以下のようになる。

①民間先行の長い歴史がある

特に、社会的養護システムにおいて、制度が整わない古い時期から民間を中心として発展してきた経緯が制度変更を阻害している。

②応援団がいない

特に、要保護児童福祉サービスは子どもが利用者であり、かつ、親のワーカビリティも高くない。したがって、サービス改善を望む声が挙がりにくい。

③閉ざされている

②とも関連して施設に親などの外部の人々のかかわりが少なく、また、都道府県の事務であるため地域に立脚した施設とならず、外部との接触が限定されている。

④競争相手がいない

サービスが市場原理になじみにくく、また、新規に参入する者も少なく、サービス供給者が中心のシステムが続いている。

⑤待遇面で恵まれていない

高齢者等の福祉サービスより物的・人的環境面で遅れがあり、このことが子ども家庭福祉専門職の向上意欲や就業継続を阻害している。

⑥児童相談所がある

各般の福祉問題に対応する専門行政機関としての児童相談所が人的・量的に不備ながらも全国に配備されてきたことが、他の機関やサービスの展開を阻害している。

⑦専門性が明確化されにくい

子ども家庭福祉に必要とされる専門性の中身が明確化、体系化されにくい。また、個人の家庭観もさまざまであり体系化を阻害している。

⑧ニーズが多様であり、一つひとつのサービスの利用者が少ない

０歳から18歳までを対象とし、かつ、保育から障害、養護（虐待）、情緒障害、非行まで問題が幅広く、個々のサービスが多様で利用者も少ないため、全体として拡充していくことが困難である。

⑨職権保護の優先度が高い

児童の身体的・心理的・社会的特性から他分野に比して職権保護の優先度が高く、そのことが利用化、契約化への足取りを慎重にさせている。

⑩研究者が少ない

少子化により子ども家庭福祉の量的拡充が制限されるなか、研究者も研究費が潤沢な高齢者福祉等に流れる傾向にある。また、歴史的に処遇研究が重視されてきたため政策研究が遅れており、このことも発展を阻害する要因となっている。

2.岐路に立つ子ども家庭福祉

（1）改革の潮流

改革の兆しは、社会の有り様とそれに対応する改革の全体潮流から押し寄せてきている。すなわち、社会の仕組みそのものが大きく変わろうとしているのである。その背景には、21世紀を迎え、私たちの暮らしと意識が大きく変わってきたにもかかわらず、さまざまな社会の仕組みの根幹がほとんど変わっていないため、仕組みそのものが機能しなくなりつつあることが挙げられる。子ども家庭福祉の分野も例外ではない。

この間の社会環境の変化は著しい少子化傾向をもたらし、また、家庭における子育て不安や子ども虐待も、増加・顕在化が著しい。少子化や子ども虐待の増加の背景として、子育ての孤立化や子育てと親の仕事・自己実現との両立困難などの問題が指摘されている。

さらに、いわゆるキレる子どもの存在や生きた体験の不足、少年非行の顕在化など、子どもの育ちをめぐる問題も指摘されている。私たちの暮らしと意識の変化に子育て・子育ち・親育ちの仕組みそのものが追いついていないことが、こうした事態を招いてしまっている大きな要因と考えられる。

このような変化に対応するため、現在、社会福祉、子ども家庭福祉分野においても次のような改革が進められている。

①行政改革をはじめとする構造改革

地方分権と規制緩和を両輪とする行政改革をはじめとする社会システムの構造改革が進められている。中央省庁の再編が実施され、規制改革推進委員会においても、次なる規制緩和が提言されている。教育改革、社会保障改革も検討されている。

②社会福祉基礎構造改革

社会福祉分野においても、戦後の社会福祉サービスを、利用者を主体として再構築する社会福祉基礎構造改革が進められている。高齢者や障害者福祉分野では利用者と提供者との直接契約システムが導入され、それにともない、子ども家庭福祉サービス分野においても、利用者の権利擁護を図るため、苦情解決やサービスの質の評価システムが導入される。

③新エンゼルプラン

一方、子ども家庭福祉分野においては、いわゆる新エンゼルプランも策定され、子育てに対する社会的支援のための各種サービスの拡充が目指されている。

④児童虐待の防止等に関する法律

さらに、児童虐待の防止等に関する法律も施行され、児童福祉施設の職員に子ども虐待の早期発見の努力義務が新たに規定され、また、公権介入の強化が図られた。社会的養護サービスは、子どもの生活と育ちを総合的に支援する機能と、虐待などによる子どもの心のケア、すなわち治療的ケアの両方の社会的要請のなかで、今後の対応を迫られている。

（2）岐路を切り開くために

その他、少年法等の一部改正も実施された。男女共同参画社会基本法が施行され、いわゆるドメスティック・バイオレンスのための法制化も検討されようとしている。子ども家庭福祉は、今まさに大きな岐路に立ちつつあるといってよい。岐路を切り開くキーワードは、「子育て家庭支援」と「子どもの権利保障」である。

前述した近年の子ども家庭福祉の潮流をやや図式的に整理すると、子育てを私的な出来事ととらえ支援や介入を控える考え方から、子育てを社会的な出来事ととらえ必要な社会的支援と介入を行う方向への転換をみてとることができる。子育ての私的責任を強調してきた結果が少子化や子ども虐待、子どもの育ちの社会問題化をもたらした反省から、子育て

の社会的意義を強調し、必要な支援や介入を進める方向に大きくシフトしている。平たい言葉でいえば、「子育てに対して金も出さない代わりに口も出せない」仕組みから、「子育てに対して金も出す代わりに口も出す」仕組みに変わりつつあるのが現状ではないかと思われる。「子育てに対して金を出す」新エンゼルプランと、「子育てに対して口を出す」児童虐待の防止等に関する法律が、世紀末にほぼ同時に成立したことがそのことを象徴している。子ども家庭福祉は、まさに転換期を迎えようとしているのである。いや、迎えねばならない。

3.子ども家庭福祉改革の方向性
—次なる児童福祉法改正をめざして

平成15年度から、子ども家庭福祉の分野において、障害児の在宅福祉サービス利用システムがいわゆる支援費支給制度に変わる。子ども家庭福祉サービス全体からみればほんの一部の改正であるが、パターナリズムを基本に構築されてきた児童福祉法体系に「利用者と提供者との直接契約」というパートナーシップ理念が取り入れられる意義は大きい。事実、この改正により、児童福祉法は約3分の1近く改正されることになる。

一方で、パターナリズムをさらに強化する必要のある分野として、子ども虐待の問題がある。この分野においては、親権法制の改正を含む司法との連携強化が求められる。パターナリズムを基本としつつ、パートナーシップの方向に、いかにシフトしていくかが問われているのである。

こうしたことを勘案し、次なる児童福祉法改正を視野に、その主要事項を以下に提示しておきたい。

(1) 法律の目的及び理念に関する事項

まず、法律の目的に、子どもの生存、発達及び自立に関する固有の権利を積極的に保障する主旨の条項を付加することが求められる。子どもの意見表明の確保とその尊重規定を付加することも必要である。

第二に、「子どもの最善の利益」を成人が判断するために考慮すべき事項を列挙する。これについては、英国1989年児童法の規定がモデルとなる。「子どもの最善の利益」が成人の恣意的判断によって決定されることを防止することを意図してのことである。

第三に、子育て家庭の育児に対する社会的支援を法律の理念、目的として規定し、国民に子育て家庭支援に関する責任を課し、育児に関する親と社会との協力関係を確認する。

これらの規定により、前述した「子育て家庭支援」と「子どもの権利保障」を児童福祉法（「児童家庭福祉法」とするなど、名称変更も別途検討する必要がある。）の基本理念とて、しっかり根づかせていくことが必要である。

(2) 子ども家庭福祉サービス供給体制に関する事項

①サービス利用のあり方に関する事項

子ども家庭福祉サービス利用方式を、支援費支給方式（または保育の実施方式）、職権保護方式（または行政による勧奨方式）、司法決定方式の3類型に整理する。直接契約を行政が支援するシステムないしは行政との契約方式を原則とし、サービス利用を申請しない場合や親がいない場合などの行政の職権保護ないしは勧奨責任を明確化し、さらに、職権保護や勧奨に従わない場合には司法決定方式で対応することとする。このようにすることで、子どもや親がサービスを選択でき、また、施設サービスの社会化が進むのであれば、子どもの権利擁護や利用者主権という視点からみてもメリットの方が大きいのではないかと考えられる。

なお、この場合は、親権の一時停止制度や親権者に対するカウンセリング受講命令制度の創設など司法決定方式の強化、整備があわせて必要とされる。

②サービス供給体制の分権化に関する事項

まず、障害児童福祉行政に関して市町村を実施主

体とし、都道府県が専門的支援を行う体制を確保する。また、ひとり親家庭福祉行政についても全面移譲を検討する。さらに、都道府県の障害児関係専門業務を児童相談所から切り離して障害者更生相談所に吸収し、児者一元化を図る。なお、その際、障害児やひとり親家庭児童、要保護女性についても要保護性ないしは介入を必要とする場合があることを考慮し、市町村と児童相談所との橋渡しのためのシステムづくりは必須である。これにともない、児童相談所をたとえば児童家庭権利擁護センターとし、子どもと女性の権利擁護センターとして機能させるべく再編成する。

また、市町村に子ども家庭福祉サービスの行政拠点を整備するため、都道府県家庭児童相談室を廃止し、市町村に家庭児童相談室を整備する。あわせて、地域子育て支援センターに、その業務の一部を委託できることとする。

社会的養護に関する実施体制については、これらの体制整備を図ったうえで施行状況を確認し、改めて分権化を検討する。

（3）児童福祉施設の再編成及びその運営、里親等に関する事項

まず養育系児童福祉施設を子どもの養育・養護を行う「児童育成ホーム」と子どもの生活治療を行う「生活治療ホーム」とに再編成し、それぞれ「小規模」型も整備する。これにともない、現行の乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を再編成する。また、母子生活支援施設と婦人保護施設の再編成、障害児関係施設の再編成もあわせて検討する。さらに、自立援助ホームを大幅に拡充する。

里親については名称を養育家庭とし、独立した条文を置くとともに最低基準を整備し、さらに、職業としても成立することができるように体制を整備する。親族による養育家庭制度や専門性を有する養育家庭などいくつかの類型も整備したい。養子縁組制度の改革も必要である。

（4）その他

その他、紙幅の関係で省略するが、子ども虐待対応システムの整備や子ども家庭福祉に関する地域福祉計画の位置付け、保育・子ども育成サービスに関する改正なども必要である。

おわりに

わが国における社会保障給付は高齢者に著しく偏り、また、年金・医療に偏っている。これを是正し、子ども・子育てへの給付、福祉・対人援助サービスへの給付を増やさなければならない。

エレン・ケイは、20世紀は児童の世紀と語ったが、わが国においては、21世紀こそが真の児童の世紀となるようにしなければならない。給付が有効活用されるためのシステムを準備しておくことが、われわれ子ども家庭福祉に携わる者たちの責任であろう。風が吹いてから凧を作っても、間に合わないのである。

参考文献
(1)柏女霊峰『児童福祉の近未来』ミネルヴァ書房　1999
(2)柏女霊峰・山本真実『新時代の保育サービス』フレーベル館　2000
(3)柏女霊峰『児童福祉改革と実施体制』ミネルヴァ書房　1997
(4)柏女霊峰・網野武博・林茂男・山本真実『児童福祉法の改正をめぐって～次なる改正に向けての試案～』日本子ども家庭総合研究所　1997
(5)柏女霊峰『現代児童福祉論［第4版］』誠信書房　2001

キーワード：**子どもの最善の利益の判断基準**

英国1989年児童法第1条は、裁判所が「子の福祉」を判断する際に考慮すべき具体的事項として、（1）子どもの確かめ得る意見と感情、（2）子どもの身体的、心理的、教育的及び社会的ニーズ、（3）子どもに対してとられた措置の結果、子どもの状況の変化が子どもに及ぼす影響、（4）子どもの年齢、性別、背景その他の特徴、子どもの受けた、あるいは受けつつある害、（5）子どもに対してとられた措置の結果、子どもを監護することとなる者が、子どものニーズを満たすことのできる可能性、を挙げている。子どもに対する福祉サービス決定の際に、考慮すべき視点を提示するものとして参考になる。

21世紀の子どもをめぐって

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

学校の中の子どもたち

大阪大学人間科学部　教授　池田（いけだ）　寛（ひろし）

1．学校の中で起こっていること

実際に学校に足を踏み入れ、授業や子どもたちの様子をみるようになって、私は自分が経験していた学校生活とは異質な学校生活が繰り広げられていることを知った。

中学校のあるクラスに入っていくと、ホームルームの時間で、遠足の行き先を生徒たちが話し合っているところであった。議長の生徒が遠足の行き先を聞いていた。「自分が行きたいと思うところを言ってください」という問いかけが議長から行われた。しかし誰も手をあげようとしない。前年まで教師が遠足の行き先を決めていたが、生徒の自主性を尊重しようということになり、行き先を生徒自身に決めさせようということになったのである。誰も発言しようとしないので、議長は何人かを指名し、行きたいところを言わせることにした。指名された数人の生徒から発言があったが、どの発言にも「そんなとこもう行ったわ」とか「おもろない」とか「しんどいわ」という声が浴びせられた。それでも議長はねばり強く発言を引き出し、いくつかの候補地が出たのをみはからって、最後に多数決で採決という手段をとった。まさに、生徒たちが「自主的」に決めた行き先である。

ある小学校から運動会の案内があり、朝からそれを見に出かけていった。午前中は学校主催のプログラムで、徒競走や組み体操などどこでも見かける風景が繰り広げられた。昼食をはさんで、午後は地域主催の運動会になった。綱引きや親子のリレーなどのいくつかのプログラムが進行し、玉入れの番になった。小学一年生から六年生までのタテの年齢集団がいくつかつくられ、それぞれ運動場の中央に陣取った。そのうちの二組がまず玉入れを行うことになり、始めの合図のピストルが鳴った。子どもたちは勢いよくかごに玉を入れていた。そこまではよかった。

数分後、試合終了を知らせるピストルが一発鳴った。しかし、子どもたちは一向に玉投げをやめようとしない。あわてた役員がピストルをもう二発鳴らした。それでも子どもたちの玉投げは続いた。その状態が一分近く続いただろうか、さすがに目に余ったのか何人かの大人たちが体を張って子どもたちを制する行動に出た。やっと玉投げはおさまった。私の隣でその光景を見ていた男性の言葉が今も耳の底に残っている。「今の子どもは大変やなあ。」

ある中学校の授業でのできごと。その授業に生徒たちが集中していないのは、机に顔をうつぶせている子が二、三人いること、勝手に話をしている子が少なくないことなどから察しがついた。授業の終わりに近づいたころ、教師が「今日の授業の内容について質問があるもの」と質問を促した。何人かの手が上がり、一人目、二人目と質問が続き、三人目に一人の女の子が質問をした。その質問は一人目の質問と同じものだった。さすがに教師は、「それについてはいま答えただろう」と切り返したが、生徒から返ってきたのは、「私、そのとき聞いてへんかっ

たもん」という言葉だった。

2.子どもの本質が変わってしまったのか

「どこか違うぞ」という子どもの行動や反応を書き上げていけばきりがない。何かが変わってしまっていると私は感じるのだが、四〇代、五〇代の大人なら私と同じような印象を持つのではないかと思う。中学校の教師である河上亮一氏は、「ひ弱でわがままな"新しい子ども"の登場」という表現で、いまの子どもにみられる特徴を次のように要約している。

①ひ弱さ

・生活の型をほとんど身につけていない。
・つらいこと、嫌なことに直面すると精神的、肉体的にすぐまいってしまう。
・非常に傷つきやすくなり、他人とうまく関係を結べない。
・全体として元気がなく、無気力で、だらしがない。

②頑固とわがまま

・傷つけられたとき、相手が弱いとみると、はげしく攻撃し、暴力に限界がなくなった(キレる)。
・欲望をあくまで通そうとする。
・感情の起伏がはげしく、不安定。

河上氏の描写は、いじめや暴力行為を強調した表現になっているが、私が小・中学校で見た子どもの姿とほぼ重なると言ってよい。そして、それを「新しい子ども」の出現と言いたくなる気持ちはわからないではない。しかし、その表現には、子どもの本質は変わってしまったというニュアンスがあり、そのことに私は抵抗を感じる。今の子どもは、われわれが知っていた「子ども」ではなくなっており、これまでとはちがう対応が必要なのだ、ということを「新しい子ども」という言葉は要請している。

「新人類」からはじまり「異界に住む子ども」「異星人」というふうに、子どもの理解不可能性、すなわち、自分たちとは異なる性質を持った存在が現れてきたかのような表現がいつのころからか流行するようになった。これらの表現=表象は、子どもや若者の現象面での新奇さに目を向けさせるのには効果的なのだが、なぜそういう新しい現象が生じたのかについては何も語っていないことが多い。

人間は、そしてその「本質」は、環境や文明や文化から切り離されて存在するのではなく、人間のほとんどの特質は環境との相互作用を通じてかたちづくられる。人間を取り巻く環境の中に新たな要素が付け加われば、当然そこに新たな人間性が生まれる可能性があるが、単に一つあるいはいくつかの要素が付け加わるだけで、人間の生活や文化が一変してしまうわけではない。新たに付け加わった要素が既存の環境の構造を大きく変えるインパクトを持ったときに、初めて環境の構成は組みかえられ、「新たな人間」が形成されることになるのである。子どもや青年の異質性を強調する議論は、新たに付け加わった要素に注目するが、それらが環境全体の構成をどのように変えたのかということまで説明していないのである。さらに言えば、子どもが変わってしまったということを主張する人には、どこか評論家的な冷めたまなざしを感じてしまう。本当に、あなたが「異星人」や「新しい子ども」と名指している子どもたちととことんつきあったことはあるのか、と問いたくなる。

なぜ私がこういうきびしい批判的態度をとるのかについては、それなりの理由があるからである。

3.ある中学校の取り組み

マスコミで連日のように報じられる青少年の凶悪犯罪、身の回りで見かけるかれらの常軌を逸した行動などに接していると、今の子どもは以前の子どもとは根本的にちがうという気持ちになりがちである。昨今の青少年に関する論調は性善説から性悪説に180度転換してしまったかのようである。しかし、やはり子どもは環境の産物なのである。変わったの

は子どもの「本質」ではなく環境のほうなのだ。青少年を取り巻く環境をより教育的＝人間的なものにすれば、子どもは「異星人」のようにコミュニケーション不能な存在ではなく、大人が考えていたような子どもになり、大人からの働きかけが子どもに伝わり、子どもの中に大人が培ってきた文化や技術や体験に対する尊敬と敬意が生まれてくる。一つの例を紹介することによって、そのことを示したいと思う。

大阪府下のある中学校（以下、A中とする）は、数年前までいわゆる「荒れた学校」であった。学校の中で窓ガラスを割る、机やイスを壊す、壁を突き破るという生徒の行為はしばしばみられたし、教師に対する暴力もあった。当時のA中は20数人の不登校生を抱えていた。学校に対する地域の評判もきわめて悪かった。そのころ校区内に住む一人のサラリーマン（S氏とする）が定年を迎えて、第二の人生をどう過ごしたものかと考えていたが、ちょうど校区で青少年指導員を一人補充しなければならないことになっていて、近所の人の推薦で青少年指導員に任命されることとなった。それからS氏は、月に何回か他の指導員と校区内をパトロールすることになるのだが、学校の授業があると思われる時間帯に自動販売機のそばに座り込んで缶ジュースを飲んでいる数人の中学生を見かけたり、自転車を乗り回している中学生の集団に出くわした。そういう子どもたちに声をかけてみても、最初は無視されるだけであったが、ねばり強く声をかけているうちに子どもとも次第に顔見知りになり、子どものほうからも反応が返ってくるようになった。

少し話ができるようになったときに、「何もすることがないのなら、おっちゃんの家にきてみるか」と誘いかけたら、一人の子がついてきた。次の日はその子が仲間を連れてやってきた。そうするうちに、S氏の自宅は不登校生のたまり場のようになった。他の青少年指導員とともに相談にのってやったり、子どもたちが起こしたトラブルを解決してやったりするうちに、S氏と子どもたちの間にしだいに信頼関係が生まれていった。青少年指導員がそういう活動をしていることを最初中学の教師は知らなかったが、同じ校区の小学校の教頭からそのことを聞いた中学の生徒指導教員は早速S氏に会いに行き、学校での子どもたちの様子や学校での取り組みを話し、子どもたちが何とか学校に登校するようS氏に協力を求めた。そのときを境にして、学校と青少年指導員の協力体制が展開されるようになるのである。

この協力体制が始まるのとほぼ同じ時期に、A中は市教委の特色ある学校づくり事業を委嘱されることとなり、地域との連携に積極的に取り組むこととなる。さらにその翌年には、中学校を開放して校区フェスティバルを開催することになり、校区内の諸団体の代表からなる80名余りの「A中校区フェスティバル実行委員会」が組織された。実行委員会はフェスタを成功させるために協議を重ねた。子ども会、PTA、婦人会、青少年指導委員会、学校などが、どういう催し物や出し物をするのか真剣な議論がたたかわされたが、その過程で実行委員会に参加している教師たちに、地域の人たちから学校に対するきびしい言葉が投げかけられることもあった。最初教師たちは、その批判に対して弁解をするだけだったが、うち解けてくるにしたがって、学校での子どもたちの実態を地域の人に少しずつ伝えるようになった。教師たちの話を聞いた地域の人々の口から、「なぜそういう実態をもう少し早く知らせてくれなかったのか」「教師がそんなに困っているなら、地域としても何かしなければならない」といった反応が返ってきた。

校区フェスタの実施はA中に一大転機をもたらした。それまであった学校と地域との間の壁はそれを機に徐々に取り払われ、学校と地域が協働して活動を展開することが増えていった。校区フェスタも参加者が年々増加し、昨年秋には5,000人を越える人がフェスタに足を運んでいる。それと同じ時期に実施された中学生の労働体験学習やゲストティーチャーとして招いて話を聞いたり、子どもたちが地域に

出かけて聞き取りをするといった形態も積極的に取り入れられ、地域の人々と中学生がふれあう機会が増えた。フェスタの実施がA中に転機をもたらしたと述べたが、そのころから子どもに変化が現れ始めた。遅刻する子どもが少なくなった、不登校の子どもが減ってきた、子どもたちが地域の人に挨拶をするようになった、生徒会の活動も活発になった、そして何よりも子どもたちの授業態度が変わってきた。

4. 青少年は大人の姿を映す鏡である

青少年を異星人のように見なし、あたかも「本質」が変わってしまったかのような見方は、凶悪な青少年犯罪を解釈するための興味ある観点を提供する。「あの子はこんな異常な性格だった」「あの子の家庭環境はこんなに歪んでいた」という解説を聞くたびに、「あの子」を異常視し、みずからの正常性を確認するという行為が繰り返される。そこには、「あの子」と自己の共通性や連続性を深く認識するという態度が欠けている。

子どもが変わってきているということについて、私は河上氏と問題意識を共有するが、何をなすべきかということについては袂を分かつことになる。河上氏は、子どもが変わったのは社会的風潮、とりわけ学校教育に自由・平等の理念が広く行きわたったことをあげている。「ひ弱でわがままな子ども」の出現については、それが家庭の責任であるかのような態度をとっている。河上氏を教師の一部に見られるような冷笑主義者だと決めつけるのは酷だとしても、かれが、学校と家庭あるいは地域を峻別し、学校でなすべきことに自己の関心を限定していることは確かである。学校でなすべきことを明確にしようとする姿勢と表裏をなしているのは、子どもの問題の原因が家庭あるいは地域にあるとする態度である。これは、家庭や地域の負の遺産を学校は背負わされているという、学校の教師に典型的に見られる姿勢だといってよい。学校と家庭・地域を対立図式でとらえる考え方であり、そして、教育についての悲観的な見方である。

学校と家庭との関係、学校と地域との関係、大人と子どもとの関係、高齢者と子どもとの関係など、これらの関連・つながりはしだいに弱まる傾向にあるが、教育は、関係性や共同性の中で取り結ばれる行為である。学校と地域との関係を積極的に進めているある教師は次のように言った。「教室の中で教師が百回、仲良くしなさい、友だちと協力しなさいというよりも、地域の人たちが集まって協力して仕事したり、かけあい漫才のような会話を交わしている様子をみることのほうが、子どもにとってずっと勉強になるんですよ。」この言葉には、学校教育の枠に囚われた教師からは聞かれない教育についての深い洞察が感じられる。人が仲良くすること、協力すること、役割分担すること、つまり「一緒に何かをすること」は、子どもたちにとっていまや当たり前のことではなくなっている。当たり前でないとは、日常生活の中で人々が協力したり役割分担したり言葉のやりとりをしている場面に参加していないということである。そういう経験があって、初めて教師による言葉の指示が意味をもってくる。

教室、家庭、仲間集団といったそれぞれの場での子どもの問題を個別に取り上げるのではなく、子どもが参加している生活環境全体を視野に入れて、人間と人間、場と場、活動と活動の関係や関連性をとらえ直すことがいま求められているのではないだろうか。

参考文献
・河上亮一『学校崩壊』草思社　1999年
・河上亮一『教育改革国民会議で何が論じられたか』草思社　2000年
・池田　寛『地域の教育改革』解放出版社　2000年

キーワード：**協働の教育**

協働とは、本来は双方がともにその必要性を認識し協力し合うことを意味する。協働と連携などとのちがいは、後者が、学校や家庭や地域がそれぞれ独自の役割や責任を果たすことを第一とし、他の領域との協力は周辺的で部分的なものにとどまるのに対し、協働では、一つの領域の活動は最初から他の領域や単位の協力や支援なくしては成り立ち得ず、どの活動も協働を前提として行われる。したがって、協働の形態は領域全体に広がり浸透することになる。

21世紀の子どもをめぐって

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

子どもにとって演劇とは、芸術とは

日本児童青少年演劇劇団協議会代表
俳優
伊藤巴子（いとうともこ）

何冊かの本誌を読ませていただきました。専門の方ばかり、そして世界を視野に書かれた文章の一つひとつを大変興味深く拝見いたしました。私は俳優を職業としております。大人への舞台と、子どもたちへの舞台を作り続けてまいりました。私の舞台をきらきらと輝くまなざしで、食い入るように見てくれる子どもたちを通して考えていることをお話することにしました。

1.父とみた舞台

21世紀を迎えて、子どもたちは本当に幸せになるのかと考えるとき、大変な時代を生き抜くたくましいエネルギーをと願わずにはいられません。加藤周一さんのお話の中に、日本人は過去は自分のうしろに、未来は自分の前にと考えているが、まだ見ることのできない未知の世界、未来は自分のうしろに、自分の目でしっかりと見ることのできる過去は自分の前にある、とあります。新しい世紀を迎えるにあたりこの言葉をもう一度考えてみたいと思うのです。

20世紀は私たちにとって、私にとって何だったのか。生まれたときから戦争の中で育ちました。そして一番多感なときに受けた戦後の民主主義教育、そのなかで俳優という職業を選んだのは、自分で何かを表現したいと思ったからなのでしょう。でもよく考えてみますと、幼いころ見たたくさんの舞台が私の生き方に大きな影響を与えてくれたのかもしれません。4歳頃だったのでしょうか。泉鏡花の“湯島詣”の美しい舞台、花柳章太郎・水谷八重子のコンビです。6代目菊五郎の“忠臣蔵”、そう文楽も、初めてみた人形芝居のすごさは今でも目にやきついています。戦後すぐにはバレエ、オペラ、オーケストラ。そうです、劇団東童の“安寿と厨子王”。目がつぶれてしまった母親がござの上にすわり、わが子二人の名前を呼びながら雀を追っている場面だけを覚えているのです。俳優になってから母親役が現在85歳の劇団民芸の北林谷栄さんだと知って驚きました。どこの劇場にも父が一緒でした。不思議なことにそのとき父とどんな食事をしたか、帰りに父が買ってくれたものもよく覚えているのです。子どものころに舞台芸術に触れることができたのは父のおかげと言えるのでしょうか。

人間は生まれたその瞬間から表現をしています。子どもの発達する段階を見ているくらい楽しいことはありません。人間って何と不思議なすばらしい生きものだろうと感動します。そしてごっこ遊びが始まるのです。自分で台本を書き、配役を決め、舞台装置を作り舞台は始まります。ござを敷いて三人で遊んでいる子どもたちに会いました。「お父さん、今夜は早く帰ってきてくださいね。」「お酒を飲んでこないでね。」私が見ているのがわかるとお母さん役の女の子は、子どもとは思えない動作で恥ずかしそうにエプロンで顔を隠してしまいました。

毎日の生活の中からちゃんとせりふを作り、お父さんとお母さんを創り出しているのです。表現することは生きることなのです。生きることの証明なのです。大人より子どものほうが下だと思い込んでいる人がいます。そうなのでしょうか。大きい体、多くのことを知っているということでは大人が上なの

でしょう。でも創造性ということになると全く逆になるのではないでしょうか。創造とは自主性によって作り出されていくものなのです。小さい子どもたちが一人で遊んでいる姿を見ていると、自分の周りにあるものすべてを使って自分の力で何かを作っていきます。木も、花も、土も、水も子どもたちにとては大切な創造の泉です。身体を動かしながら、一人で声を発し何かを創り上げていくのです。遊ぶという能力の上に創造は生まれるのです。私の俳優の師は子どもたちかもしれません。私たちが舞台を創る、私が俳優として役を創る、子どもたちの遊びのように、何気なく、ゆったりと、体を自由に動かし、夢中になって。

2.「森は生きている」と子どもたち

私の劇団は、ロシアの詩人であり劇作家のマルシャークが書いた“森は生きている”を暮れからお正月にかけて毎年上演しております。1,800回近くの回数を重ねてきました。大晦日から新年1月1日までのできごとの舞台です。ロシアの深い、大きな森の自然と人間の営み、12のそれぞれの月が登場する壮大なドラマです。子どもたちのために大事なものがいっぱい詰まっている楽しい舞台は、林光さんの美しい音楽と共に日本中の子どもたちの忘れることのできない舞台になりました。今年も、20年前小学校5年生のときに新潟県高田市で見たとおっしゃる方が、大人になってもう一度ぜひ見たいとうれしそうに客席にすわっていらっしゃいました。子どもから孫へと親子四代で見てくださるお客さま。“森は生きている”上演の歴史は、観客と舞台を創る私たちとの合同の歴史でもあるのです。12の月々が森の中に集まり、赤々と燃やすたき火の真っ赤な炎だけをずっと忘れないでいるとおっしゃる方の多いこと、演劇って不思議なものです。私にとっても忘れることのできないいくつかのできごとがあります。“森は生きている”の登場人物、みなしごの少女が雪の深い森の中で女王さまの言うことをきかないといってオーバーをはぎとられる場面があるのですが、ある日の舞台で私の演じるみなしごに、客席の女の子が自分のオーバーを脱いで舞台の下から差し出してくれたのです。大人になったあのときの女の子がある日楽屋に私を訪ねてきてくださいました。「演劇好きの大人になりました。あのときは5歳だった」とおっしゃって。子どもにとって舞台は虚構の世界ではないのです。私という俳優が演じているのではなく、みなしごの少女そのものとして舞台を見るのです。俳優の私にとってこんなにおそろしいことはありません。私たちの演じる舞台が、子どもの成長に大きくかかわることになるのですから。

芸術を観賞するということが、1回や2回の機会で子どもにどんな影響をと、大人は考えるのですが、それは無理なことです。心の中のゆらぎにも似たものは、物差しではかることができません。舞台に、芸術に体全体で接していく子どもたちを長い時間をかけて見ていく大人の力なしに、子どもたちへの芸術文化は花開かないでしょう。その子どもたちへの文化状況を作り出すのは私たち大人なのですから。

泣くこと、おこること、笑うこと、こわいこと、考えることすべてが感動のもとになるのです。一人ひとりがその感動を体で体験していくことから第一歩が始まるのです。私が父と一緒に小さいときから劇場に通ったことが、現在の私が人間として大切なものを創る基礎になっているとしたら、すべての子どもたちに、私たち大人が芸術環境を作り出さなければなりません。

“森は生きている”（劇団仲間）でみなしごを演じる筆者

中国もロシアも子どもたちへの演劇はすばらしい発展を遂げていました。社会主義国家が次の時代を担う子どもたちへの教育として、演劇は手厚く保護されていたのです。舞台から子どもたちを教育する。一つの型にはめるのではなく、一人

ひとりが違ったとらえ方を自由にできるのが芸術のあり方だと思うのですが…。でも、手厚く保護されていることは、自分たちの力だけで歩いてきた私たちにはうらやましいかぎりです。

時代が変り国の保護がなくなったとき、大人の演劇は少しも変らず、いえ、新しい力が生れているのに、子どもへの演劇は見事にだめになっていきました。先日もロシアに行って驚きました。子どもたちへの演劇はたくさん上演されていますが、新しい作品は１本もありません。俳優は仕方なく舞台に立っているとしか思えない演技、もしかしたらお金のためにだけではと思わざるを得ません。夜のモスクワは大人の演劇、バレエ、オペラとすぐれた舞台に満員のお客さまでした。弱い者から切り捨てられていくのでしょうか。モスクワでの毎日は私にとって子どもの文化を、そして日本の子どもたちの文化状況をいやというほど考えさせてくれました。

3.デンマークの子ども演劇祭

デンマークでは毎年４月、全国の都市、町を順番にして演劇祭が開かれます。子どもたちへの舞台を作っているすべての劇団が全国から集まります。図書館の小さなスペースで、学校をすべて開放して、教室が、体育館が劇場に変ります。町の中心から遠い場所での公演が始まり、１週間の最後の土曜、日曜日、すべての劇団での公演が町の中心の会場で行われるのです。観客はプログラムを見てスケジュールを作り、事務局で切符を受け取り、１日に３本の舞台が見られるのです。専用バスが会場をめぐります。料金はすべて無料、すばらしい祭典です。観客はその町のすべての人たち、全国から学校の先生、図書館の方、そして演劇の専門家です。おおぜいの人で作られている事務局には国から、町から専門家が派遣されています。それぞれの開催地での開幕のセレモニーは皆の楽しみの一つです。女性の文化庁長官、女性の市長さんも出席して、皆でワイ、ワイとお祭りは始まるのです。私たち外国人も含めて批評の会が毎日開かれ、全国から見に来ている先生方と劇団の人たちとのディスカッションが２日間開かれます。すべての費用は国と開催地が負担、派手ではないけれど、大きくはないけれど、小さな空間で、静かな緑の美しい環境で、子どもを、人間を大切にする心豊かなお祭りなのです。

イギリスでも、オーストラリアでも、スウェーデンでも小学校からドラマの時間が設定されています。創造をすすめる上で大切なこと、それはまず交流なのです。全面的に相手を受け入れることから交流は始まります。相手の立場にたち、相手を理解しようと努力する、自分と相手の立場が分かり、違いが分かりその上で相手と自分をつなく糸口を見つけ出すことができるのでしょう。子どもは遊びの中でこの楽しさを知り交流のドラマが始まります。大人になるとこのことの楽しさが本当の意味で分からなくなります。人間にとって創造性とは何なのでしょう。人間らしく生きるための条件なのではないでしょうか。

このように考えてくると、演劇、ドラマを作るということは、これらのことすべてを満たしてくれるということが分かります。自分以外のほかの人物になる、それには自分をよく知る、ドラマは必ず相手が存在する、相手と交流するには相手をよく知る、そしてその間に想像もしていなかった何かが見えてくるのです。

子どもたちのごっこ遊び、学芸会、すばらしい芸術にふれるだけでなく、自分を見つめ、自分を発見する、そして友達をみつめる、体全体で相手と交流する、そうした場所を、機会を日常的に大人が作っていくことはできないのでしょうか。

テレビでカンボジアの子どもたちを映しています。巨大なゴミの山をおおぜいの子どもが裸足で歩き、ゴミの中から使える物を拾っているのです。彼等にとって一番楽しいことは、学校に行くこと。巨大なゴミの山の脇にあるＮＧＯの作る小さな小屋が学校です。夢はお医者さん、学校の先生、看護婦さんと目を輝かせて言います。物があふれ、欲しい物は何でも買えると思って生活している私たち、子どもたちはこの社会の中で、何を、どこへとあてもなくさまよ

っているのかもしれません。私たち大人が作っている社会に、いやおうなくほうり出されているとしたら、私たち大人が何をするべきなのかと、問われているのです。

4.子どもの権利とコルチャクさん

ポーランドに生れたユダヤ人、小児科医、作家、子どもたちのことを語る本をたくさん書き、恵まれない子どもたちと一緒に暮らし、1942年、ユダヤ人の子ども200人とトレンブリンカ絶滅収容所のガス室で殺されたヤヌシュ・コルチャクさん。"子どもの権利条約"の精神的な父と言われているヤヌシュ・コルチャクさんが亡くなって47年、コルチャクさんが願って止まなかったすばらしい"子どもの権利の大憲章"ができたのです。彼の論文『子どもの尊厳権』の中にこう書かれています。"人権を尊ぶことが平和な世界をつくるのです。""権利には必ず義務がともなうのです。""ひとを許す、寛容、思いやる心"。

すぐにキレてしまう子ども、なぜなのでしょう。生まれたとき、すべての子どもは心も体も柔らかく、平等なのに、赤ちゃんがかわいいということに異論を唱える人はいないのに、子どもが成長発達する段階で、人間として心の問題がどんなに大切か。このことも大人は皆分かっているのに。

"教育改革国民会議"という政府の機関で"奉仕活動の義務化"などと書かれているのを見ると、私たち大人も行く所を見失ってしまっているとしか思えないのです。

5.子どもの心と出会う

私たちの子どもたちへの仕事は、なぜ理解されにくいのかと、長い俳優生活のなかで考え続けてきました。そのなかで渋谷の東京都児童会館での20年余になる仕事は私たちにとって大切な、そして大きな励ましとなって今日に至っています。日本一大きな東京都児童会館のなかにある600席のホールで夏休みに行われる児童演劇フェスティバルでは、日替わりで子どもたちへの舞台が上演されます。そのほか、年間を通じて土曜劇場、日曜劇場、ワークショップと共催をさせていただいております。日本国中で渋谷の児童会館での仕事が日常的に行われる時代がきたらと。

オーストラリアでは芸術を鑑賞することと、子どもたちが表現活動をする場所を、演劇人が政府から委託されてどこにいっても活発に行われています。

長野県上田市で演劇塾を始めたいと、お手伝いに通って3年目になります。応募してくる方は、中学生、高校生、成人の方と素人ばかりです。もちろんプロを育てるための塾ではありません。自分を見つける、夢中になれるものを探すためのものです。不登校の子どもたち、養護学校の先生、農業のお姉さん、病院の受付係と多種多才の生徒です。お友達ができないと泣いていたのに、演劇を作っていくなかで見事に変っていく子どもたちには私のほうが驚いています。養護学校の先生は、自分が意欲的に生きていかなければ障害を持った人たちとは向き合えないから、正しく立つ、正しく座る、そして動く、あらゆることを自分の体できちんと表現して障害者と向き合いたいと……。演劇はあらゆる可能性を私たちに与えてくれるのだと、私のほうが教えられているのです。

芸術を観賞することは、自分だけの世界で想像力を駆使して遊ぶことができるのです。それがまた楽しいのです。長い歴史の中で、芸術の、演劇の、もっている力が人間の心を育ててきたことは確かなのです。

私は舞台を通じて現実に生きる子どもの心と出会えること、子どもに媚びることなくその心に確かに届くこと、それが多分私たちが創る演劇の大切な使命だと思っています。

キーワード：**教育改革国民会議**

21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本にさかのぼって幅広く今後の教育のあり方について検討するため、内閣総理大臣が有識者の参集を求め、教育改革国民会議を開催することとなった。提言内容は次のとおり。

- 人間性豊かな日本人を育成する。
- 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間性を育成する。
- 新しい時代に新しい学校づくりを。
- 新しい時代にふさわしい教育基本法を。

21世紀の子どもをめぐって

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

現代親子と子育て支援

大阪市立大学生活科学部人間福祉学科　教授　岩堂美智子（いわどうみちこ）

1．少子化と育児不安

「1.57ショック」にはじまり1990年代の日本は少子社会を大きな問題として取り上げるようになった。振り返ってみると、1975年より合計特殊出生率は2.0を割り、育児環境は大きく変わってきた。乳幼児を育てている現代の若い親たち自身がすでに核家族、少子家庭で育ち、人間関係の希薄な子ども時代を過ごしてきたのである。若い現代母親やこれから親になる世代が「少子化」の弊害といわれてもピンとこないところがあるのはそのためである。

かつて農業を中心とした第一次産業時代においては、子どもは地域社会の中で多くの人々の世話になり、数多くの人間関係を結びながら成長した。育児は親個人の仕事というよりは、大家族や地域社会が共に担う仕事であった。子どもたちは兄弟はもちろんのこと、血縁・地縁でつながる老若男女さまざまな人々と接触する中で人間として育っていった。もちろん当時は育児ばかりでなく諸生産活動においても家族・地域ぐるみで人々が力を合わせて生活するのが当たり前であった。

文明化が進み、高度産業社会となった現代、生産労働をはじめとする社会的労働の場と私的な生活の場が切り離されることが多くなった。このことは現代人が高い評価をおく個人のプライバシーや自由を尊重するという点ではプラスの側面が大きいが、本来は社会的な営みであった育児が家庭内へ押し込められることになり、その大部分が家事と共に母親の手へと任される事態を招くことになった。こうしてわが子を持つまで乳幼児と接触する機会がほとんどなかった、という若者たちが未成熟なまま親になり、密室の育児を始める時代が到来したのである。

情報社会といわれる今日、さまざまなメディアから育児情報が入ってくる。孤立したまま育児に専念する母親の場合、これらの情報に振り回され容易に育児不安に陥ってしまう危険性がある。また一方では泣いたり不機嫌になったり、思うように育たないわが子に腹を立て虐待に走ってしまう親もいる。

さて少子化の要因としては、1）晩婚化、非婚化の進行、2）夫婦の出生力の低下、3）子育てと就労の両立の困難さ、4）子育ての経済的、心理的困難さ、5）厳しい住宅事情、などが挙げられている。もはや積極的に「安心して子どもを生み育てられる社会づくり」を進めなければ欧米先進諸外国と同じく、日本においても出生率は回復しないとみられている。

政府・自治体が推進するエンゼルプランや子育て支援策においては、従来の保育所機能を拡充して、就労家庭に対する子育て支援を一層充実させると共に、母親が育児に専念する家庭の支援にもきめ細かく力を注ごうとしている点が画期的である。そこには戦後の55年間で大きく変質してきた日本の家族の実態を踏まえ、現代親子の「子育ち・子育て」を社

会的に支援しようとする意識的な姿勢がうかがえる。少子化現象がもたらした、これら新しい子育て支援策には、従来の日本の親子関係をとらえる視点にはなかった「予防的ケア」が重視されている点に筆者は注目している。

2. 心理臨床分野の子育て支援

心理臨床の分野では従来、育児上の悩みを抱える親と当該の子どもの支援としては、来所によるカウンセリングやプレイセラピーの技法が主流であった。乳幼児の問題の場合は、児童相談所などではこれまで少人数のグループ療法も推進されてきている。しかし、こうした方法では現代の子育て中のほとんどの親が抱くといわれている漠然とした育児不安の解消には、ほど遠いと考えられる。

大阪市立大学・児童家族相談所において、筆者は親子教室を開催し、これら従来の技法に学びながら、乳幼児とその親を対象に集団遊びを中心とした心理教育活動の実践と開発に力を注いできた。

（1）親子教室の実践について

ここではこれまで大阪市立大学で行ってきた「親子教室活動」（愛称「どんぐり教室」）の実践の概略について報告し、その意義について考えてみたい。

活動開始当初（1986年度～1989年。第1期とする）は、主として近隣の保健所における1歳半児健康診断の事後指導の場のひとつとして、特にことばや社会性の発達に遅れが認められる子どもとその親を対象にしていた。内容としては発達援助に効果的な設定保育、ならびに親へのグループカウンセリングを平行して展開していた。この間、「どんぐり教室」に来所する親たちは当該の子ども以外にその兄弟を伴ってやってくることが少なくなかった。核家族では幼い兄弟がいる場合、他の子どもを家においてくることができないのである。個室のプレイセラピーでは、普通、兄弟は同室しないのが原則であるが、「どんぐり教室」ではあえて制限を設けずにかれら兄弟も共に集団遊びの場を経験することになった。

発達上の課題を持っている子どもたちの中には、他の親が連れてきた自分よりずっと小さい赤ちゃんをかわいがり、その相手をして遊んだり、あるいは他の子どもの兄弟のあとをついてまわり、模倣したり共に遊んだりする者も多く、結果的にかれら兄弟・姉妹の存在は「どんぐり教室」の活性化に少なからず役立った。また、最初は単に付き添いであった「赤ちゃん」たちの成長ぶりにも驚かされることが多かった。

（2）育児仲間が欲しい親たち

1990年代に入ると（1990年～1994年。第2期）「どんぐり教室」には、特に子どもの発達には大きな問題はないものの、「近所に遊び友だちがいない」「育児に不安がある」「共同で子育てするひとときを持ちたい」という願いをもった親が通所を希望することが多くなった。保健所からも、親の育児援助をお願いしたい、と送られてくるケースが増えた。都市の少子化が進み、大阪は東京に次いで1.32（1999年）と全国第二位の低出生率となっている。こうした現代の育児事情をかんがみ、次第に「どんぐり教室」では、地域における育児コミュニティの創出とその支援の場としても活動を進めることになった。

教室では親たちに、できるだけセルフヘルプグループとして、開設の準備・後片づけ係、情報・連絡事項の伝達や親睦をはかるためのニュースレター係、歌や手遊びの際のリード係、おやつや料理の材料調達係、おやつ代徴収係、障害保険の加入手続きをする係など、何か一役は教室運営の役割を積極的に担ってもらうこととした。また「遊び」ではスタ

ッフが仕掛け、準備する遊びから、できるだけ親に主体的に参加してもらえるような遊びや、親の育児意欲が高まる遊びを大切にした。ミニ運動会、遠足、料理つくり、パーティ、「お母さんたちでどうぞ」(スタッフ抜きで親たちが自由に集まる回）などの他、進んで教室の運営・企画・保育に参加する機会を提供し、今後の育児に対する自信を養うような試みを増やしてきた。

1995、1996年度（第３期）では、参加者を募る際に、現在育児休業中の親あるいは現在は家にいるが近い将来働きに出ようと考えている母親を特に募集したいと地域の広報で呼びかけた。その結果、約３分の１は該当する親子が集まった。子どもの年齢は３歳ぐらいまでとし特に下限を設けなかったので、０歳児を持つ親がやはり３分の１と参加親子の中に多く目立つようになった。

なお、スタッフとしては教職員と学生数名がかかわり、子ども達と人格的な交流をはかり、また親同士の話し合いにおいてはファシリテーター役を取り、個別の育児の相談にも応じてきた。

1996年度以降、前年度参加した親たちの中で子どもが０歳代であった方々から、ぜひ継続して参加したいと希望が出て、二年次継続グループを新たに試みることになった。このグループには、教室でなく「どんぐりクラブ」という名称をつけ、初年度以上に自主的に会を運営してもらうように働きかけている。こうして活動に参加した親たちは、当初は戸惑っていたが、次第に自分たちで工夫し、お互いの子どもたちにも働きかけ合い、急速にお互いが親しくなっていった。来所日以外にもお互いの家を行き来して子どもたちを遊ばせるなど積極的な育児姿勢も見られる。さらには継続して「どんぐりクラブ」に通う親に、二人目、三人目を妊娠・出産される方が次々と出てきた。期せずして「共同子育て」体験が少子化を覆す役割を果たすことを筆者は実感することになった。

３．家族の垣根を越えて
—親子を包む育児ネットワークづくり

すでに1980年代から都市の核家族・サラリーマン家庭でわが子とのみ向き合って暮らしていた母親たちが、母と子の閉じられた関係の限界に気づき、地域のあちこちで、共に育てる関係を求めはじめていた。「共同子育て」「育児サークル」運動といわれるものがそれである。幾組かの親子が日時を決めて同じ場所に集まり、共に子どもを遊ばせ、共に時を過ごす。子育ての中で生じた悩みは互いに相談し合う。この運動の最大の長所は子どもだけでなく親にも仲間ができることであった。

こうした自主的な親と子の集まりであっても、活動場所の制約や仲間同士のトラブル、引っ込み思案の親の不参加、転勤・転居により参加できなくなるなど、継続していくには幾多の困難がつきまとう。

折しも1999年に改訂された保育所保育指針では、保育所を地域における最も身近な児童福祉施設であると位置づけ、保育所が働く親の子どもの保育だけでなく、地域で子育てしている親や子どもに対しても支援していく社会的役割をもつことを明らかにした。また幼稚園においても、未就園児を含め近隣の子どもが気楽に遊び、触れ合い、親自身も子育てに関する経験を交流したり、悩みの相談ができる地域の幼児教育センターとしての役割を果たすことが期待されている。乳幼児施設はいずれも今や地域の「育児支援センター」として、多様な子育てニーズに応えて創造的にその機能を発揮していくことを求められる時代となった。全国各地に拠点があり、園庭と建物があり、保育の専門家がいる公的施設である保育所・幼稚園が、地域子育て支援を掲げ、各地で活

動をスタートさせたことに筆者は大きな期待を寄せている。とりわけ親の配慮がなければ戸外に出るチャンス、適度な運動、多様な食べ物、清潔な身辺、意欲を育てる遊びなどが与えられない0歳からの子育てに、保育の専門家の目が注がれ、子育て真っ最中の親たちが仲間と出会うチャンスを持てること、偏った育児が乳児期早期から予防されることを期待している。

「共同子育て」はうまく運営されていけば、子ども達の発達援助に役立つと同時に、育てる側の親の養育態度の改善にも寄与しうる試みである。親子教室や育児ネットワーカーの存在は、育児コミュニティづくりや、セルフヘルプグループ活動の支援でもある。問題を抱えた親子が個別に専門家のところに行くという孤立した生き方を推進するのでなく、子育て中の親子に敢えて「意図的」な日常を創り出すよう働きかけ、視野を広くもち、共に生活する楽しさを味わってもらう。問題を抱えた親子もそうでない親子も、共に集うことで対人接触経験を豊かにもつ。このような試みはまさに「予防的ケア」であり、「心理臨床」というより「生活臨床」として提案することができよう。

世界的に見れば人口爆発の現代である。日本の少子家族問題はかつてのような子沢山の家族に戻ることで解決するのではなく、現代にふさわしい育児コミュニティをつくることで乗り越えていくしかないであろう。そう考えると問題の発生予防のためにも、現代家族や現代親子の生活そのものの支援がいま求められている。

4. おわりに　―地域・世代間交流をともに

乳幼児施設は幼い子どもと親たちの「共同子育て」の拠点であり、親子の心地よい「居場所」であってほしいが、さらには地域に住む人々にとってもほっとする心の「居場所」であってほしい。

例えば保育所・幼稚園は地域に住む高齢者、噺（はなし）家、音楽家、画家など、子どもに諸種の文化を伝承してくれる人々を積極的に招き、子どもと触れあってもらうとよい。各施設が地域の人々の共有財産として活用されるためには、職員が仲立ちとなって地域の人々が多様につながり、育ち合う楽しみを共有できることをめざさなければならない。

また、少子化の進行で、子育てに夢をもったり子どもを育ててみたいという気持ちになる若者が減少したといわれる今日、男女を問わず、小学校高学年ぐらいから中学・高校に通う子どもたちに乳幼児施設に来てもらい、子どもと遊んだり保育実習をすることを勧めたい。今では地域で少なくなってしまった自分より年少の子どもに直接触れることで幼い日々を思い出すことができるし、人間はこうしてだんだん大きくなっていくものであるということを実体験することができる。また乳幼児たちにとっても世代の異なる人々と触れあうことは心はずむ経験となる。乳幼児施設がこのように地域に住むさまざまな人々の交流の場として機能していけば、「自立」をめざす子育てが実は同時に「共生」を視野に入れた生き方であることを、大人にも子どもにも教えてくれるだろう。

キーワード：**共同子育て**

子育て真っ最中の親どうしが地域で定期的に自主的に集まって、共に子どもを育てていく試みをいう。もともとは地域共同体が自然に行っていた方法であった。その形態はさまざまであり、子どもを一緒に遊ばせながら情報交換をしたり、育児の悩みを相談し合うなどである。また子どもに経験させてやりたい文化を協力して提供したりもしている。

21世紀の子どもをめぐって

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

地域の中の子どもたち

さくら橋コミュニティセンター 館長 服部（はっとり） 栄（さかえ）

はじめに

ある児童館で、クリスマス会に劇の上演を計画し、子どもたちに呼びかけて練習に入ったところ、毎回の練習にメンバー全員が揃うことがほとんどなく、劇を仕上げていくのにとても苦労したという話を聞いた。

この例は、現在の地域の中の子どもたちの実態をよく表しているように思われる。その背景には、少子社会を迎えて子どもへの期待が一段と高まってきており、学習塾やお稽古ごとに通ったり、サッカーや野球といったスポーツ活動に参加する子どもちが多くなってきて、日程や時間の調整が子どもたち同士の間で困難になってきている、という事情があるように思われる。地域の教育力の重要性が指摘されるようになって久しいが、当の子どもたち自身の生活の変化、親の価値観の変化、子どもに対する期待度の変化等々を目にするとき、その期待に反して、建前と現実との乖離はますます広がってきているように思われる。東京の下町で児童館の仕事に携わる者の立場から、地域の中の子どもたちの実態にふれて見ることにする。

1．モータリゼーションの侵蝕の中で

「山歩きなんかかったるいよ」、「疲れて明日の勉強にさしさわるので」、これは、子どもたちと近郊の山にハイキングに行こうと誘ったときに、子どもや親から返ってきた意見の一つである。歩くことや困難に挑むことを拒む風潮が現れだしたのはいつ頃からであろうか…。それは車社会の発展と軌を一にしているように思われる。それはまた日本の社会が豊かになる過程とも重なってくる。

1970年代は、子どもたちが路地などでキャッチボールやござを敷いてままごとができた。

時々通る車が徐行しながら、「ごめんね」、と優しく声を掛けながら通り過ぎるのどかさが地域には残っていた。また、当時は日曜祭日がきちんと休める親たちは、大企業のサラリーマンか、公務員であった。子どもたちは自分の時間をたっぷり所有して、地域の中で程々の悪さをして学校外での生活を楽しんでいたのである。しかし、車社会の急激な発展は路上から子どもたちを追い払い遊びを奪っていった。また、車社会の到来は家族単位の行動を多くすることにより、家族の絆を強める役割を果たした反面、公共の場を通して培われる社会的マナーや忍耐力を弱める結果となっている。

2．路地裏から子どもたちの声が消えて

子どもたちの学校から帰る時間が年々遅くなってきている。そのため彼らの楽しみである遊びの時間も削り取られることになる。かつては、家に帰るや否や鞄を放り出して地域の遊びスポットに飛び出していった子どもたちの姿を、いまは見ることが少な

くなった。学校から帰ってくる子どもたちの足取りにも、いまひとつ弾むような軽快さが感じられない。なぜならば、その後にも多くの課業が待っており、彼らの心は解放されることがないからだ。

この傾向は学年が上がれば上がるほど強まってきている。親たちの学業成績への関心は強まる一方である。「できるだけ早く、できるだけ多く」、学校での学習を先取りして安心したい、学校の成績のアップに繋げていきたい、このような親たちの切実な願望が、子どもたちの自由空間を心身共に狭めていっていることも否定できない現実である。

現在、家庭もまた学校という大きなカサの中にすっぽり入って、子どもたちの心も体も包んでいるのである。「学校、家庭、塾・習い事」、という3点セットに取り込まれた放課後の子どもたちの生活のステレオタイプ化は、喧躁と猥雑さをたっぷり含んだ路地裏や原っぱ等、地域の中で展開されてきた子どもたちの遊びの世界と、そのなかで展開された濃密な人間関係、社会生活のスキルの習得を奪っていく結果となっている。このような生活環境の中で生きることを余儀なくされている子どもたちは、彼ら本来の、あの爆発的なエネルギーをどこに向かって発散させていけばよいのだろうか。

3.子ども世界の分断化

少子社会は親たちの子どもたちへの関心を一段と強めてきている。その端的な現れは有名私立中を目指しての受験準備である。地域の子どもたちの生活は、小学校3年生の3学期あたりから分断化が始まる。私立中進学を目指す子どもたちは塾通いが始まるからである。月曜日から金曜日まで、ほぼ毎日の通塾、土日は模擬試験や習いごと、家族での外出。このような状態は、学校を離れての子どもたちの世界において、時間的にも意識的にも断層を作り出してきている。さらには、私立校進学が財政的な負担を伴う面から、家庭間の階層化をも顕在化させてきている。これらの諸要素は、地域での子ども集団の分断化を促進し、群れ遊び（かつてはギャングエイジなどとも言われた）の時間を奪ってきている。

そして、子どもたちがめでたく私立校に合格すれば、日々の地域の中での子ども同士の生活の場はほぼ失われていく。最近、地方自治体などが進めている公立学校の選択性なども、地域における子どもたちの生活を分断していく結果に繋がっていくことにならないであろうか。子どもたちの分断化は親たちの分断化でもあり、地域における人間関係や協働関係の希薄さをさらに助長していく面についても注目しなければならないであろう。

また、一方ではスポーツ活動や各種少年団活動も盛んである。そろいのユニホーム、規律正しい行動、親たちが望んでいるもう一つの子どもへの期待がこれらの活動には盛り込まれている。おもに土、日を用いて行われるこれらの活動は、子どもたちの生活をさらに忙しくし、子ども世界の分断化を促進している。ましてや、これらの活動が大人たちの勝負へのこだわりや、硬直した子ども観の上に立って展開されるならば、マイナス面もまた大きいのではないだろうか。

4.孤立化する子どもたち

かつての日本の地域社会は、善し悪しは別として共同体的な部分を保持してきた。子どもたちもまたこの輪の中に存在することによって、スポーツの苦手な子ども、勉強のできる子ども、できない子ども、ハンディを持った子どもなど、多様な子どもたち同士が混じり合い、受け入れ合って子ども集団が成り立っていた。その結果、地域への帰属感が養われ学校での価値観とは異なった子ども世界の価値観が形

成されていったのである。そこには大人たちの緩やかな規制の目があり、子どもたちの悪さは程々に受け入れられていた。と言うよりは大人たちは生活に追われて、子どもたちに十分に目が届かなかった、というのが現実であったと考えられる。貧しさが子どもたちを活き活きとさせ、自由にしてきたという事実（もちろん、貧しさ故の辛さ、悲しさを認めた上でのことだが）は否定できないことではないだろうか。不登校も、引きこもりも、いじめもこの自由さを奪われていったことに起因している部分が大きいということができるであろう。そして注目しなければならないことは、この自由さの喪失は、乳幼児の子育てをしている母親たちの孤立化をまねき、子育ての不安や虐待などに結びついていることである。

地域の中に自由さを受け入れるゆとりがなくなっていることが、若い母親たちの心を不安にしているからではないだろうか。もちろん、この問題は狭い地域のみの問題ではなく、日本全体を被っている問題であることは言うまでもないことであるのだが…。

また、少数ではあるが、問題を持った子ども、障害を持った子どもと家庭が、地域の中で孤立を強いられる傾向にあることも見逃すわけにはいかない。この背景には、「あんな子がクラスにいると勉強が遅れる」とか、「何をされるか分からないので心配だ」といったような大人たちの冷たい眼差しがある。ここにも学校という枠組みが地域の中に入り込んできて、子どもや親たちを孤立化させている現実を見ることができる。現在の地域は、学校化現象を相対化する視点やプログラムを持っていないのではないだろうか。このことは子どもたちにとって必ずしも幸せなことではないであろう。

5．支援を求める子どもたち

地域の中で仕事をしていると多くの子どもたちの問題に遭遇する。以下に、最近出会ったいくつかの例を挙げてみることにする。

＊両親の離婚により高校在学が困難になった子ども。

＊突然、母親が脳溢血で倒れ、弟妹を抱えて途方に暮れている子ども。（現在、福祉事務所、児童相談所、学校、地域関係者でネットワークを作り支援を継続中）

＊高校を中退して、方向が定まらずぶらぶらしている子ども。

＊学級崩壊の中心児と目されて、周囲の冷たい目に耐えられず転校していった子ども。

＊学校での友達関係の崩れから、突然不登校を始め、やがて家出にまで発展した子ども。

＊養護学校に行っていて、放課後の居場所が地域にない子ども。

これらの問題は、たまたま現場にいて出会った問題であり、地域の中にはさらに隠れた問題がたくさんあるものと思われる。このような子どもたちの問題に対して地域はどのような支援ができるのであろうか。

さまざまの制度やネットワークが整備されつつあるが、それらは一方的、かつ機械的な対応であったり、子どもたちの意志を無視した隔離であったり、子どもたちや家庭へのスティグマに終始する、といった状況が見られる。問題の渦中にある子どもたちに対する多様な支援体制を地域の中でどのように作っていけるのか、現場にいる者として重い課題として受け止めている。

6．児童福祉施設の子どもたちと地域

地域に開かれた施設のあり方が志向されてから久しい。その方向性は着実に効果を上げている一方、いまだに、施設で生活している子どもたちに対し

て、「かわいそうな子どもたち」「問題を起こしやすい子どもたち」、といった偏見や差別は依然として強いものがある。このような問題を克服していくためには、日常的な地域での生活の中に施設の子どもたちがでていくこと、また、子どもたちの余暇を楽しむために資源が多い施設側が、それらを地域の子どもたちのために提供していくこともあっていいだろう。また行事などについても同様に考えて、子どもたちを中心に考えて交流や諸計画が実施されていけばよいのではないだろうか。このような実践は各地の児童養護施設等で展開されている。例えば、施設内に学童クラブを設けて、地域の子どもたちも受け入れている施設、図書室などを地域の子どもたちに開放している施設、夏祭りなどを地域の人たちと共催する、地域の子どもたちの問題についての相談の場となる、等々である。

筆者の所属するコミュニティセンターでも、毎年夏に行われるワークキャンプに、児童養護施設の高校生たち（2、3名）が参加して、労働を共にしながら交流を深めている。少子社会の到来を迎えて、子育ての社会化が共通の課題となってきているとき、まず、それを担うのは地域である。地域の人々が施設をそのための重要な地域資源として認識すると同時に、施設の側もそれに応えていく柔軟さが求められてくるであろう。

7.地域で子どもたちが活き活きするために

少子社会を迎えて、より一層子どもたちの個性や教育に対する関心が高まっていくなかで、家庭や学校での子どもに対する眼差しが狭くなってきている。また子どもたちを取りまく人間関係や生活環境も息苦しさを増しつつある。このような現実に風穴を空けていくためには、地域における有形無形の自由でほっとする受け入れの場と、地域（大人）の暖かい見守りが必要となってきている。2002年に学校週5日制の完全実施が決まっているなかで、これらの課題への取り組みは緊急性が求められている。ではいったい、このような事態に対してどのような取り組みができるのであろうか。

最後に、地域の中にあって子どもたちと共に、これらの課題と日々取り組んでいる児童館（全国に約4,300館）の活動に焦点をあてて考えて見ることにする。児童館活動が目指す方向性としては以下のようなことをあげることができるかと考える。

1.いつでも自由に来館できる場
2.いつも仲間がいて遊ぶことができる場
3.自分で活動を選んで参加できる場
4.自分達の計画を実現できる場
5.子どもたちが抱えている問題を受け止める場
6.自主的なボランティア活動ができる場
7.異年齢、異世代が交流できる場

児童館は、子どもたちが求めている家庭や学校とは異なった居場所のベースキャンプ的役割を担う場であり、その重要性を具体的な実践を通して社会に発信していく基地でもある。そして何よりも、閉塞状況の中にある子どもたちの心と身体を自由にし、安心して過ごせる地域の中の居場所となっていかなければならない。現場に身を置く者として、この課題に応えていくことができるように力を尽くしていきたいと願っている。

キーワード：**第3の居場所**

子どもたちの育ちにおいて、学校、家庭とは異なった、第3の居場所としての地域の重要性が再認識されるようになってきた。そこでは、大人の管理から自由になれる時間と空間の存在、自分を解放できる遊びと仲間の存在、子どもたちとナナメ関係を結べる大人の存在等々が不可欠の要素となるであろう。地域での子どもたちの健全な育ちを支援していくために、地域の中にこれらの条件が整備されていくことが切に望まれる。

子ども家庭福祉の新しい展開

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

地域における新しい展開

大阪市立大学生活科学部 助教授 山縣文治（やまがた ふみはる）

1．求められる社会福祉施設の個性化

社会福祉基礎構造改革の最大の目標は、利用者とサービス提供者との間に対等な関係を構築することであった。これを改革では「利用者本位の制度」と表現していた。利用者本位の制度にするための提案が、①措置制度の廃止による選択制の導入、②選択を可能にするサービスの量的整備、③選択に資する情報提供制度、④選択を支える成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの利用援助事業、⑤サービスの質を保障するための第３者委員制度や運営適正化委員会などの苦情処理システム、などである。

このうち、最大のポイントが第１の措置制度の廃止である。児童福祉分野では、1997年の改正ですでに保育所の措置制度が廃止となっていたが、このたびの改正で、新たに母子生活支援施設と助産施設での廃止が決定した。社会福祉施設の基本的制度であった措置制度が、今や、逆に少数派の制度となってしまった。障害者施設の措置制度が廃止されると、措置制度は、生活保護施設と、児童福祉施設のうち従来より児童相談所が窓口となっていた施設だけになったといってもいいほどの状況となった。

多くの児童福祉施設では措置制度が維持されることとなったが、このことは、措置制度であることの意義について、逆に従来以上に実践的に示す必要があるということを意味している。たとえば、虐待ケースや保護者への指導を要するケースなど、措置制度が必要とされる根拠として例示されたケースへの援助効果を高めること、あるいは利用開始場面および施設運営費において措置制度が維持されただけで、施設運営あるいはサービス実践においては、能動的権利の保障など、子どもたちの主体性を今までにもまして尊重した実践を行うことなどである。

一方、措置制度が廃止された施設に求められている内容についても、措置制度と矛盾しない範囲内で当然求められることになる。措置制度下では、サービスの細かい部分まで行政が介入するため、得てして均一化した内容となりがちで、規定事業をどう組み合わせるかといった部分での個性化以上は、求められることはなかった。それどころか、時には、制度化されていないものを措置費を活用して行うことについては、逸脱とさえみられる傾向もあった。

規制改革あるいは競争原理の導入との関係もあって、このような独自の工夫の一部が、逸脱ではなく、むしろ個性化あるいは自助努力ととらえられる気運が徐々に高まっている。措置制度の根幹を否定するようなものは別として、社会福祉施設であることを前提とした個性化が求められているということである。企業の単なる商品販売競争、あるいは顧客獲得競争としての個性化とは異なる、公的社会資源であるとの自覚の上に立った個性化である。

2．個性化の一つとしての地域活動

それでは、社会福祉施設として本分を逸脱しない範囲での個性化とは何なのか。そのための方法は、大きく３つ考えられる。

第１は、施設内ケアの特化あるいは改善・工夫による個性化である。特化型の例としては、虐待を受けてきた子どもや不登校児など、心のケアを必要とする子ども、あるいは知的能力の低い子どもや、中高校生等へのプログラムを強化するなどが考えられる。この中には、被虐待児個別対応職員や心理療法担当職員の配置など、すでに事業化しているものもある。後者の例としては、児童養護施設分園型自活訓練事業、情緒障害児短期治療施設における家族療法事業、小規模児童養護施設化などが考えられる。

第２は、従来の入所児とはやや異なる層へのサービスとして、制度化された新規事業を積極的に組み込むことで、事業内容としての個性化を図ることである。養護系児童福祉施設に近年提案されている新規事業は、子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、さらには児童福祉法改正により併設型をイメージして新設された児童家庭支援センターもこれに近い事業である。これらの多くに共通しているのは、施設本来の業務である措置児に対するケアのみならず、措置ではない形での地域サービスあるいは自立支援に向けての事業が多いということである。

第３は、制度化されていない独自の事業や、他機関・他施設の連携事業に積極的に取り組むことである。措置児を直接対象とした事業は、基本的には制度的に取り組まれるものであり、結果的に、ここでは、地域型の事業や、措置児が社会貢献する活動などが中心となる。社会福祉基礎構造改革の方向の一つは、地域福祉の推進であった。このことは、入所型の社会福祉施設も、地域の社会資源の一つとなる必要性があることを示している。これは、公的資源としてより積極的に地域福祉に貢献するということでもある。

以上のような個性化の方法を考えたとき、施設の立地に合わせた地域活動の展開が、一つの道として、社会的に期待されていることがわかる。これは第２の方法のように既存の制度を活用した方法、あるいは第３の方法のように特定の制度に依拠せずに行う方法、いずれも考えられる。求められているのは、地域住民のニーズをベースにした地域が必要とする施設に向けての展開である。

3．地域活動の推進

（１）入所児童の安定の確保

これからの社会福祉施設において地域活動が重要であることは、すでに指摘したところであるが、ここで問題となるのが、施設本来の目的に基づく入所児（措置児）に対するサービスとの関係をどのように考えるかということである。

「施設の子どもも、地域の子どもも分け隔てなく」というのが、最終的な答えとなるのであろうが、個々のケースを考えていくと、必ずしもこのような一般論があてはまらない場合も多い。たとえば、必ずしも広くない空間に、地域活動により多様な人々が出入りすると、そこを日常的生活の場にしている入所児童の生活を不安定にさせることも考えられる。

ノーマライゼーションの父と呼ばれるニィーリエは、①一日のノーマルなリズム、②一週間のノーマルなリズム、③一年間のノーマルなリズム、④ライフサイクルにおけるノーマルな発達経験、⑤ノーマルな個人の尊厳と自己決定権、⑥その文化におけるノーマルな性的関係、⑦その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利、⑧その地域におけるノーマルな環境形態と水準、という８つの原理を明

らかにし、施設においてもこれが実現されるべきことを主張した。

「施設も、地域の一員として特別な存在であるべきではない」。このことは、閉鎖的になりがちな施設への警鐘ではあるが、施設をまるで公民館のように地域に開放することを求めるものでもない。ニィーリエの主張するように、まさにひたすら「ノーマル」であることを求めるものにすぎない。当然のことではあるが、入所児の日常生活を脅かすほどの地域活動は当然否定されるべきである。

したがって、地域活動の体制を整えるには、まず第1に、入所児童がそのことに意思に反して巻き込まれない環境を作らなければならない。とりわけ思春期の児童については、このことへの十分な配慮が必要である。現状においては、地域活動の空間と入所児童の生活空間については、分離が可能な施設もあるが、必ずしもそうでない施設もある。長期的には、居住空間としての地域型のグループホームと、地域活動空間としての本部空間という姿が望ましいと考えている。

ただし、このことは、入所児童が地域活動と隔絶されるべきであるということを意味するものではない。とりわけ、義務教育に総合的学習の時間が導入され、福祉と教育の関係が強くなると、児童福祉施設が教育の場として活用されることも考えられる。その際、大切なのは、入所児童の主体的意思が常に尊重されなければならないということである。逆に、入所児童の地域活動参加については、ノーマライゼーションの原理に照らし合わせても、より積極的に推進される必要がある。

（2）地域活動の意義と積極的推進

社会福祉施設が行う地域活動には、大きく3つの意義がある。

第1は、社会福祉施設を地域福祉の資源として位置づけ、積極的に地域向けの事業を展開するということである。これは、今日、おそらく社会福祉関係者の間で最も関心が高いもので、かつ実践的にも最も進んでいるものである。具体的には、子育て支援短期利用事業や相談事業などの直接的サービス、会議室の利用や園庭開放などの施設資源の地域開放サービス、施設職員の技能提供などがあげられる。とりわけ、最近ではインターネットを活用した相談や情報ネットワークの構築などでのサービス展開が、児童福祉施設でもめざましい。地域住民からは、地域活動の場として施設への期待が高く、当該施設の直接的機能とは別の一般地域資源としての位置づけも必要であり、地域福祉の総合的拠点としての整備が求められる。

第2は、入所児童のケアの一環としての地域活動の促進である。前提条件として示してあるように、子どもたちに強制することは論外であるが、ノーマライゼーションの視点からも、また、子どもの育成の視点からも、子どもたちが成長の過程において、地域社会に参加することが必要である。これは、地域活動というよりも、一人ひとりの子どもあるいは子ども集団へのケア計画の一環として考えられるべきものである。

第3は、直接的な地域活動というよりも、社会福祉施設としての存在を再確認する活動ともいうべき、情報公開や情報開示による地域からの信頼の獲得である。社会福祉施設のなかでも、とりわけ児童福祉施設のほとんどでは、措置制度が存続することとなり、サービス利用者や納税者である地域住民に対して、その内容を明らかにすることが求められる。

これからの社会福祉施設には、以上のような3つの視点を基本とした地域活動の積極的な推進が求め

図1．保育サービスの展開と今日の事業類型

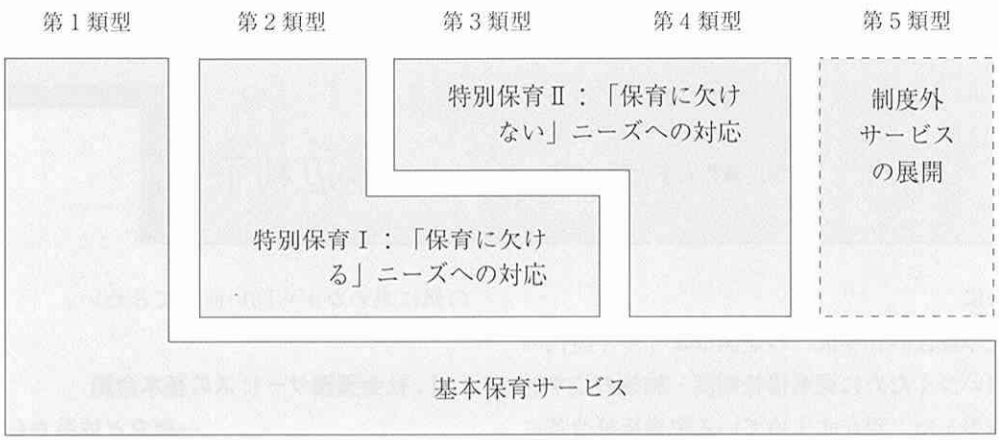

られる。

4．おわりに

保育サービスの性格が、保育に欠ける子どもを対象にしたサービスから、保育に欠けない子どもも対象にしたサービスへと拡大したのは、今からおよそ15年ほど前である。この保育所の事業拡大の歩みと事業内容は、入所型の児童福祉施設においても大いに参考になる。

現在保育所は、基本的な保育サービス（11時間開所、０歳児保育、保育に欠ける子どもの保育）に加え、保育に欠ける子どもへの上乗せのサービス（延長保育、休日保育など）、保育に欠けない子どもへの横出しのサービス（一時保育、地域子育て支援センターなど）という制度内のサービスを組み合わせ、さらに、これに地域性を配慮した制度外のサービスを加えて事業展開をしている。

これを図式化すれば、図１のようになる。この図のうち、保育に欠けるという言葉を養護に欠けると置き換えると、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設などの児童福祉施設の展望と全く異なるものではない。すなわち、現在の入所児童に対する上乗せのサービスとしての家庭復帰の支援や自立支援サービス、横出しのサービスとしてのショートステイやトワイライトステイなどの地域サービスである。施設開放などは、さしずめ地域性を配慮した制度外サービスということになろう。個々の児童福祉施設が、地域福祉施設としての位置づけを獲得するには、今、自分たちがどのような目標をもち、どのようなサービスを展開しているのかを明確に意識する必要がある。

参考文献
(1)柏女霊峰・山縣文治編『新しい子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房、1997。
(2)小笠原祐次・福島一雄・小國英夫編『社会福祉施設』有斐閣、1999。
(3)古川孝順編『子どもの権利と情報公開』ミネルヴァ書房、2000。
(4)竹中哲夫『現代児童相談所論』三和書房、2000。
(5)石田紀久恵・上野谷加代子・牧里毎治編『福祉の地域化と自立支援』中央法規、2000。

キーワード：**アカウンタビリティ (accountability)**

本来は、財務会計用語で、アカウンティング（会計）とレスポンシビリティ（責任）の合成語。最近では、行政評価や公的事業（福祉サービスはこれにあたる）における説明責任と訳されることが多い。一定の責任を負ったもの（事業主）が、自らの責任について、利用者や納税者に対して、事業内容や成果を明確に説明し、事業主責任を果たすという意味。福祉サービスは、たとえ社会福祉法人であろうとも公的事業であり、これが求められる。

子ども家庭福祉の新しい展開

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

社会的養護の新展開

神戸親和女子大学人間科学科　助教授　渡辺利子（わたなべ　としこ）

はじめに

20世紀の最後の10年間、わが国はようやく時代の変化に追いつくために児童福祉制度・施策の抜本的改革に着手した。現在すすめている児童福祉改革について厚生省（現厚生労働省）は駅伝方式だと強調している。だとすれば、さしずめ第1走者が走り始めたところであろうか。

本来、福祉サービスは時代の要請、すなわち、そこに生きる人々のニーズにあわせて権利として提供されるものと考える。よって常に評価され、見直される必然性をもっている。また、サービスを適切に提供するために制度・システムの運用の範囲での対応がむずかしいと判断された場合は、当然のことながら変更されなければならない。また、理念が深化すればサービスへ影響を与えるであろうし、実践の集積とそこから得られた知見も反映される必要がある。つまり社会福祉サービスは制度(法律)、実践、理念とリンクさせながら見直されるものであろう。

児童福祉改革も三位一体での変革が求められる。また、ゴールのある駅伝ではなく、「子どもの最善の利益」の実現のために襷を綿々とつなぎ続ける駅伝であってほしい。そして新世紀こそ「子どもの世紀に」と願っている。

私に与えられたテーマは「社会的養護の新展開」であるが、あくまでも現段階における児童福祉制度改革の動向の中でほんの少し近い未来の社会的養護サービスの基本的方向性について考えることが精一杯である。ただ、社会的養護の基本的視座を子どもの側に求めながら問い直してみたい。

1．社会養護サービスの基本命題
―概念と体系から

何らかの理由により、家庭で養育されることが困難な状況もしくは適切でないと判断された子どもに対して、成長・発達を保障し、そのための養育・保護を家庭以外の場で、公的責任において提供するのが社会的養護サービスである。

社会的養護の対象となる子どもたちは、それまでの家庭生活で危機的状況におかれている場合が多く、また、子どもにとって親子の分離体験は、理由の如何にかかわらず、深い悲しみを与え、場合によっては見捨てられ感や自己存在の否定感をもたせる。

よって、社会的養護サービスは、子どもが自己の存在を肯定的に実感し得る基本的信頼関係を基盤に、心身の成長・発達と自立が保障され、かつ生活の質が確保された安全で安心な生活の場の提供という基本命題を負っている。

わが国の社会的養護は里親制度に代表される家庭的養護と児童養護施設を中心とする施設養護、その中間形態としてのグループホーム養護の3類型に分けられる。平成11年の厚生省報告によると約3万6千人の子どもが社会的養護サービスを受けており、その9割以上が児童福祉施設で生活している。

欧米諸国の多くが、いわゆるボウルヴィ報告以降、家庭的養護にシフトし、施設養護は問題を抱え

た思春期の高齢児童や里親不調を繰り返す場合等の専門的な最終手段となっている。それに対し、わが国の社会的養護は施設養護を中心に展開してきた経緯がある。果たして、社会的養護のあり方として望んだ結果であっただろうか。さまざまな要因は指摘できようが、社会的養護サービスのグランドデザインの基本的方向性として、この点はいま一度再考する必要がある。

2．児童福祉改革と社会的養護サービスの改正点

1980年代以降、社会的養護ニーズは多様化・質的変化の様相を呈し、養護の現場で処遇困難児という言葉が囁かれ始めたのもこの頃からである。1990年代になって児童虐待が社会的問題として認知されはじめると、被虐待児の受け皿として児童養護施設等への入所も増加の一途をたどった。虐待体験は子どもの心に深い傷を負わせ、その結果、情緒的不安定、人間関係形成の歪み、不適応行動等を問題として抱えさせてしまうことがある。そのため、こうした子どもへの心のケアや専門的トリートメント機能の強化が迫られた。また、親・家族の調整は従来児童相談所の役割であったが、虐待等の不適切な養育、親子関係の葛藤・破綻等にみられる問題を抱える親へのケア的対応、親子関係調整と再統合の課題もファミリーソーシャルワークとして施設機能に求められた。

こうした多様化・複雑化・深刻化するニーズに対応するための専門機能の拡大とより高い専門性が求められる現実は、戦後50年間変わることのなかった現行体制の範囲での対応を超えるものであり、制度の抜本的改革なくしては解決が困難と考えられた。また、平成７年に批准された「児童の権利に関する条約（以下子どもの権利条約）」は基本理念の転換に大きな影響を与えた。

社会的養護サービスの具体的改革内容をみると、児童福祉法改正では①施設の名称及び機能の変更[1]、②対象児童の拡大と利用年齢要件の緩和[2]、③施設の統合[3]、④新規事業の創設[4]があげられる。それに伴い「児童福祉施設最低基準」に自立支援機能、家庭調整機能、懲戒権の濫用禁止の規定が盛り込まれ、児童１人あたりの居室面積も改正された。その他の政省令の改正及び通知により、児童養護施設分園型自活訓練事業の開始、児童自立支援計画書の策定、ケア基準及び児童の権利ノートの作成、心理療法の導入などケアの質にかかわる対応も図られている。また、里親やグループホームに関しては、「里親活用型早期家庭養育促進事業の実施」「地域小規模養護施設の設置運営」の通知がだされた。

児童福祉法改正により一連の動きが一段落した観がある。そこであえて問わなければならないのは、社会的養護を必要とする子どもたちが、「生きている実感と喜び」を得られるサービス体制へと転換し得たかということであろう。子どもを権利の主体と認め、基本理念を「ウェルビーイングの実現」へ転換し、「子どもの最善の利益」を基準とした社会的養護サービスを目指すことは確認されたが、具体的実践として子どもの元へ届くためには実施体制の抜本的変革という大きな課題が残された。

3．社会的養護サービス再構築の基本的視座

今後の課題である実施体制の改革の基本的視座は、権利主体である子どもの視点からのものでなければならないし、子どもの評価に耐え得るものでなければならない。これは自明のことであり、もちろん現在も多くの現場職員が常に“子どものため”を念頭において日々実践している。

しかし、実際に子どもにとって本当に実現されたとはどのような状態なのだろうか。グループホームの生活体験が当事者にとってどのような意味をもち、その後の生活に与えた影響についてインタビューした際の話[5]を例に考えてみたい。

「初めてまとまった普通の生活ができて、子どもながらに一番しあわせだったし、自分にとって安堵があった。」「ラジオからクラシックの音楽が流れ、

就寝の時は眠るまで本を読むかお話を聴かせてくれた。手作りのケーキや料理もジーとみていておぼえた。カーテンは花柄のきれいなもので、自分が家庭生活を持ったときに、そうされたことがとてもよかったから自分もそうした。」「私は先生をみて育ってよかった。私にとって一番の鏡。」

子どもの評価に耐え得るとは“いま現在”と“人生の中で”の二つの側面をもち、それは良質な生活環境と生活の営み、その生活を共にする信頼できる大人の存在によって実現することがよくわかる。

基本的視座を子どもの視点におくということは、子どもの全人生における今と将来にわたる責務を自覚することであり、家庭以外の場所で生活せざるを得ない子どもたちに、せめて「ここならまあいいよ。」「あそこで育ってよかった。」と言ってもらえる生活の場を提供することではないかと思う。

4．社会的養護体制の新展開の基本的方向

社会的養護サービス展開の基本方向については、先に述べた社会的養護の基本命題の真なる実現とニーズに対応したより専門的機能の拡充という両側面から改革が図られる必要がある。

施設養護においては、質の高いケアを提供するための基本的養護体制をどのように再構築するかが優先課題となろう。施設養護の特性は日常生活を通したトータルな人としてのかかわりにある。この特性を最大限に発揮するには、物的・人的環境の整備は基本要件であり、よって児童の生活施設のあり方をノーマライゼーションの視点から検討することは重要である。

大人の配慮が行き届き、生活感と暖かみにあふれ、“自分の居場所”を実感できる居住空間を形成するには、居住スペースや構造等の物的要因は大きい。また、愛着・信頼関係を基盤とした生活の営みの中で、大切な存在として十分に手をかけ、かつ、さまざまな生活・社会体験を提供し、基本的生活習慣、生活技能、社会的技能の獲得を支援し、同時に子ども同士の育ちあいを効果的に活用するには、適正な生活集団規模（担当児童数の縮小）の実現が不可欠である。これは長年施設現場が強く切望し続けた願いである。施設養護の基本機能を追求した実践体制へ変革することは、心に傷を負い大人への基本的不信を抱いた子どもたちが、職員との間で人間関係の再構築を体験し、他者と自己への信頼を回復するためのより専門的ケアの保障にもつながる。

一方、専門機能の拡充については、全国社会福祉協議会児童福祉施設あり方委員会が「児童福祉施設再編への提言」の中で児童福祉施設の専門機能の枠組みを整理し、類型化する方向性を打ち出した[6]。多様化・複雑化する児童福祉ニーズと施設機能のミスマッチ、グレーゾーンの解消を児童福祉施設の専門施設化に求めるか、総合（多機能）施設化を指向するか、大都市、地方都市、郡部といった地域特性をどう考慮するか、検討課題は山積みである。また、各施設の専門機能の強化という点では、施設現場の実践上のさまざまな工夫や先駆的実践を制度として吸収する検討も必要である。

最後に、現状では社会的養護＝施設養護という実態がある。社会的養護の基本形を何に求めるかという根本的課題はあるが、少なくとも“サービス”という以上は、家庭的養護、グループホーム養護、施設養護のいずれであれ、子ども・家庭のニーズにあった形で選択が可能となるための量的な確保が前提となるのは言うまでもない。

5．社会的養護サービスを担う専門職と支援体制

児童養護の専門性は、生活のあらゆる場面を通した全人的なかかわりに依拠しており、職員は子どもが信頼し依存できる人間関係を発達させるよう働きかけ、この人間関係を利用して援助することが最も重要な目標となる[7]。よって、職員という生身の人間を介して実現されることから、真に養護の質を高めるためには、“実践における専門性”を現場実践の集積の中から確立していくことが必要である。

また、現状では直接処遇場面つまりケアワークの側面が強調されるきらいがある。しかし、職員に求められる役割や専門性は子どもや家庭のニーズに影響を受けることから、今後はソーシャルワーカーとしてミクロからマクロレベルに至るコンピテンス＜仲介機能、調停機能、代弁機能、連携機能、処遇機能、治療機能、教育機能、保護機能、組織機能、ケアマネジャー機能、社会変革機能＞[8]を備えていることもより強く求められるであろう。

以上述べてきたように、児童養護の実践において、専門的倫理（価値）、知識、技能を統合し内包した道具、すなわち職員自身を最大限に活用するためには、自己研鑽は専門職に求められ得る責務である。しかし、一方の現実として職員の多くは、子どもへのよりよい養護や職場環境・人間関係の問題等から、個人としての生活設計や人生設計に至るまで、実に多くの悩みやストレス[9]を抱えている。また子どもやその家族と接する際に自らの価値観が問われる場面にも多く遭遇するため、常に専門職としての自己や人としての有り様が危機的状態にさらされている[10]といっても過言ではない。

職員が施設養護の専門的知識、価値、技能を獲得し、内面化し、実践化できるまでのプロセスには時間を要する。また、専門職としての熟達化という点ではさらに長い年数を要することになる。よって、その間、職員は問題の解決しない状態に耐えていかなければならない。

こうした施設職員へのスーパービジョンは、施設の管理サイドやスーパーバイザーの目的によるのではなく、スーパーバイジーである職員のニーズや課題に基づいていることが重要である。また、支援体制の基本原則は「担当者だけが苦しむのではなく、また担当者の技量や能力不足を責めることなく、責任を果たせるように支援体制を組むこと」[11]にある。筆者が行った施設でのコンサルテーションにおいても、職員はサポートが得られていると感じたならば、問題が解決しない状況に耐えて、前向きに取り組むことができることを実感した。

スーパービジョンや支援体制の確立・充実は、施設職員の自己実現と専門職としての熟達化を支える組織的取り組みでなければならない。

まとめにかえて

時代のニーズがいかに変容し、それに伴ってさまざまな機能が求められようとも、常に社会的養護サービスを必要とする子どもの視座にたち、人間（子ども）の尊厳と可能性への信念を基盤に紡ぎだされた実践を目指すことを肝に銘じておきたい。

注

(1)養護施設を児童養護施設と名称変更し、自立支援機能を目的に付加した。また教護院を児童自立支援施設と名称変更し通所機能及び自立支援機能を付加した。

(2)児童自立支援施設（教護院）の対象児童を、不良行為をなし、又はなす虞のある児童に加え、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童に拡大した。乳児院の対象年齢を満１歳未満から保健上その他の理由により必要な場合はおおむね２歳未満まで拡大した。情緒障害児短期治療施設については年齢要件を撤廃した。

(3)虚弱児施設を児童養護施設に統廃合した。

(4)児童自立生活援助事業として、いわゆる自立援助ホームを第２種社会福祉事業として法定化した。

(5)「養護施設におけるグループホームの生活体験が児童の生活史にもたらしたもの－体験者のインタビューを通して－」共栄学園短期大学研究紀要第11号　1955年　p.373－388

(6)同委員会の提言では、施設機能を生活拠点（入所施設－在宅）と専門性（生活総合性－特定目的性）を軸に４つに類型化し、生活拠点型（子どものＱＯＬを確保し生活全般にわたる総合的・計画的ケア重視）、トリートメントⅠ型（生活治療及び特定専門性に基づく治療重視）、トリートメントⅡ型（通所・外来による特定専門性に基づく治療提供）、家庭養育支援型（実家庭を基盤として保護者に対してケア・子育て支援）を示した。

(7)エバ・バーマイスター、訳・内山元夫「児童養護プロフェッショナル」学苑社　1998年　p.27

(8)日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会「ソーシャルワークのあり方に関する研究調査報告書」　1997年

(9)東京都社会福祉協議会児童部会・日本社会事業研究所「東京都民間児童養護施設職員のストレスに関する調査」　1999年

(10)渡辺利子「児童養護施設における新任職員の“悩み”－ある新人職員の事例から－」会津大学短期大学部研究年報第56号　p.39－52

(11)福山和女「スーパービジョン体制の必要性と課題」『季刊児童養護』Vol. 28　No. 2 全国養護施設協議会　1997年　p.21－34

キーワード：**地域小規模児童養護施設**

平成12年５月１日に厚生省児童家庭局長通知として「地域小規模児童養護施設の設置運営について」がだされた。以前より児童養護施設においてはグループホーム実践がなされていたが、これにより制度化されることになった。運営主体はすでに本体施設が運営しているものであり、定員は６名で長期養護の見込まれる児童を対象としている。昨年10月現在で全国10か所の設置認可がおり、今年はさらに10か所の設置が予定されている。

子ども家庭福祉の新しい展開

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

児童福祉施設運営の新しい展開 —児童の権利擁護確立の鍵

川崎医療福祉大学 講師
岡山県福祉サービス苦情解決委員会 委員長 安齋芳高（あんざい よしたか）

児童福祉施設の場合は、制度改革後も措置入所が継続されるが、利用契約施設等における権利擁護制度をそのまま当てはめることは必ずしも適当ではない。むしろ「児童の最善の利益」を考慮したサービスを構築し、それを最優先することによって児童の権利を保障する。それは、児童の権利に関する条約でいう児童の「意見表明権」の保障であり、質の高い自立援助サービスを行うことにある。前者は入所児童に対する苦情解決システムの導入を積極的に取り入れることによって保障の一端を講ずることができ、後者は施設自らサービス評価を行い、その質を高める努力によって実現される。

1．児童の権利擁護と苦情解決

福祉サービスを利用する人は、提供されるサービスに対する苦情や意見をあまり表立って言わない。利用者自体がサービス提供者への遠慮が先行して我慢してしまうケースも少なくない。行政手続法等にはさまざまな不服申し立て制度が確立されているが、福祉制度においては、まだその部分が立ち遅れている。長い間、措置という行政行為のなかで行われてきただけに、利用者もおのずと受身的な立場を取ってしまう。今回の社会福祉基礎構造改革の基本理念は、利用者を権利の主体者として尊重することにある。そのため利用する者とサービスを提供する者とが対等の関係を維持しつつ契約を交わす制度に転換が図られた。それを補完する具体的事業が「苦情解決システム」の導入である。その目的は、利用者の満足の促進とサービス改善への目安とすることであり、その対象者は、サービスを利用している当事者とその背後にある家庭・家族をも含むものと考えられる。児童福祉サービスの場合は、特に親権者としての保護者の存在が大きい。もちろん、児童そのものの意見を公正に受け止めることも大事である。しかし、乳幼児の場合は、十分な意思表示ができないために、特に配慮された権利擁護システムが必要となる。児童の権利に関する条約の理念ともいえる「児童の最善の利益」をどのように福祉サービスのなかで実現できるかが鍵となる。苦情解決のシステムだけではなく、そこで提供する質のよいサービスをどのように高めていくかが乳幼児に対する権利擁護とも言える。

①施設内苦情窓口の意味

苦情解決の仕組みのなかで最も配慮しなければならないのが、事業所内(施設内)のシステムである。通常、利用者が施設に苦情や意見を言う場合、相手は直接処遇に携わる指導員や保育士であり、施設長である。想定される苦情として、サービスの内容にかかわるものや個人の嗜好、選択に関するものなどであろう。申し立てた相手が指導員等であれば、その場で判断し処理するであろうし（もちろん、大切なことではあるが)、利用者としては、もし問題がそこで解決されなければ不満として残る。施設関係者のなかには、苦情解決のシステムはわざわざ仕組みを作らなくても、日常ケアのなかで十分対応できると言い切る人もいるが、それでは利用者の苦情や

要望に対する客観性、公平性、公正性に問題が残る。従って、外部から分かりやすい常設の受け入れ窓口と第三者の立会いによる仕組みを作ることが必要となる。それが社会的にも施設に対する信頼を得ることでもあり、施設の公共性を示す証とも言える。福祉施設はとかく社会からその運営が“見えにくい”と言われないためにも必要なことである。

②第三者委員

改正された社会福祉法及び児童福祉施設最低基準には、苦情の適切な解決とその窓口の設置についての義務が事業者に課せられており、すでに厚生省は、法改正に併せ平成12年6月7日付で苦情解決の仕組みの指針を都道府県に示している。その目的からは、「利用者に対する満足感を高めること」「早急な虐待防止策の構築」など利用者の権利擁護を目指したものであることが伺える。さらに付け加えるならば、施設内で起こる苦情は、即利用者のニーズでもあり、その把握の好機とも言え、サービス改善に繋げていく姿勢がぜひとも必要である。苦情解決の仕組みには、社会性や客観性を担保する意味から「第三者委員」の設置が義務付けられている。福祉サービスを提供する事業者側とその利用者では、法的に対等の関係であるとはいっても、やはり主従、上下関係は拭いきれないものであって、個別対応となると利用者側の遠慮やサービス提供者側の説得、押し付けが予期されなくもない。その公正・公平を期する意味からも第三者委員の存在は重要である。児童福祉施設で苦情窓口を利用する者は、その保護者あるいはその代理者である場合が多いのではないかと思うが、子どもの強制引取りなど苦情解決窓口だけでは解決が困難なケースも考えられ、関係専門機関との連携を密にする必要がある。

③児童の声を受け止める方策

児童福祉施設で最も大切なことは、児童からの苦情をどのように把握し改善に結び付けるかであろう。しかし、その窓口を訪れる子どもたちは少ないのではないか。なぜなら苦情解決の窓口担当者が、施設の職員であり施設長の場合、日頃指導を受けている関係で、苦情の内容が個別の職員のことや管理上の不満など、言い出しにくいこともある。従って子どもたちへの苦情解決の窓口をどのように言いやすい環境に作り上げるか、また、信頼を得るような公正・公平性をどのように保つようにするかが鍵となる。児童養護施設のいわゆる「体罰事件」が続発する現状を見るとき、行き過ぎた指導のあり方とともにこれら子どもたちの口を閉ざさない方途をこの機会に考えたい。それは、施設内だけではなく子どもたちが自由に意見を言える地域の相談窓口の整備、すなわち児童相談所のような公的機関や児童家庭支援センター、そして県段階の運営適正化委員会や同業種施設組織などと連携した取り組みが必要である。

④忘れてはならない従事者の声

さらに児童福祉施設に関して気になることは、施設経営者と従事者との関係である。児童養護施設の社会的事件としてマスコミを賑わした一連の施設内体罰問題の発覚は、施設内の運営管理のあり方に対する不満が背景に潜んでいた。旧来のいわゆる伝統的人事・労務管理と言われるものが、そこで働く従事者との間で意識のすれ違いを起こし、それを改善することなく長い間それを続けてきた結果、その歪みが溜まり、限界を超えたところで噴出したものと思う。児童福祉施設の多くは、戦後の混乱期に私財を投入した民間人が児童の福祉を守り続けてきた歴史を持っている。まさに今ある児童福祉は、これら先駆的に取り組んできた先達によってその礎が形づくられたと言ってよい。そこで培われた実践の積み上げが児童福祉を守り続けてきた。しかし、こと人事・労務管理においては、その伝統的経営を共に残していることが近代的運営に支障をきたしていると言わざるを得ない。とかく児童福祉施設の多くは、単一法人単一施設である。法人とはいっても家族ぐるみ、いわゆる「同族経営」といわれる形態をとっているところも少なくない。運営責任をもっている

理事会も形骸化され、同族によって支配され従事者の意向が反映できなければ、当然外部にその不満が吐露される結果となる。これからの施設にとって大切な課題は、実はここにある。福祉施設のサービスは、担当者任せではなく施設全体を通しての総合的、計画的、継続的援助が望まれ、チームプレイがその要となるだけに、施設全体の統一した意志確認が何より大切である。個々の専門職としての考え方が積み上げられ、統一した方針が確認されて、はじめて良質な処遇に結び付くのである。ところがとかくこのプロセス段階に不満が残る。この従事者からの不満や意見を受け止めるシステムを、施設は配慮しなければならない。以前ある従事者組合の幹部から全国組織の段階でこれらを受け止める窓口の設置の要請を受けたことがある。その後、県段階に運営適正化委員会が設けられ、施設で解決できない苦情などの窓口を設置することになったが、利用者の苦情の解決と共にこれら従事者のことも合わせて受け止めることが今必要になっている。

2.児童の権利擁護とサービス評価

近年、児童福祉施設には問題を抱えた児童(母子)が多く入所するにつれ、その高い専門性が要求されるようになってきた。元来、児童福祉施設には児童福祉施設最低基準が設けられ、それをサービス基準として実施されてきた。これはあくまで人的、物的面での最低限のサービスラインであり、処遇面での基準は施設任せの感があった。しかし、前述のような社会的要請が施設に求められてくると、措置施設としての厳しい行政規制が壁となって、施設としての自由な創意工夫が取り込みにくい面も生じてきている。もちろん、ある程度の規制はサービスの均質を担保する意味で必要なことではあるが、児童福祉施設が長年の経験と処遇技術を積み上げてきたその実績を省みるとき、今後規制は必要最小限にとどめ、運営に弾力性をもたせることが施設サービスの向上につながると思われる。

①継続した自己評価を

社会福祉基礎構造改革において、障害児・者施設をはじめ成人施設のほとんどが措置から利用契約施設に変換を遂げた今、質の高いサービスを実施することが利用者の人権尊重と利用者が施設を選択する場合の絶対的条件となる。児童福祉施設においても同じであり、措置施設だからといって最低限のサービスでいい訳はない。今回改正された社会福祉法第78条には、中央社会福祉審議会の提言を踏まえ、社会福祉事業の経営者にその提供する福祉サービスの質の評価を行うことが課せられた。

質の高いサービスを実施するには、一定の目標となる基準を設定し、施設自らそれをチェックし改善につなげるたゆみない努力が必要である。これについては、これまで各地の団体や施設で先駆的に取り組まれてきた経緯がある。東京都や大阪府の「子ども権利ノート」や日本保育協会（発行全社協）[1]による「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（保母編、園長編）」そして北海道児童養護施設協議会による「北海道児童養護施設ケア基準」、全国母子寮協議会[2]の「母子寮サービス水準」、全国児童養護施設協議会の「児童養護施設における事故・事件防止のための運営指針」、さらには、平成12年３月全社協・児童福祉施設におけるサービス評価のあり方検討委員会が作った三部作「乳児サービス自主評価基準」「母子生活支援施設サービス自主評価基準」「児童養護施設サービス自主評価基準」などが挙げられる。このように自主的な取り組みとしてのサービスの質の向上への努力は、今後も継続した取り組みが望まれるが、一方、社会的レベルとしての評価への期待も高い。厚生省は、平成12年６月２日「福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ」を発表している。それによると、「①個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けること。②利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるもの。」を目的としている。

②第三者評価の課題

第三者評価については、民間企業などがその財務体質や債権の信用度における「格付け」を行っていることは、よく知られている。取引を行う場合の信用目安として、また医療機関や福祉サービスを選択する場合の選択肢の参考として必要なことである。目下、その基準づくりが進められているが、その実施にはいくつかの課題がある。

一つは、その評価基準のレベルをどこに置くかである。同まとめでは、「最低基準や指定基準と同レベルの基準ではなく、よりよいサービス水準へ誘導するための基準とする。」としている。当然、サービスの質の向上を目指すからには、より高い水準を設定することが望ましいが、あまり実現性のない目標を設定しても「絵に描いた餅」になる。現行の制度や規制の枠内での到達目標とするか、積極的な改善面を意識したいわゆる社会的要請としての理想的水準とするかである。この場合は、制度規制などその水準に到達するための隘路となっている点があれば、その改善を行うことが前提となる。前者の場合は、現実味はあるが結局最低基準の域を出ないことが予測され、基準を設けた意味をなさない。目下、このレベルの置き方については、評価基準の試案をつくり平成12年度実際にモデル事業を実施しながら定める作業が行われている。二つ目は、この社会的評価を誰が実施するのかという実施機関の問題である。先の中間まとめでは、できるだけ多くの機関で実施できるよう育成の必要性を述べている。第三者評価機関が多ければ多いほど細部にわたった評価を行うことが可能と思われるが、機関間の判断に対する格差が生じやすい面も出てくる。そこをどのように標準化をはかるかが課題となる。特にその機関における評価調査者はその対象分野の高度な専門性が要求されることは間違いない。福祉サービスの分野は、国が定めた運営基準を土台に施設独自な処遇方針を加味した運営と援助が行われている。そこにその施設としての独自性と創造性があり、その蓄積が新しい援助技術を生み出しているとも言える。このような現場の状況を的確に判断でき、かつ中立性、公平性、独自性をもった評価調査者の確保が課題であり、統一した養成も必要である。三つ目は、「認証」のあり方である。中間まとめでは、認定証の交付（A、B、C）等の格付けも検討課題としているが、この第三者評価の目的(前述)を考慮した場合、「評価」は事業者のサービス改善の目安として、「認定証の交付」は利用者の選択の資として、それなりの意味をもつ。しかし、認証の公表には慎重な検討を要する。格付けされた認証は利用者にとって絶対的評価として受け取られるだろうし、認証のランクによっては、それを貼られた事業者の社会的ダメージは大きくなる。場合によってはその事業の存続にも影響しかねないからである。むしろ認証は格付けではなく「優良事業者」に限定した認証として当面行ったほうがよい。格付けは、事業者に対する評価の中で行うならば意味あることである。いずれにしてもこのサービス評価は、今後の福祉サービスの質を向上させる意味で欠かせないものと言える。当然、児童福祉施設においても積極的に取り組まなければならない課題である。それは選択・契約ができない施設であればなおさら児童の権利擁護という視点からの評価、改善を行う必要があるからである。

注

(1)保母編は、厚生省委託研究「保育所の自己点検評価基準に関する調査研究」、園長編は、厚生省委託研究（石井哲夫氏）「保育内容等の評価についての研究」

(2)現全国母子生活支援施設協議会

キーワード：**児童の権利擁護**

児童憲章及び児童福祉法の理念とする児童の「人権尊重」と「発達の保障」が児童福祉施設に課せられた不変の使命であり、創始以来関係者により守り続けられてきた。しかし、ややもすると制度運営とのはざ間においてその道筋を違え、結果として児童の人権を侵してしまうことがある。社会福祉基礎構造改革が行われた目的もそこにある。今、改めてこの「児童の権利擁護」の意味を問い直し、その進路を見据える必要がある。

子ども家庭福祉の新しい展開

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

求められる包括的な実践パラダイム

—これからの児童ソーシャルワークの課題と展望

大阪府立大学社会福祉学部　助教授　谷口泰史（たにぐち ひろし）

1．はじめに

児童福祉実践において現在ほど技術革新（イノベーション）が求められている時代はない。今回の児童福祉法改正を軸とする児童福祉改革で、ようやくわが国においても「子どもの権利条約」の理念が実践レベルでも具体化される方向が示され、児童福祉施設最低基準に「自立支援」「家庭関係の調整」「関係機関との連携」というソーシャルワーク機能が明確に位置づけられることとなった。むろん、これらのソーシャルワーク機能は個別的実践のなかで現場では当然配慮され、現場職員の努力と熱意で多くの実践が蓄積されてきている。しかし、現在要請されているのは、個人的熱意や努力による実践ではなく、あくまでも子どもの権利擁護の視点から、子どもの最善の利益を保障する「実践システム」の確立である。わが国の児童福祉実践においては、各施設が対象とする児童や達成目標に応じてそれぞれ独自の実践の体系を発展させてきており、その実践をソーシャルワークとして体系化することに関心が向けられてきたとはいえない。従って、ソーシャルワークの実践理論・理念・価値による実践過程のシステム化は必ずしも十分ではない。新たな理念や価値の確認にとどまらず、それらを一人ひとりの子どもに具体化することのできるソーシャルワークの実践システムをそれぞれの現場で実体化することが求められている。つまり、個々の実践技術の革新だけでなく実践過程の変革も含むイノベーションが要請されているのである。

2．自立支援のソーシャルワークの必要性

このような新たな実践システムを基礎づける技術とは、「自立支援」・「家庭支援」のソーシャルワークといえるが、これを具体化するとき、この技術が必要とされる今日的意義と基本的な視点をまず確認しておく必要があろう。

（1）子どもの権利擁護と説明責任：社会的養護の基本理念が「保護」から「自立」へと転換された。これは援助理念が、「保護され」「育成される」子どもの受動的権利の実現から、「自己決定」「自己実現」「幸福追求権」などの能動的権利へと拡大されることを意味している。従来の経済的・精神的自立の援助の考え方とは異なり、子どもが自ら判断して、自己決定できるように、つまり、自らの最善の利益を自分の力で選択し、表明し、行動していく力を形成できるように支えるエンパワメント実践である。そのためには子どもの状況やニーズに応じた「説明」「情報提供」がその都度適切になされ、子ども自身が自身の生活や将来、要求について自己吟味し、意見表明ができるかかわりが保障されなければならない。このようなソーシャルワーク・プロセスが職員の個人的裁量やスキルとしてではなく、現場職員の誰もが取り組めるシステムとして確立されることが権利擁護の実践基盤として求められる。このような実践システムが構築されてはじめて子どもの最善の

利益を守ることが実質的に可能になる。児童福祉施設の実践が社会に対して実践の質を示し、説明するためには実践の理念と目標さらにプロセスが明確でなければならない。

（2）問題解決型のアプローチの必要性：現在の児童福祉施設はさまざまな処遇困難性に直面している。被虐待児のケアと対応、親との関係調整、自立困難な子どもの自立支援など従来の施設ケアの枠組みや施策だけによっては対応困難なのだが、この困難性は本来子どもや家庭のニーズと制度的対応や実践のギャップやミスマッチに由来するものともいえ、利用者自身の問題特性だけに帰せられるべき問題ではない。ソーシャルワーク実践とはこのようなニーズと方策のギャップを対象とし、そこに現れる問題を多様なアプローチを展開して具体的・個別的に解決する技術である。虐待問題や自立困難な児童の問題のほとんどは複合的で多様な問題を抱えており、これらを解決するためには単一の機関・施設による従来の方策だけでは困難で、多機関・多職種の連携やネットワークやそれらのサービスの調整や統合の機能が必要となる。問題状況を子どもや家族の視点から全体的なパースペクティブ（対象構成原理）で把握し、状況やニーズの変化に合わせてコーディネートしていくソーシャルワーク機能の一端を児童福祉施設も担っていくことが期待されている。

3. 児童ソーシャルワークの独自性

このような機能が求められる児童ソーシャルワークが一般のソーシャルワークと比較してどのような特徴をもつのだろうか。ここでは児童福祉の独自性を再確認した上で児童ソーシャルワーク独自の構造と機能を確認しておきたい。野澤（1999）は児童福祉の独自性について次の4点を述べて、児童福祉の独自の実践の焦点とそこに現れる問題の構造、さらに、そこで求められる実践技術と実践理念を明らかにしている。

(1)扱う領域が子どもの生活基盤の問題や健全育成、いいかえれば親の養育困難とそれに伴う親子関係の不安定性のリスクや養育環境・条件の問題にある。

(2)サービスの対象は子どもに対してのみでなく、養育困難性を担う養育者・親にも向けられるべきで、アプローチは二元性を帯びる。

(3)そこには親の利益と子どもの利益の二律背反的対立を含むこと、それゆえその対立・矛盾を最小限にするためのスキルの開発も求められる。

(4)基本的に児童福祉の課題は「子どもの最善の利益」の実現であり、子どもの福祉の実現である。

児童ソーシャルワークの目標は、児童の問題を解決してその健全な発達を援助していくことにあるが、児童はその生活を家族に全面的に依存している存在であり、家族統合を目標とすれば、家族が児童の問題解決に積極的に取り組めるように、家族にも焦点をあてたアプローチが必要になる。児童ソーシャルワークは、その対象領域・介入領域として二重の焦点をもち、その二元的な調整をさらに発展的に統合していくという機能を担わなければならない。従って、児童ソーシャルワークの基本的特徴を次のように確認しておきたい。

(1)児童の発達を援助すると同時に家族の成長を支援するという焦点と介入の構造的二元性をもつこと。

(2)児童、家族それぞれの福祉の実現をはかるだけでなく、その二元性を児童の権利の実現を目指して克服し、家族レベルで統合化をはかること。

児童ソーシャルワークは家族ソーシャルワークであるともいえ、児童ソーシャルワークにおいては家族統合の達成なしに、児童の基本的ニーズの充足は完成されない。児童と家族がそれぞれに成長し、さらに全体として共存できる新たなシステムの形成を展望し、組織化するようなパースペクティブと、それを促進する実践技術が児童ソーシャルワークには

原則的に求められるのである。しかし、従来の児童福祉実践においては、家族は援助の対象として十分に位置づけられてこなかった。児童福祉に限らず家族は社会福祉の実践の対象として明確に認識され、援助されているとはいいがたく、現場の認識と技術に依存した任意的な裁量行為の対象にすぎないという事態がいまなお続いている。いま、求められる実践は、児童の権利実現と同時に家族の普遍化した養育困難性をサポートする家庭支援システムの構築とアドボカシーによって焦点づけられた家族のエンパワメント・アプローチではないかと思われる。このような児童ソーシャルワークの共通基盤と焦点を確認した上で「児童福祉」実践を「子ども家庭福祉」実践へと再編していくことがこれからの援助技術の最大の課題である。

この課題を具体的・計画的に達成していくためには、問題解決のためのソフトウェアつまり「実践パラダイム」が必要になる。どのような理念に基づき、何を対象に、どのような援助を、何を目標として、いつ、どこで、どのように、提供するのか、そのために児童福祉施設や機関がいかなる役割を果たし、関係機関とどのように連携していくのか、このような具体的な実践課題を社会福祉固有の視点から方向づけ、解決の道筋を示す包括的な実践パラダイムに基づいて実践が展開されてはじめて実践の説明責任を果たすことができる。

4. 実践パラダイムとしての家族中心ソーシャルワーク

「家族中心ソーシャルワーク」は、複雑で多様な家族問題（生活困難、家庭内暴力、老人や児童への虐待、薬物依存、アルコール依存など、あるいはそれらの複合）に対する援助の社会的要請が高まるなかで、生態学や家族システム論などの新たな理論的枠組みを背景に1980年代のアメリカに登場してきた実践理論であり、本来、家族の多元的な問題を包括的にアプローチし、家族システムのレベルでそれらを統合化しようという戦略的意図をもって体系化された実践パラダイムである。先に示した児童ソーシャルワークの基本構造をふまえると現在のところ最も適合性の高い実践パラダイムといえる。

家族中心ソーシャルワークは、わが国にも紹介され、現場でも導入されているエコロジカル・アプローチと家族療法（家族システムズ・アプローチ）などの多様な実践技術を統合した包括的な実践理論であり、この二つの援助技術が生態学的視点による援助原理にもとづいて家族システム・レベルを中心に多元的に展開され、それらの実践を家族過程において結合していく包括的なアプローチでもある。家族の生活過程における変化は、社会関係のレベル、家族構造のレベル、コミュニケーションのレベル、家族の役割調整のレベル、さらに、家族の歴史やそれを背景にする家族の価値や信念の意味システムなど多面的な次元で同時的あるいは連鎖的に生起するが、家族中心ソーシャルワークでは、これら家族の生活過程の多局面を視野に入れ、それぞれの次元で家族のエンパワメントを促進する実践を展開し、家族の成長と再統合を目標とする包括的な実践システムへと構築していく。家族中心ソーシャルワークの特徴は、あくまでも家族のニーズや主体性を起点として援助を体系化していこうとする援助の構成原理にあり、この原理に導かれながら家族の生活過程の次の３つの局面にソーシャルワークや家族援助の多様な技術が導入される。

（１）**家族ー環境システム：**このレベルでは、家族の環境の交互作用の適合性を高めることを目標とし、家族が自らの強さ（strength）を確認し、環境に対するパワーとコントロールを獲得していく過程を支援していく。具体的な援助技術としては、ケースマネージメントやネットワーキング、システム・コンサルテーションという関係調整技術がとくに求められる。

（2）**家族の意味システム**：家族の世代間の連鎖過程つまり家族の歴史のなかで蓄積された家族の行動規範や世界観、行動のパラダイムの連鎖に着目し、家族が現在、直面する問題をめぐって家族自らが主体的にこの連鎖システムを再構成しエンパワメントを達成するように援助していく。家族の危機は、家族が新たな対処を求められる事態でもあり、危機介入や短期処遇においても家族の行動規範や対処スタイルの再構成が必要になる。

（3）**家族のコミュニケーション・システム**：個人に現れる問題を家族がもつ特有の機能的構造やコミュニケーション・行動の相互作用から分析し、問題を個人の機能不全としてではなく家族全体の危機として捉え直し、家族の新たな統合を目標とする。介入過程では家族療法が開発した多様な技術が対象と目的に応じて駆使されるが、家族自らが解決の展望をもって家族システムを再構造化していくプロセスそのものが重要視される。

家族中心ソーシャルワークは家族が抱える問題を家族を主人公として解決していくためには、家族過程のどのような側面にどのような援助が必要か、家族にとって意味のあるケースマネージメントやネットワーキングをどのように展開していくのかなどについて実践を構成していくためのガイドラインを示すものといえる。従来からいわれてきた「ケースワーク援助」（ケースマネージメントやネットワーキングを含めて）、個人への「心理臨床的援助」、「家族援助」の３つの領域の援助実践があくまでも利用者主体の援助原理を軸に機能的に展開され、それぞれの実践が家族の統合を目指して結びつけられてはじめて実践は家族のためのものになる。

家族中心ソーシャルワークのような包括的なパースペクティブ（対象構成原理）と援助原理をもった理論を基礎理論として援助システムやネットワークを構想し、実体化していくことが児童福祉実践の課題といえる。実践は社会福祉固有の視点と原理にもとづいて展開されていくことが、まず何よりも優先され、それに規定されて多様なアプローチや実践モデルが導入されるのである。児童福祉改革にともなって、児童福祉施設にソーシャルワーク機能が求められ、さらに地域子育て支援センター、児童家庭支援センターなど新たな、児童・家庭福祉機関が設置されてきているが、そこでの具体的な問題解決の実践過程を基礎づける実践・理論システム（実践理論・モデル・技術の体系）の確立とそれにもとづいた実践過程の開発とイノベーションが求められている。

参考文献

(1)野澤正子「児童福祉と社会福祉の方法・技術」太田義弘編『ソーシャルワーク実践と支援過程の展開』、中央法規出版、1999年、pp.190－211.

(2)Hartman A.and Laird,L.,*Family－Centered Social Work Practice*.. NYThe Free Press,1983.

(3)Hartman,A.,"Family Practice",*in Encyclopedia of Social Work 18th ed.* vol.1.Washington,D.C.,The NASW Press,1987,pp.575－589.

(4)Hartman,A.," Family Therapy",*in Encyclopedia of Social Work 19th ed.* vol.2.Washington,D.C.,The NASW Press, 1995,pp.983－991.

(5)宮本義信「家族実践の新方向－福祉と心理のアプローチに橋を架ける視点」同志社女子大学『学術研究年報』第48巻２、1997年、pp.26－52.

(6)芝野松次郎「児童・家庭福祉実践のイノベーション～実践モデルと実践マニュアルの研究開発について～」『関西学院大学社会学部紀要』85号、2000年、pp.55－65.

キーワード：**家族中心ソーシャルワーク**

アメリカでにおいて複雑で多様な家族問題に対する援助の社会的要請が高まる中で、生態学や家族システム論などの新たな理論的枠組みを背景に登場してきた実践理論で、家族の多元的な問題を包括的にアプローチし、家族システムのレベルでそれらを統合化しようという戦略的意図をもって体系化された実践パラダイムである。エコロジカル・アプローチ、家族療法、社会構成アプローチの多様な実践技術を統合したところに特徴をもつ。

21世紀の児童福祉施設

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

21世紀の児童相談所

大阪府中央子ども家庭センター 所長 萩原總一郎
大阪府吹田子ども家庭センター 主査 幡谷久美子
大阪府中央子ども家庭センター 企画総括主査 明石 隆行
大阪府東大阪子ども家庭センター 主査 稲川 亮子
大阪府池田子ども家庭センター 主査 藤井 泰雄

1. はじめに

人は、人とのかかわりのなかでその関係の取り方を学びながら、社会性をもった人間になっていく。これが社会化であり、人間の成長にとって、決定的に重要なプロセスである。しかし、わが国の少子化の傾向はこれからも継続し、乳幼児期から子ども同士の直接体験の機会が乏しいまま、その子どもが大人になり、親になったとき、親子関係を含めた人間関係は、一層、希薄化していくおそれがある。現に、人間関係がうまくとれず、地域社会から孤立化し、さまざまな問題を生起させている事例も少なくない。情報技術革命が急速に進展していく一方で、人とのコミュニケーションがうまくとれず、相手への思いやりに欠けるなど、社会性が育っていない子どもとその保護者への対応が、児童福祉の領域に留まらず、21世紀のわが国の大きな課題となることは間違いない。

2. 権利擁護

児童相談所においては、これまでケースワーク関係を重視しつつ、クライエントの自己決定を尊重した対人援助を行ってきているが、児童養護施設等への措置にあたっては、ケースワークによる援助の一貫として捉えながらも、施設を利用する本人が児童であり、成人施設における利用者本位の観点よりも、子どもの権利擁護の観点から行政処分としての措置を強く意識してきた。

保護者自らが、私物的わが子観から脱却し、「子どもが権利行使の主体である」という子どもの権利条約の基本理念に近づかなければ、措置制度を見直し、全面的に利用型に移行することは、保護者による児童虐待の増加という現状から判断しても、時期尚早と言わざるを得ないが、今後は、サービスの選択的利用や、手続きの適正化、援助方法及び援助内容についての説明責任の徹底を含めた情報公開等が求められることになろう。

3. 地域支援

児童に関する問題について、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査、判定を行い、それらに基づき、指導を行う（児童福祉法第15条の２）児童相談所においては、親子関係を含めた人間関係のつまづきから派生した児童相談が増加傾向にあり、とりわけ、子どもの権利侵害が著しい児童虐待の相談が激増している。その対応は、基本的な人間関係の修復及び回復が援助の中核を占め、具体的な福祉制度による援助に加え、ソーシャルワークによる援助とともに心のケアなど心理学的、精神医学的援助が同時に必要になってきている。このため、対人援助技術を高めるとともに、専門職のチーム対応がこれまで以上に求められることになる。

また、これらの指導、援助は、地域の保健センタ

ーや子育て支援センター、保育所、福祉事務所、保健所、医療機関、学校等の協力を得ながら、家庭訪問や児童相談所への通所指導、一時保護、施設入所の措置などを一体的、継続的に行っているが、地域の関係機関のネットワークによる総合的な援助を必要とすることも少なくない。

このため、地域の関係機関のネットワークづくりを支援するとともに、ネットワークによる援助が必要な場合には、児童相談所がコーディネーターの役割を担うなど、指導援助のための調整機能が必要不可欠になる。このネットワークがうまく機能するようになれば、児童虐待の再発防止だけでなく未然防止にもつながってくる。

4. 調査・研究

児童相談所が、個別相談や地域が抱えている問題を正しく把握し効果的に解決を図るには、相談事例や地域の問題を科学的に調査・研究する必要がある。変貌していく社会のなかで「その時々」や「その地域」において重要な課題となっている問題についての調査・研究、とりわけ対人援助技術の開発研究が重要な課題となろう。

このため、地域支援及び調査研究のための機能を、個別相談の窓口とは独立したセクションとして児童相談所に設置すれば、新たな児童問題の解決策についての処方箋を導き出したり、また、政策化することを通じて児童相談所業務にフィードバックする機能を果たすことが期待できる。当然のことながら、このセクションは大学等との連携や、国レベルの研究機関の支援が必要となってこよう。

5. 福祉は人なり

「福祉の心」を持ち、社会学、心理学、精神医学等のヒューマンサイエンスに基づく対人援助技術を習得した専門職員の配置・育成が、児童相談所におけるもうひとつの課題である。人が人に対して行う相談・援助の質は、その援助機関の有する機能もさることながら、大きくは人によって決まると言われている。こうしたことから、児童相談所に期待された役割を具現化していくためには、職員の専門職化が緊急の課題であり、将来的には国家資格の位置づけが必要となろう。

また、深刻化が懸念される児童虐待や、不登校・ひきこもり等、思春期の子どもの問題を想起すれば、受皿の整備とともに、児童精神科領域の機能の強化も怠ることはできない。さらに、子どもの権利擁護の観点から、弁護士との連携も重要な課題となってくる。

6. おわりに

児童問題は社会の鏡であるように、その時代の社会問題を色濃く反映してきた。

児童相談所は時代の変化に伴って生起してきたさまざまな児童家庭福祉ニーズに応えてきたが、人々の予想をはるかに越えるスピードで社会はめまぐるしく変化し、人々のニーズに的確に対応してきたという確信は揺らいできている。

21世紀は、これまで以上に人権が尊重される時代と考えられることからも、児童相談所は、子どもの権利擁護を中心として、児童問題の発生予防も視野に入れながら、総合的に援助ができ、人々から信頼される機関でありたいと考える。

キーワード：**社会化**

社会化とは、一個の動物として生まれたヒトが成長する過程で、家族との生活や友達との遊び等を通じて社会規範、生活習慣、言語など、その社会全体に共通な、そして最も基本的な事柄を学習して社会性をもった人間になることを言う。特に、乳幼児期は人との直接的な接触のなかで好ましい人間関係や、相手への思いやりなどを学習し、獲得していく。人間関係の希薄化が進む21世紀は、社会化に課題を残した子どもの増加が予想される。

21世紀の児童福祉施設

乳児院

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

東京都立母子保健院長　帆足英一（ほあしえいいち）

はじめに

児童福祉法が制定され、全国乳児福祉協議会（以下、全乳協）が発足して50年を迎えた。ここでは、最近の児童福祉法の改正等が及ぼした乳児院への影響、そして21世紀における乳児院の役割、課題等について述べる。

1.「乳幼児ホーム」構想の意図したもの

全国の乳児院においては、“地域に開かれた乳児院”を主題としてさまざまな子育て支援メニューを実施してきたが、平成８年３月に21世紀の子どもを育む「子育て支援センター・乳幼児ホーム構想」をまとめ、公表した。

この構想は、乳児院が持つ乳児の養育にかかわる高度の専門性を軸に、０～１歳児を対象とした旧来の乳児院を、おおむね４歳未満児までを対象とする「乳幼児ホーム」に転換し、処遇の一貫性、連続性を実現し、子どもの権利条約にうたわれている「子どもの最善の利益」を保障していくとともに、地域における「子育て支援センター」として、家庭福祉の支援を図ろうとしたものである。また、平成９年３月にはこの将来構想に基づく「乳児養育指針」をまとめ、乳児院における養育機能の一層の専門強化に向けて努力しているところである。

2.改正児童福祉法の影響

そのような中で、平成10年４月に改正児童福祉法が施行されたが、その第37条において、「乳児院は、乳児（保健上その他の理由により特に必要ある場合には、おおむね２歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。」と改正された。これは、保健上その他の理由があれば、おおむね２歳未満の幼児を乳児院に措置できるとし、不完全ながらも乳児院に「幼児機能」を付加することを明記した画期的なものである。

この児童福祉法の改正並びにその後の乳児院にかかわる予算措置等をみると、２歳を越えての措置が保健上の理由等により許容され、２歳の時点で事務的・強制的に児童養護施設へ措置変更するといった子どもの人権を無視した扱いにクレームを出せるようになった。また、保育士の代わりに児童指導員の配置が可能となり、看護婦の配置基準が緩和され、乳児10人に一人プラス１名となった。専門職としては、家庭復帰の促進等をめざして家庭支援専門相談員、虐待児への対応のための臨床心理士の導入が予算化され、育児支援等のための生活指導室の整備費が予算化されたこと等が指摘できよう。

3.最低基準の大幅引上げが急務

乳児院をはじめとする児童養護施設等の最低基準において、乳幼児を養育する保育士や看護婦の配置基準は、昭和52年以降25年間増員が図られず、乳幼児の養育環境はより厳しいものとなっているのが実情である。

それだけに、憲法第11条による「基本的人権」、第13条による「個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利」、第25条による「人間らしく生きる権利並びに国の社会保障義務」、そして子どもの権利条約による「子どもの最善の利益」の実現に向けて、児童福祉施設の最低基準の適正な改善が早期になされることを期待したい。次代を担う子どもたちの処遇を決しておろそかにしてはならない。

4.「虐待ケアセンター」のモデル事業を

急増している虐待児とその家族に対する支援としては、全国各地に虐待防止センターが樹立され、地域のネットワークが整いつつあるが、虐待を受けた乳幼児に対

するケアを中心としたケアセンターはまだない。乳児院では、虐待を受けた乳幼児を全国平均でも25%近く受け入れており、東京都立母子保健院乳児院においては、4割近くに達しており、虐待を受けた子どもの心のケアに専門的に対応していくことが求められている。そのためには、「虐待ケアセンター」モデル事業を乳児院で取り組むことが求められている。「虐待ケアセンター」においては、保育士を中心とした直接処遇スタッフによる十分な受容的な処遇のもとで傷ついた乳幼児の心を癒すことが不可欠である。また、虐待児やその保護者に対する心理療法も必要とされ、臨床心理士の配置が必要となるが、加えて常勤の家庭支援専門相談員の配置、そして小児科医や小児精神神経科医等の専門医の配置も必要となろう。

「虐待ケアセンター」においては、このように虐待を受けた乳幼児の心のケアを行うと共に、その家族に対する支援も行うものであり、地域の虐待防止センターや児童相談所とも連携した活動を行うこととなる。

5. 多様な施設体系の必要性

乳児院は、児童養護施設と併設されている施設も少なくない。これらの乳児院においては、児童養護施設と乳幼児ホームとが一体的な運営のもとに処遇の一貫性、連続性を追求していくことも可能な施設もある。また、乳児院の中には、地域性との関連でつねに満床に近い状態にあるがために2歳を超えた幼児を引き続き処遇することが困難なところもある。そのように考えると、乳児院並びに児童養護施設は、その両者の機能を一体化した「乳幼児・児童ホーム」の他、「乳児ホーム」「乳幼児ホーム」「幼児ホーム」「児童ホーム」といった多様な受け皿として今後活躍していくことが必要となろう。

6. 処遇内容の自己評価と苦情解決システムの樹立

乳児院は、措置制度のもとに運営されているが、処遇をいかに向上させていくか、その処遇内容の「自己評価」をどのように行っていくかが緊急の課題となっている。とくに、乳幼児の権利擁護に向けた「処遇内容の自己評価」を行っていくためには、評価基準を策定すること、そしてできれば自己評価のみならず、第三者を含めた客観的な評価が求められており、今後とも子どもの最善の利益、その発達保障と権利擁護の視点のもとに、処遇内容の一層の改善に向けて努力を重ねていくことが求められている。

一方、処遇の質を確保していくためには、利用者（保護者）からの苦情の受け付けと、その解決に向けた努力も求められる。児童福祉法の改正に伴い、乳児院内に苦情の受け皿を整備し、「苦情解決委員会」を設置すること、そして入所に当たっての「説明と同意」の際には、苦情の窓口があることのみならず、苦情解決の手順についても説明することとなった。

「苦情」というのは、その当事者にとって「苦情」と感じたときに、その内容を問わず「苦情」となるのであり、その一つ一つに対してきちっと誠意をもって対応しなければならず、利用者の立場に立った問題解決に努力されることを期待したい。

おわりに

以上、21世紀に向けた乳児院の課題について述べさせていただいた。乳児院における保育士、看護婦が力をあわせて「保育看護」の専門性をより向上させ、また家庭支援専門相談員等と一体となって乳幼児の権利を擁護し、処遇改善のもとにその発達保障に努力し、乳児院が地域の家庭福祉を守りぬく砦として発展していくことに期待したい。

キーワード：**家庭支援専門相談員**

乳児院に新たに導入された専門スタッフ。保護者が虐待者、あるいは精神障害、知的障害、薬物依存等のために、処遇が困難なケースが一定数以上入所している乳児院を対象に、週4日勤務の嘱託非常勤専門スタッフとして、常勤に準じた勤務を前提としている。業務としては、家庭復帰を促進、援助するケースワーカーの役割であり、保護者の面接、家庭訪問、児童相談所をはじめとして関係機関との連携等を強化することが可能となった。将来は常勤化されることが期待されている。

21世紀の児童福祉施設

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

児童養護施設の近未来像Ⅱ 序説

共生会希望の家　施設長　福島一雄（ふくしまかずお）

1．措置制度と選択利用制度の共生

2000年6月社会福祉法が制定され、社会福祉施設の多くが措置施設から選択利用施設へ移行していった。だが児童養護施設は、措置制度の継続を選択した。措置制度では利用者の選択権が保障できない、多様なニーズに対応できず、定型的なサービスに限定される。競争原理が働かずサービスの質の向上につながらない、措置制度では利用者の権利が保障されないなどという厳しい批判を受けた。それでもあえて措置制度を選択したのは、要養護問題の対応には公的介入が不可欠であるという理由からであった。

「児童虐待防止法」という新法を制定しなければならないほど深刻化した被虐待児の救出には、保護者の自由意志に基づく選択権や自己決定権を主軸にした利用制度では、子どもの生命の安全と健全な発達はあり得ないということで、選択利用制度に乗りきれなかったのである。さらに、利用制度は利用者の自由意志に基づいて、福祉サービスを受けることを決定することが前提になっている。だが親自身がわが子を育てるか育てないかは、親の自由意志とは社会は認めていないのである。親子不分離の原則は「児童の権利条約」でも謳われており、やむを得ない場合に施設入所が認められていることからも、児童養護施設入所の選択利用はあり得ないという姿勢をとったのである。

措置と選択利用は二律背反として交じり合うことが不可能な様相を呈している。だが利用制度の理念とされる『利用者とサービス提供者とは対等な関係』は、措置制度においても理念として捉えている。子どもの権利擁護、個人の尊厳、自立支援は児童養護施設においても実践課題となっている。こうした理念の一致をみれば、措置制度と利用制度と共生が可能だと思われる。

被虐待児問題に象徴されるように要保護児童問題への対応には、公権力によって親権に対抗することが不可欠であることは、否定するものはいないであろう。そうした措置で入所利用する場合においても、施設サービスを選択利用する権利が保障される道を検討すべきではないだろうか。例えば成年後見制度を創設した知恵を、要保護児童への対応にも導入すべきである。親権者が適切な親権行使ができないか行使しない場合に、それに代わって第三者によってサービス選択を支援する方策など、選択利用に接近することで、措置と選択利用を共生することが可能である。

2．自由と規律、権利と責任の共生

児童養護施設における子どもの権利擁護への取り組みは、この数年において確実に拡がりを見せている。全国レベルは言うまでもないが、各県レベル、ブロックレベルでの研修テーマに「子どもの権利擁護」を掲げられている。これは施設側の権利意識の

高揚の現れとみることもできるが、最近の施設体罰事件の続発とマスコミ報道の鋭い批判の厳しさに応える姿勢の現れとも見れる。

「親から虐待を受けた子どもがたどり着いた施設において、また体罰を受けることは理由が何であろうと絶対に許されるべきものではない」という姿勢を貫いてきている。施設内での子どもへの体罰等の人権侵害の再発防止をめざして、全養協に専門家の第三者を交えた「権利擁護委員会」を設置し、施設職員の人権意識の定着をはかる活動を開始した。そして「苦情解決のしくみ」「サービス評価基準」、「情報開示」などの権利擁護システムを確立し、子どもへの権利擁護サービスを定着させたいと努力してきている。

こうした動きに対して、施設現場からは自由と権利のみを子どもに認めることに疑問も出ている。「自己愛」が強く他人に対する思いやりが欠如する子どもが多い今日、責任と義務も合わせて教育すべきだという声も出されている。たしかに、自由と規律、権利と責任が対立概念として使われてきている。だが元来は一体不可分な概念だと考えられる。したがって権利擁護に重点を置くべきだとか、規律は自由の敵であるとか、規律を重んじることは子どもの人権侵害になるということも誤りなのである。自由も大切であるが規律のない社会は無秩序な社会である。

人間の尊厳をやすやすと踏みにじる17歳の少年の続発する凶悪事件は、社会的にも大きな衝撃を与え、結果的には少年法の改正の契機にもなった。たしかに近年、規範意識が薄く自由と権利は主張するが責任や義務は無視される傾向が強い。この両者が調和のとれた形で共生されることができたときに、真に施設実践での権利擁護が確立するに違いない。

3. 児童養護施設と他業種との共生

全養協が「養護施設の近未来像」を発表して5年の歳月が流れた。10年一昔といわれているが、激動の現代社会にあっては5年もたつと賞味期限がきれるほど環境は激変してきている。要養護ニーズも多様化、複雑化、高度化はいっそう顕著になり、その対応に施設現場も混迷を深めている。全養協としても、21世紀に機能する児童養護施設のあるべき姿を求めようと「児童養護施設の近未来像Ⅱ」の検討を開始している。

「児童養護施設の近未来像Ⅰ」においては、類型化をはかり不十分ながら児童養護施設の領域の設定を試みたが、現実の施設の姿と重なり合わないところがあった。例えば児童養護施設は実体として、情緒障害児や知的障害児や非行行動をとる子どもなど多様なハンディをもつ子どもが入所している。いわゆる境界線にある子どもで、類型化をいくら試みても出現してくる。とするならば類型化の意味を喪失する。この現実から児童養護施設の領域の広さを逆に生かして、そこを出発点にした施設の姿を描いていくということが必要なのかもしれない。つまり、情短施設、児童自立施設、知的障害児施設等との融合の道を模索していくことである。また里親養護と施設養護の融合を前提として、社会的養護の近未来を追求していくなかで、児童養護施設の近未来像が自ずから浮上してくるに違いない。

キーワード：**「養護施設の近未来像」**

平成5年より2年間をかけて全養協「制度検討特別委員会」が『養護施設の近未来像』を検討し、平成7年2月に報告書を発表した。施設関係者はもちろんのこと、研究者の間にも大きな関心がもたれた。児童福祉法改正の動きにも少なからず影響を与えた。内容としては、養護ニーズに施設サービスがミスマッチを起こしているとして社会的養護サービス体系の見直しを提起し、養護サービスの多元化、地域化、総合化・専門化を提言し三つの類型化を試みた。その一つは家庭養育代替サービス、二つ目は家庭養育支援サービス、三つ目が教育治療・自立支援サービスを提供する施設に類型化した。このなかで、児童福祉法改正のなかで採用になった児童家庭支援センターは、われわれが考えた家庭養育支援センターが下敷きになっている。5年を経過した現在、「児童養護施設の近未来像Ⅱ」が検討されている。

21世紀の児童福祉施設

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

いま、情短施設に求められるもの

―総合環境療法施設としての課題と展望

鳥取こども学園　専務理事
情短施設「希望館」　館長　松田章義（まつだ あきよし）

1．はじめに―情短施設とは

現在、全国に19施設あり、さらに最近、多くの府県で開設準備が進んでいる「情緒障害児短期治療施設」（以下、「情短施設」）は、児童福祉法（第43条の5）に定められた子どものための心理療育施設である。他の児童福祉施設と異なる特色は、医療・福祉・教育の各分野の専門スタッフが協力し、子どもの心のケアとその家族等への多面的支援など、一連の「総合環境療法」を行っていることである。

治療スタッフは、法に定められた基準により、医師、心理療法士、看護婦、保育士、児童指導員などで、施設内学級・分校などを併設している場合は、教員もケアに参加している。

援助の対象は、心理的、環境的に不適応を示している子どもとその家族等で、子どもの対象年齢は小・中学生を中心に20歳未満までである。

対応は、施設への「入所（宿泊）」「通所」及び「外来」等で行われる心理治療、生活指導、教育活動などによって、子どもたちの成長・発達と自立を図るとともに、家族等への援助にも積極的に取り組んでいる。

2．情短施設の歴史―40年の経過

情短施設は、1961年（昭和36）に法制化され、翌年、岡山県立津島児童学院が全国初の情短施設として開設されて以来、今日までに19施設（公立等11、法人立8）が設置されている。

創設当初の1960年代は、戦後、非行の第二のピークに向かっていた。なかでも、特に年少者の非行増加が危惧され、それに対応するために、教護院の増設よりも「おおむね12歳未満児の短期治療をめざす情短施設」を新設する方向づけがなされた。

これは、当時の児童福祉施設の「要保護児童対策としての保護施設」とは異なった新たな施設として、情短施設が位置づけられたことを意味する。この「保護」を目的とするものではなく、「治療」を通して「児童・家族の自立を支援していく施設」という情短施設固有の目的と役割は、発足当初より今日まで一貫して堅持され、さらに改正された児童福祉法の主旨にも明示された。

この位置づけを基本とし、この40年間、情短施設は社会のニーズに応えるべく、形態と機能を拡大・充実しつつ、次の点で大きく変容してきた。それは、

①治療形態を「入所」のみにとどめず、「通所」「外来」を逐次、導入・実施し、さらに家族や学校などへの支援と連携を深めながら治療の多様化を進めたこと

②情短施設は「総合環境療法の場」であるとし、「心理治療」「生活指導」「学校教育」三部門の総合性と各分野の専門性の向上に努めたこと

③対象児童の症状や生活実態が多様化するなかで、治療対応とともに関係者や地域への啓発・研修、ネットワークづくりに取り組むなど、「総合的ケア・センター」を志向したこと

などである。

3.情短施設の現状と課題

情短施設の対象児童は、この40年間、大きく変化してきた。発足当初の1960年代は、多様な不適応症状の児童の入所があいつぎ、治療体制を整えながら試行錯誤が続いた。1970～80年代には、不登校児の入所、問題の多様化、症状の重度化が進んだ。特に中学生の入所増にともない、「おおむね12歳未満」の規定の削除を全国情短施設協議会として厚生省に強く要望し、91年、口頭ながら中学生の在園が認められるに至った。

さらに90年代、対象児の治療の長期化と高年齢児の増加、家庭養護に欠ける不適応児童の入所増、宗教法人オウムの子どもたちの受け入れ、そして昨今、被虐待児童と家族への対応の激増など、多様で幅広い対象の「心理療育施設」としての役割がますます高まっている。

全国の各情短施設の有り様は個性的だが、共通した現況と改善すべき課題は、次のとおりである。

①対象児童の拡大と治療の多様化

対象児童の症状の多様化・重度化、及び20歳未満までに拡大されたことにより、高年齢児への対応、精神科医療の充実などが求められている。

②治療の総合性と専門性の向上

入所・通所・外来の三形態による適切な対応、総合環境療法の場としての各機能の総合性の向上、及び医療、福祉、教育の専門性の向上が問われている。

③人的体制の充実と物的条件の整備

最低基準を見直し、利用者の実態にあった施設・設備の整備・改善、セラピストの増員、ケースワーカーの配置などが緊急に必要である。

④外来機能の整備と家族支援の充実

外来相談を措置費の体系に組み込んで機能の強化を図るとともに、訪問・在宅支援、アフターケア、体験宿泊など、家族支援の充実が必要である。

⑤自立を支援する生活指導の充実

子どもたちに、やすらぎといやしの場を提供するとともに、生活を通して自立及び自律の心と力、さらに進路意識を高めることが求められている。

⑥教育方法の工夫と条件整備

子ども一人ひとりの状態や学習意欲等に応じた個別的で柔軟な教育活動の工夫が必要である。

⑦地域に開かれた施設づくり

家庭、学校、地域等の関係者との連携の拠点として、総合的ケアセンターづくりが期待されている。

⑧すべての府県に情短施設の設置を

厚生省は昨年11月、2010年までに全国の都道府県に情短施設を設置する方針を明らかにした。

4.21世紀の情短施設は

児童福祉法の改正により、今後の児童福祉は「児童・家族の自立支援」を柱に施策が進められる。したがって、情短施設は当初より目指し、また、1996年、全国情短施設協議会が「児童福祉施設の近未来像」（試案）で提言したとおり、「治療による児童・家族の自立支援」の役割と機能をさらに充実・強化し、新世紀の展望を切り拓かねばならない。

特に、「治療・再育成の施設」として、児童養護施設や児童自立支援施設など、他の種別の施設と相互に交流・補完し、子どもたちのケアの充実を図ることが、今後の重要なテーマであろう。

21世紀は「福祉と医療と教育」の統合化の時代と言われている。各児童福祉施設が、その専門的役割を十分に果たしつつ、また、枠組みの再構築を志向することによって新たな展望が描けると思う。

キーワード：**総合環境療法**

情短施設において、医療・福祉・教育の三分野の専門スタッフが連携・協力し、心理的・環境的に不適応を示している児童に心理治療、生活指導及び教育活動を行い、さらに家族や学校、地域などとの環境調整にも取り組む一連の治療・援助活動を「総合環境療法」と言う。

入・通所の児童の多くは、その生活環境の中で心にさまざまな傷を負っているので、多面的なケアを試み、その再育成と自立を図らなければならない。

21世紀の児童福祉施設

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

何を変え、何を継いでいくのか

―児童自立支援施設の子どもの権利擁護への起点

兵庫県立明石学園　教務第1課長　押領司龍夫（おうりょうじたつお）

はじめに

長い歴史を有するが故に児童自立支援施設は、新しい児童福祉の理念の潮流によって、今大きな転換期を迎え、①「子どもの権利擁護」、②「子どもと家庭への自立支援」、③「子ども本位のサービス」について、施設の自己変革や、支援を担う職員の意識改革が強く要請されている。21世紀のこの施設を方向づける主要課題は、「子どもの権利擁護」への施設自らの取り組みである。社会からは、その確立を最も要望され、施設にとって最重要実践課題でもある。しかし、この大きな転換の時を課題解決に生かさなければならない。

1．施設の変容

児童自立支援施設ほ、理想としてきた「感化院」以来の処遇理念と方法にこだわりを持ち続けているが、その思いと実情との隔たりは拡大してしまっている。この処遇の本質や専門性についての検証を深めないまま、各施設が個別に転換を重ねた結果が、全国57施設の拡散した状況を作ったと言える。現在では全国的なコンセンサスは容易には得られがたく、施設課題への取り組みの温度差が目立っている。

2．権利擁護システム確立へ向けての見直し

①子どもと援助者の関係

子どもと援助者の関係についての意識改革がまず求められる。児童自立支援施設に入所してくる要保護性のより高い子どもを、「権利行使の主体」として施設処遇の中にどのように位置づけ、権利擁護の実践で調整していったらよいのか、施設のすべてにかかわる課題である。

両者の関係を、『たての関係（保護指導）からよこの関係（支援）へ』と援助者が大きく意識改革することである。子どもの親・家族との関係は、子ども育成のパートナーとする子ども観、援助者意識の変革でもある。

②一人ひとりとしての援助

子ども集団の生活秩序維持を最優先にしていなかっただろうか。一様でない子どもの状況を認めて、その声に耳を澄ましていかに大切にかかわって、子ども一人ひとりの自立に向けた援助に重点を置きながら、バランス良く子ども集団をも育てていくことには、相当の力量と視点の転換を要求される。

③十分な説明と合意の形成

この施設と子どもとの出会いはまず、自ら子どもが積極的に施設入所を望んでないことから始まる。さらに、子どもの最大の関心事は入所期間についてであり、「入れられている」という思いはたびたび高まるのである。援助の内容や課題と計画、方法、期間について、子どもと家族を交えた話し合いと合意を得るねばり強い作業が、繰り返し必要となる。施設外の社会資源を広く、最大限に活用できるようコーディネートする力など専門性が問われる。

④体罰・虐待の問題

先の児童養護施設で起きた体罰を伴う人権侵害事件は、実は、社会的には児童自立支援施設がこのような状況に最も近い存在と考えられている。子どもたちは、さまざまな場面で認めがたい怒りの感情や逸脱した行動を職員にぶつけてくることが少なくない。子どもの問題行動に惑わされる虞は大きく、援助者は、ぎりぎりのところでの現場対応を求められることが多々ある。しかし、権利擁護の場で子どもが再度虐待を受けるような権利侵害を犯すことは、容認されることではない。援助者の器が問われるのである。施設の体罰・虐待禁止が、単なる標語としてではなく、施設活動すべてに浸透し、社会がそれを評価するまで取り組み続けなければならない厳しい課題である。

⑤支援活動の分業化と連携

かつての児童自立支援施設では、特定の援助職員が、継続的な信頼関係をもとに、一貫して援助する方法から、援助職員の労働問題と処遇充実の課題解決のため分業化が進んだことで、各援助職員と子どもとの関係性を相互に尊重し、分業と連携を表裏一体に、処遇を総合的に組み立て、より客観的なものにしていく新たな専門性を身につけなければならない。

⑥「小舎夫婦制」の問題

この施設の事業は、犯罪を為し刑罰を科された者の中に、大人とは異なる子どもの存在を発見したことに始まる。その処遇体制が小舎夫婦制であり、それを自らの生活をすべてさらけ出して子どもと生活を共にする一組の夫婦が担うのである。従って、そこには職員として、豊かな児童福祉の精神と確固とした姿勢が求められ、過重な業務と責任を伴うのである。この処遇体制は、長年にわたって多くの子どもたちと事業に携わる者を支えてきたが、その大きな力と深さには計り知れないものがある。しかし、社会のすべてに多様化が及び、この処遇体制が前提とした、社会、子ども、職員が共有してきた環境が変容し、齟齬が生じ、原型のままでは職員もその重い役割を担いきれなくなってきている側面がある。

現在、全国的には約半数が、複数の職員が分割された勤務時間の中で子どもにかかわる「交替制」に移行してきている。新たな処遇理念と方法、それに基づく体制、そして子どもの視点が明確にされないまま、小舎夫婦制が後退しているのは非常に残念である。その形態に安堵しその質を検証することを怠り、それを担う側に生じやすい短所を補完する方法と継続維持する支援策を創り、実践してこなかった結果であると猛省しなければならない。しかし、子どもたちの心を癒し、日常生活の中で治療的アプローチ（『環境療法』）の可能なそして、権利擁護の処遇体制としても最適なシステムとして、広く継続されるべきであると主張したい。

おわりに

子どもの権利擁護の視点からの見直し作業の過程で明らかになったことは、われわれの日常の実践も、将来の新しい施設実践も、援助者であるわれわれ自身の意識から生まれ具現化していくのである。そのことをまずわれわれが明確に認識することである。従つて、援助者一人ひとりの意識改革が求められ、施設の自己変革が問われているのである。

参考文献
「児童養護の変革」朱鷺書房
「非行臨床の実践」金剛出版
「施設内虐待」誠信書房
「非行問題203・204・206」全国児童自立支援施設協議会
「国立武蔵野学院研究紀要創刊号」国立武蔵野学院

キーワード：**主体性を尊重する子ども観**

「児童の権利条約」の理念に基づいて、子どもたちは「大人が自らの子ども観をどのように転換するのか、子どもの主体性をどのように尊重し、認めるのか」また、「大人たちの意識改革と取り組みは本当に真剣なのか」じっと見つめている。スローガンの嘘っぽさを容易に見破る力も持っている。自立支援サービスも、一方通行ではなく、子どもが自己決定したという意識を求めている。

21世紀の児童福祉施設

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

母子生活支援施設

八尾母子ホーム 施設長 坂江靖弘（さかえ やすひろ）

1．母子生活支援施設の特徴

母子生活支援施設の位置づけは、戦前からの幾多の系譜を経ながら、現在は、児童福祉法第38条に「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的」と規定されている。児童福祉の枠ではあるが、対象は「母子」とし、児童福祉施設の中でも特異な施設といっても過言ではない。高度経済成長期までは、母子世帯への住宅や就労の機会の提供などを主たる機能としており、最盛期の昭和34年には652か所を数えた。しかし、社会経済の進展とあいまって、母子世帯のニーズの変化や他の施策の充実、施設の老朽化、職員不足などによる利用世帯の減少などにより、平成12年度には295か所を数えるにいたっている。

2．母子生活支援施設の現況

母子生活支援施設は全国で295か所が設置されているが、そのうち公設公営が116か所、公設民営が68か所、民立民営106か所、休止中５か所となっている。平成12年度の「母子生活支援施設実態調査」（平成12年４月１日現在、ただし、回収率は82.8%の242か所）から、紙幅の関係で詳細は述べられないが、入所世帯の概況をみると、母子世帯となった理由は、「死別」が1.8%、「生別」が96.1%で圧倒的に「生別」が多くなっている。その「生別」の内訳をみると、「離別」が65.5%、「家出」14.6%、「未婚の母」13.7%となっている。また、平成11年度の入所の1,496世帯の入所理由をみると、「夫などの暴力」（ドメスティック・バイオレンス＝ＤＶ　以下ＤＶとする）33.4%、「住宅事情」23.0%、「経済事情」22.8%、「入所前の家庭環境の不適切」12.4%となっている。同時に、母子世帯がどの地域から入所したかをみると、母子生活支援施設の存在する地域を「所管する福祉事務所から」が44.1%、「都道府県内の福祉事務所から」36.8%、「都道府県以外の福祉事務所から」19.0%となっている。

以上のことから、近年の母子生活支援施設の利用者像は、平均世帯数が2.61人、しかも「生別」による母子世帯であり、さらに、夫などの暴力による緊急入所が増えているのが特徴といえよう。

3．母子生活支援施設の機能と課題

母子生活支援施設は、従前の「住居提供機能」を残しつつも、母子世帯の変化に対応した機能が求められている。では、母子生活支援施設は今後どのような役割機能を期待されているのかは、入所理由が物語っているように思われる。

その第一は、母子の生命と安全を守る機能である。今日、ＤＶや虐待などが社会的問題となっており、その受け皿として母子生活支援施設への期待が

高まっている。このことは広域措置による緊急入所の広がりによって説明ができよう。まさに「現代版駆け込み寺機能」である。同時にこの機能は女性問題への対応であり、女性の自立への支援機能をも併せもつものである。

第二は、母子への自立支援機能である。この自立支援の意味は、「経済的自立」と同時に、精神的な安定や意欲を醸成する「精神的自立」を含む社会で通常の生活を維持・発展させる能力を開発する支援である。今日、従来の授産施設を併設する母子生活支援施設は少なく、職場開拓などを積極的に展開することと併せて、専門的な技能や資格の取得への支援も必要になる。後者は精神面への働きかけと一般社会のなかで、市民的ルールや社会資源の活用方法などを身につける支援である。

第三は、児童の養育機能の支援である。とかく、子どもの養育については親の責任が強調されがちであるが、乳幼児期の「保育」機能に加えて、入所世帯は、母子家庭として社会的な不利や父親との関係などさまざまな問題を抱えがちである。それらについて具体的な相談などにのり解決を図ることである。

第四は、今日、少子化、家族機能の脆弱化の中で、児童虐待防止や子育て支援、健全育成の課題を推進する地域福祉の拠点としての機能である。母子の支援機能を有する施設としての専門性が問われているのである。

4．機能強化の課題

これらの機能を果たすには、どのような課題が横たわっているかを述べたい。その第一は職員体制の強化である。強化の意味は、人員増はもちろんのこと質的な意味あいも含んでいる。ＤＶや虐待で利用にいたったケースなどへの精神的な安定や安心感を醸成することや個々の母子世帯の将来の自立を見通し、「合意と納得」を前提にした「自立・支援計画」をも策定する能力が求められている。このような資質の強化が求められている。第二は、安心・安全が完全に担保されうる体制の構築である。そのためには職員の訓練は当然として、関係機関との間でもそのことを完璧に行えることが肝要である。このことの重要性は平成13年度の政府原案でも「夜間警備体制」の人的配置が認められたことで明らかである。第三は、安心して、精神的にもゆとりをもて安全に過ごすことのできる物理的環境の整備である。第四は、サービスの向上のための自己評価体制の強化や苦情解決体制の仕組みの構築である。このことを通して、個々の施設のサービスの質の向上を図ることである。

母子生活支援施設は、平成13年度から措置制度に基づくサービスから選択利用制度へと移行する。同時に、乳児院や養護施設の経営者から、母子生活支援施設を新たに開設したいという話も聞く。このことは従来の縦割りでは対応できないニーズが生まれていることを意味しよう。母子生活支援施設は隣接領域との積極的なネットワークをすすめ、ニーズに敏感で、即時的に対応することが求められる。一方、ニーズに対応できない母子生活支援施設は、価値を失い休止や廃止に追い込まれることになろう。今後は、利用者本位のサービス展開が選択の判断基準の一つとなり、選ばれる施設と必然的に潰れる施設に二分化されると思われる。その波はもはや押しとどめることはできないことを銘記すべきであろう。

キーワード：**苦情解決制度**

平成12年６月から社会福祉法が施行され、利用者と事業者が対等な関係を確立するために法第65条に規定された仕組み。児童福祉施設最低基準においても、「その行った処遇に関する入所している者又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない」とされた。このことにより、各児童福祉施設も苦情解決のために、受付担当者や解決責任者、第三者委員を任命、委嘱することが義務付けられた。また、苦情の申立人は、本人を代弁する家族及び代理人を含むとされている。

21世紀の児童福祉施設

里　親

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

上智大学文学部社会福祉学科 教授 網野武博（あみの たけひろ）

1.わが国における里親制度停滞の背景

「里親」については、古く平安時代後期にその嚆矢とされる史実が残っており、さらに遡ると、聖徳太子の頃からこの言葉が用いられていたという説もあるほど、わが国においてきわめて古い歴史を持つ由緒あるものである。しかし、わが国において、歴史上里親あるいはそれに類するものが広く普及した経緯をみることはできない。これが本格的に制度化された20世紀中葉の児童福祉法施行以後をみても、他の児童養護系施設と比較して里親登録数、里親委託数の絶対数はきわめて低いままに推移してきた。そして現代における児童養護体系における位置づけをみても、児童福祉法が1997年に半世紀ぶりに大きく改正されたとき、里親制度に長く求められ続けた改革に関する条項が全く除かれたことに象徴されるように、家庭的養護の制度的充実は至難の路をたどっている。

わが国ではなぜ里親制度が普及しないのかについて、これまでに数多の議論があった。その背景をみていくと、まず最も基本的には、国民の親子観、子ども観、我が子観が影響している。次に、これと深くかかわりつつ、里親の里親観、里子観等の意識・態度が影響している。そして、里親制度にかかわる運用面の意識、態度が影響している。さらに、現代の生活様式、住居等の社会的状況が影響している。このそれぞれについて過去そして今後の状況を語るには、紙数が限られているので、ここではとりわけ最も基本的な我が子観に関する過去そして今後の状況にふれ、これを踏まえて今後のあり方の一例を示してみたい。

2.「我が子として育てたい」

里親と深くかかわる対立視として、「私的我が子」観対「社会的我が子」観がある。「私的我が子」観の、その中核を担ってきた歴史的経緯として、家制度、家父長制度の重さを抜きにして考えることはできない。その痕跡は今日において比較的薄れてきたとはいえ、しかし家族、親子にかかわる態度決定の際などに、まだ相当強いファクターとして存在している。例えば、夫婦の間に子どもが授からない場合にどうしても「我が子」がほしいとき、今日なお人工授精あるいは体外受精等の可能な限りの方法を用いて、遺伝的親子関係・生物的親子関係を納得できる子生み、子育てを熱望する人達が圧倒的に多い。また養子縁組の場合にも、実質的には血縁関係にある者同士のそれを求める傾向がきわめて強い。

この血族重視志向は、わが国の里親制度、養子縁組制度の運用と深くかかわってきたことは否定できない。つまり、その根本は、「私的我が子」観である。我が子として育てたい、という思いは、<<私にとって必要な>>子育てという観点から生じる。よそ様の子どもを育てるという思いとは意識のレベルにおいてどこかで隔絶する。

里親制度が児童福祉として意義づけられる根本的な思想は「社会的我が子」観に基づく。すなわち、血のつながりを持った私的な我が子に限らずすべての子どもがよい環境の中で育てられる上で不可欠な家庭環境、親子関係の基礎を積極的に提供する意識である。我が子として育てたいという思いは、<<子どもにとって必要な>>子育てという観点から生ずる。わが国における里親制度が養子里親と養育里親とを相応に混在させて運用されてきた背景には、「社会的我が子」観がきわめて薄い状況の中で、「私的我が子」観をも踏まえた「社会的我が子」観を実際的に展開させる必要性がきわめて高かったことを示している。

3. 児童家庭福祉としての里親制度の展望

しかし、20世紀から21世紀へと推移しつつある今、福祉の有り様は着実に変化してきている。児童福祉における「子どもの最善の利益」を指向する動向は、「社会的我が子」観の進展を必然的に求めだしている。里親制度が進展しない状況の背景にある伝統的「里親」イメージにこだわる限り、わが国のさらなる特徴的な里親制度の進展は望めない。わが国の里親制度の運用にかかわる全国的な組織である財団法人全国里親会は、1999年に、一連の児童福祉改革の流れの中で里親制度の課題とビジョンを明示するため里親推進事業検討会を設け、同年9月「里親事業推進のための提言」をまとめた。筆者はそのメンバーの一員として加わったが、従来からの古典的、固定的な里親のあり方を踏み越えた提言をしているので、その内容を簡単に紹介し、21世紀の里親制度、里親活動のあり方について考える一助としたい。

報告は、今後里親が以下のような二つの種類と役割を持つことを提言している。つまり伝統的な基盤をさらに発展させて社会的養護を担う里親と、広く社会的親として柔軟に幅広く子育て支援を担う里親の2種類である。まず、現行の社会的養護の機能の充実・強化のために、表1に示すような種類と役割を明確にし、その機能を展開させることである。そのためには、子どもの福祉、子どもの権利擁護の視点に立った里親の強化とともに、子どものニーズに柔軟に対応する里親の専門性の強化が重要である。第二に、社会的親として柔軟に幅広く子育て支援を担うために、表2に示すような種類と役割を明確にし、里親の新しい機能を拡大することである。現代の子育て家庭の養育ニーズ、保育ニーズに対応する上で、社会的養護とともに保育を担うことは、昼間里親など歴史的にも可能であったが、里親の保育界への接近、保育界の里親への接近は、21世紀にまず取り組むべき重要な課題であると考える。

これらは、先にふれた「社会的我が子」観の普及なくして十分には展開されない。21世紀の少子・高齢社会は、すべての子どもを私達の子どもとして尊重し、子育てにかかわろうとする社会的意識変革を積極的に展開できる好機である。その意識が普遍的になる努力を続けることにより、今後、<<子どもにとって必要な>>子育てという視点に立った「我が子として育てたい」と願う里親が広がることを強く願うものである。

表1. 社会的養護を担う里親の種類と役割

	役　　割
長期里親	社会的養護の一環として、数か月以上数年間ないし長期の年数にわたって里子を受託し、ケアする里親
短期里親	社会的養護の一環ではあるが、おおむね1か月以内の比較的短期間里子を受託し、ケアする里親
専門里親	特定の児童に対するケアの専門性を有し、かつ委託の要件が付され、手当の加算等が配慮されるべき里親の総称
乳幼児里親	専門里親の一種で、委託の要件として乳幼児のケアに関する専門性を有していると認められる里親
思春期里親	専門里親の一種で、委託の要件として思春期にある児童のケアに関する専門性を有していると認められる里親
障害児里親	専門里親の一種で、委託の要件として心身に障害のある児童のケアに関する専門性を有していると認められる里親
情緒障害児里親	専門里親の一種で、委託の要件として情緒に障害のある児童のケアに関する専門性を有していると認められる里親
親族里親（キンシップ里親）	伯父、伯母など親族であって、その児童のケアに関する適性を有していると認められる里親
ファミリー里親	一定数以上の児童をケアし、住居借り上げ費、人件費等の加算が配慮されるべき里親

表2. 子育て支援を担う里親の種類と役割

	役　　割
一時里親	保護者が、緊急または一時的な理由により家庭養育が不可能な場合に、その間その児童を受託してケアする里親
ショートステイ里親	保護者が、月、週のある期間、あるいは日中のある時間、家庭養育が不可能な場合に、その間その児童を受託してケアする里親
保育里親	乳幼児等が、恒常的あるいは一時的、緊急に日中のある時間、保育に欠ける状態にある場合に、その間その児童を受託してケアする里親

キーワード：**社会的親**

生みの親つまり生物的親以外の人で、恒常的ないし部分的、間欠的、一時的に子育てにかかわる人をいう。古くは、取り親、名付親、乳付親、乳母、しつけ親、草鞋親などの名称や役割がある。今日制度的にも残っている養親、職親、里親などは社会的親の典型であり、今日の保育士や幼稚園教員も制度的な社会的親である。制度上の社会的親に限らず、近隣、地域、社会の大人達が、実の親とともにこのような社会的親の役割を果たし得る。

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

21世紀の児童福祉施設に期待すること

鮎京法律事務所　弁護士　鮎京眞知子（あゆきょうまちこ）

1．はじめに

私は児童福祉を専門とする者ではないが、社会福祉法人子どもの虐待防止センターの運営に理事として携わる一方、弁護士会や自治体の審議会等で子どもの人権にかかわる問題に関与してきたので、児童福祉施設のあり方については大きな関心を持っている。概括的に言えば、子どもの権利条約が定める子どもの権利擁護の要請が、日本の福祉の現場では、実際にどの程度実現されているのか、あるいはどのようにして実現されるべきなのかという観点からの関心である。2000年11月に児童虐待防止法が施行となったので、今後虐待ケースの児童相談所への通告数がますます増大することが予想される。これに伴い、親子分離により児童養護施設や乳児院へ入所となる被虐待児の数も増えることになろう。これらの施設の役割は重大である。このようなことから、本稿では、児童福祉施設の中でも特に家庭環境を奪われた子どもたちの施設である児童養護施設・乳児院を中心に人権擁護のあり方を考えてみたい。

2．代替的養護施設における人権保障の意味

児童養護施設・乳児院は、家庭の代わりとなるような養護（代替的養護）を子どもたちに保障するための施設である。子どもの権利条約は、子どもにとって家庭環境で育てられることの特別な意義を強調すると共に、家庭環境を奪われた子どもには「特別なケア」が保障されるべきであるとする。

児童養護施設・乳児院の子どもたちには、本来子どもの権利を守ってくれるべき親がいないか、いてもその役割を期待できない場合がほとんどである。従って、このような施設では、子どもの人権が守られているかどうかについて特別の配慮が必要である。しかも、このような施設に入ってくる子どもたちの多くが、保護者によるさまざまな虐待（ボーダーライン的ネグレクトも含め）により、入所の時点から心や体を傷つけられ、人権が損なわれている。従って、このような子どもたちの施設では、入所するまでに損なわれてきた一人ひとりの子どもの尊厳を回復し、どの子どもも生きていく価値のある存在であることを実感でき自立への道を歩いていけるよう、人権保障への取り組みを特に徹底しなければならないのである。

3．傷ついた子どもの心身回復のためのケア

親によるさまざまな虐待により日々理不尽な苦しみを受けてきた子どもたちは、自分に生きていく価値があると実感することができない。自分の命に価値があると実感できない子どもは、他者の命についても心を配ることがむずかしいし、愛情や友情を素直に信じることもできない。また、親からされた虐待のパターンを乗り越えられず、（ある時は変容して）再現してしまう。そのため、施設の中や外で不器用にトラブルを起こし、怒りを爆発し、あるいは施設から出て行方不明となり、「処遇困難児」と言

われるようになる。このような不幸な展開をたどった事例はまれではなく、「児童相談所に帰すしかない」と言いながらも、施設職員の方々の落胆の様子は深い。

虐待を受けた子どもの心のケア（特に性的虐待の場合）は非常に大切であると同時に、非常にむずかしいのである。施設職員だけでやりきれるものではなく、児童相談所のスーパーバイズや直接的援助はもとより、施設自体に日常的に心理カウンセラーを配置し、困難事例については専門のセラピストによる治療的ケアを受けるようなシステムの整備と充実が必要である。しかし、このような専門的援助の必要性を確認した上で、なお忘れてはならないことは、傷ついた子どもの魂を回復させる基本的な力は、日常的に子どもと接する施設職員の愛情のかけ方にあるということである。

施設の子どもたちにとって、全体として愛されるというだけでは寂しい。子どもたちは、一人ひとりが個別に愛されたいのである。特に家庭内で虐待され、個別の価値を否定されてきた子どもであればなおさら、親代わりの職員がまっすぐ自分だけに目を注ぎ、自分だけの悩み、希望、恐れ、悲しみをとても大切なものとして耳を傾けてくれる、そういう個別の愛情体験が欲しいのである。そういう体験をもつことなしには、このような子どもたちが自分の命にかけがえのない価値があるという実感を獲得していくことはむずかしいであろう。

そういう子どもの欲求を、「施設では平等扱いが決まりだから」とか「一人ひとり聞いてる時間はないから」と言って一方的に拒絶するとしたら、大人の都合の押しつけではないだろうか。ここは子どもの視点で考えて欲しい。家庭で子育てをしている普通の親ならば、兄弟が何人いても、愛情を人数や時間で分けたりはしないであろう。もとより、児童福祉施設最低基準の定める人的物的条件の絶対的低さが「個別の愛情」実現への大きな障害となっている事実は否定できない。しかし、そのためにどうしても十分なことをしてやれないとしたら、その一生懸命な職員の気持ちとつらさを、一人ひとりの子どもにわかるように話してあげて欲しいのである。それもまた、個別の愛情を伝える方法のひとつであろう。

4. 自立援助と子どもの人権保障

子どもの権利条約は、子どもを権利の主体として位置づけると共に、未成熟だけれど発達可能な存在であることに着目し、その成熟の程度にあわせて、自らの生活のあり方について意見を述べ、権利行使する機会が子どもに与えられるべきであるとする。また、同条約が子どもへの対応において第一に考慮されなければならないとするのは、「子どもの最善の利益」の実現であって、親の勝手な都合や施設管理上の効率ではない。

子どもの最善の利益は子どもの視点に立って初めて理解できるものである。理屈はどうであれ、実質的には子どもに対して圧倒的に強者の立場にある大人がどんなにわかったつもりでいても、想像力には限界がある。結局その子にとって本当に大切だったことを何もわかってあげてはいなかったのだという反省を、後になって抱いた経験はないだろうか。子どもの権利条約は、施設における具体的な援助のあり方についても、個々の子どもの意見が十分に聞かれ、年齢に応じて正当に考慮されるような仕組みを要請しているのである。子どもの意見表明権、自己決定権の保障である。そしてこのことが、子ども自身に自分の人生を自ら選択し、責任を負うこと、すなわち自立した大人に成長することの大切さと喜びを学ばせることになるのである。

もちろん、子どもの選択に任せて行動させるということには、失敗がつきものである。施設の子ども

に限らず、思春期の子どもたちには紆余曲折、ちょっとした条件の組み合わせによって思いもよらない方向に突っ走っていく傾向がある。しかし、自立心の前提となる自己への信頼と自己抑制力は、失敗の中から立ち上がる途を子ども自身がつかみ取る経験を重ねて初めて獲得できるものである。どんなに親や施設職員が「愛しているよ」というメッセージを伝えても、それだけでは自立心は育たない。たとえ時間がかかっても、個々の子どもが上手に権利行使できる途を学びとるまで、「待つ」ことのできる懐の深い児童養護施設であって欲しいと願う。

5. 体罰禁止と開かれた施設への道

施設内体罰については、絶対に許されないということを強調したい。施設職員による体罰や虐待は、心や身体が傷ついて入所してくる子どもたちをさらに深く傷つける人権侵害行為であり、児童福祉施設としてのケア機能の完全な放棄である。「しつけのため」と強弁するのであれば虐待親と同じ論理であるし、「施設管理上のルールを守らせるため」であっても、暴力容認の合理的理由にはならない（児童福祉施設最低基準第９条の２も「懲戒に係わる権限の濫用禁止」を定める）。報道された有名な体罰・虐待事例として、福岡育児院事件、千葉恩寵園事件、鎌倉保育園事件があるが、前二者は子どもたちが勇気を持って外部に訴えたという稀なケースであり、最後のケースも東京都子どもの権利擁護委員会から第三者機関であるかながわ子ども人権審査委員会に通報があったために調査開始されたという特別の経過を持つものである。通常は施設内体罰・虐待がこのように明るみに出ることはとてもむずかしい。その原因は、施設が外部に対して閉鎖的であること、運営が非民主的であること、他に行く場所のない子どもが自ら告発の勇気を持つことは困難であること等である。

従って、これからの児童福祉施設が、真に子どもの権利保障を実現する場になるためには、外部に対して開かれた施設になることが肝要である。施設内の困難な問題について内部だけで始末しようとせず、率直に児童相談所の指導を求めることはもとより、施設運営や援助・ケアの方法について協議する場に施設外の第三者を交え意見を求めることも工夫のひとつであろう。最近の児童養護施設の試みとして行われているショートステイ事業やトワイライト事業のような地域の一般家庭に対する子育て支援の活動も、施設閉鎖性の緩和に役だつ。また、子どもたちから苦情や意見を聴取する具体的なシステム作り（投書箱や子どもたちの代表者との協議会の設置など）がぜひ必要である。

施設自身が自浄作用を高める工夫をすることは、もちろん有意義なことではあるが、組織防衛の観点はつきまとうので、自ずと限界がある。従って、子どもの人権救済を真に実効性あるものにするためには、行政や施設から離れた苦情処理のための第三者機関の設置やオンブズマン制度の整備が必要となろう。これに対しては施設としても、「面倒なシステム」と敬遠せず、積極的な姿勢を示していただきたい。施設のあり方について、社会から関心をもたれ、客観的な評価を受け、アドバイスや批判を受けることこそが施設のケア機能をたくましく成長させる有力な手段となるからである。

（なお、児童養護施設・乳児院には、分離後の親子再統合をはかるために、虐待親の育児再学習支援という貴重な活動があるが、本稿では割愛した）

キーワード：**児童虐待防止法**

2000年11月に施行となった「児童虐待の防止等に関する法律」。児童虐待の多発かつ深刻化傾向に対し、「早期解決の緊急性に鑑み、児童虐待防止に関する施策を促進するため」制定されたもの。児童虐待の定義と禁止を明言し、国及び地方公共団体の民間団体等との連携、被虐待児保護のための措置（早期発見義務、安全確認義務、立ち入り調査、児童福祉司指導に従う義務、児福法28条分離後の面会・通信制限）を定めた。３年後に見直し予定。

マスコミの立場から

朝日新聞　記者　大久保真紀（おおくぼまき）

午後9時すぎ。

夜は更け、冷え込みも厳しくなっていく。

暗闇から怒鳴る声が聞こえてきた。

「こらぁ。○○を出せ。殺したる!!」

窓から外を見ると、児童養護施設の職員が、声をあげる青年と向き合っている。2人は、4時間以上凍りつくような冬の夜の寒さの中で話し続けていた。私が取材で訪れていた施設で起こったことだ。

青年は、この施設で生活していたことがあった。小さいときに、ある職員から殴られた、そのお返しをしに来たのだという。しかし、彼はやってくる前に施設に電話をかけている。目的の職員がこの日は休みでいないことを聞かされていたにもかかわらず、押し掛けてきた。

「○○が来るまで、待ってやる!!」

寒さで震えが止まらない。見かねた職員が建物の中に入るよう促したが、彼は外に立ち続けた。

その後、彼は何度か施設を訪れては、職員に怒鳴り散らしたり、文句を言ったりした。そのたびに、職員たちは彼と向き合い、話をした。「ごはんを食べてないなら、子どもたちと一緒にごはんを食べたら」とも勧めた。

彼は、中学のときに親に引き取られた後の自分の人生やいまの生活について、多くを語らない。たぶん、定職にはついていない。どうにもならない自分の人生をだれかのせいにしたくて、施設に来たのではないか、と私は思った。自分の人生が狂ったのは、あの職員のせいだと。彼の苦しさを感じた。

そのうち、彼は施設の子どもたちと遊ぶようになり、職員たちに非礼を詫びた。いまも時々施設に顔を見せては、職員や子どもたちと話していく。

もし、職員が「来るな」と拒否したり、警察を呼んだりしていたら、きっと、こんな結果にはなっていなかっただろう。

◆

親などからの虐待が急増し、地域の子育て機能が低下しているいま、児童福祉施設が果たさなければならない役割は非常に大きく、重い。衣食住を提供することを主眼とする昔の役割は終わり、いまはもっと広く、深いものが要求されている。

親から養育されるという当然の権利を奪われた子どもたちに生活環境を提供しながら、彼らが心身に負った深い傷を癒し、「生きる力」をつける場としての役割が、児童福祉施設には求められている、と私は思う。子どもたちに寄り添い、彼らが自らの人生を自分で歩いていく力をつけていくよう支援する役割だ。

施設で出会った子どもの中には、何をしたいのか、何がほしいのかということさえ考えを言えない子どもが少なくない。親からの虐待の影響で、「自分なんか生まれてこなければよかった」という自己否定感をもつ子どもも多い。

子どもたちは自ら力をつけること（エンパワメント）が必要だ。

その第1歩は、子どもたちが「自分は自分でいいんだ」と自己を肯定することだ。そのためには、自分が人として尊重されている、という実感が必要だ。児童福祉施設の職員は、子どもたちの一人ひとりをきちんと尊重しているかどうか自問してみてほしい。職員も人間だ。完璧ではありえない。だが、常に振り返るという作業は欠かせない。

東京都の社会福祉協議会が1998年に、児童養護施設の職員らを対象に意識調査をした。半数以上の職員が「体罰はよくないが、やむを得ない場合もある」と、体罰を容認しているという結果が出た。確かに、最近は虐待を受けた子どもたちが数多く入所しているため、対応が難しくなっているのは事実だ。だが、だからこそ、「体罰は絶対ダメ」という厳しい歯止めの気持ちをもっていないと、けんかを止めるためなど、何らかのきっかけで体罰をしてしまうことになりかねない。

ある施設の子どもが「外で人を殴ったり、けがをさせたりすれば警察に捕まるのに、施設の中では捕まらないんだよね」と話してくれたことがある。

閉鎖的な世界にいると、一般社会とかけ離れたことが「常識」や「慣習」になる危険がつきまとう。

施設に入ることで、子どもたちは親からの暴力や虐待からは物理的に救出されたといえる。だが、救出されたからといって、ただちにそれで彼らの心の傷が癒されるわけではない。施設に保護されることは、決して、「これで子どもが守られた」ということにはならない。出発点でしかない。

施設はある意味では密室の世界だ。外とのかかわりは必ずしも多くないし、風通しもいいとはいえない。しかも、子どもたちはそこにしか居場所がない子どもたちだ。少しでも気がゆるむと、逆に、その子どもたちを傷つける場にもなりうる。良心的で、意欲的な職員が数多くいることは認める。だが、ひとつ間違えれば、職員は子どもたちにとって簡単に権力者になってしまう危険性があるということを、常に意識しておくことが大切だと思う。

ある施設職員と話をしたときのこと。年末の餅つきは、毎年、何十kgという餅米を子どもたちと職員がつき、たくさんの鏡餅を作るという。鏡餅は施設長宅に届けられる。だが、その場では子どもたちは餅を口にすることはできないというのだ。餅はつきたてが一番おいしいし、餅つきをしたら、鏡餅は作っても、その場で食べるのがふつうではないか。職員もおかしいなあと思いながらも、これまでずっと行われてきたために、指摘しにくかったという。子どもたちのための餅つきなのか、施設の行事としての餅つきなのか、それとも施設長のための餅つきなのか。たかが、餅つきだが、こうしたことが、すべてに通じるのではないか。

◆

子どもたちには自分たちで決め、それが周りから支持を受け、実現していくという経験も大切だ。

子どもたちの自治会がある施設を訪ねたときのことだ。自治会で、高校生からこんな発言があった。

「職員からは小さい子どもに暴力を振るうなと言われているけど、あいつら、あまりにも生意気で言うことをきかない。話してもわからなければ、ゴツンとやることも仕方ないんじゃないか」

この会議には職員が参加していた。職員は「暴力はいけないに決まっている」というような決めつけた言い方はしなかった。ほかの子どもが意見を言い、話が詰まると、職員が自分の考えを話した。さらに、オブザーバーで参加していたボランティアの人の意見まで求めた。結論は出なかったが、子どもたちは、「暴力って何か」「暴力によって、どうなる

か」「自分は暴力を振るわれてどうか」などについて考え、あれこれ意見を出していた。

かつて自治会の委員をしていたことがあるという子どもは「自分の都合を考えれば、私らの意見を通してほしいと思うけど、大人側というか、施設全体のことを考えると、そう言えないこともあった。すごく難しかった」と話した。

こうした作業には時間も、手間もかかる。だが、その積み重ねが、彼らの力になるのだと思う。

子ども自身が物事を決める場合は、失敗したり、やり直したり、立ち止まったり、後戻りしたりすることばかりだろう。だが、その経験が彼らには必要だ。そういう意味で、児童福祉施設は子どもたちがたくさん失敗できる場所であってほしいと思う。施設を出てから失敗するのではなく、施設にいる間にたくさんの失敗をし、そして、成功も経験し、「生きる力」を得ていくのだと思う。

「生きる力」は、自己認識や社会性、問題解決能力などさまざまなものだが、それは、施設を出た後の、長い人生を生きていくための、基礎になる。「聞き分けがいい」「よく言うことをきく」子は、職員にとっては一見社会性があるように感じるかもしれない。また、手のかからない子になることが望ましいと思う傾向があることも否定できない。だが、大人にとって「都合のよい子ども」が、必ずしも「生きる力」を身につけた子どもだとは言えない。

◆

いまの児童福祉施設の職員態勢は非常に厳しいものだ。たとえば、児童養護施設の子ども6人に対して職員1人という配置基準では、食事や入浴、通学といった日課をこなすのが精いっぱいで、とても子どもたち一人ひとりに細やかなケアはできない。職員が燃え尽き、辞めることも多いと聞く。

職員の努力でできることと、職員不足によってできないことを、きちんと整理点検し、見直すべきところは見直すべきだろう。また、それによって、どんな影響が子どもに直接、間接に起こっているのか、冷静に分析する必要もある。そして、その実情をもっと外に向かって、具体的に訴え、社会の協力を求めていくべきではないかと思う。

子どもは職員の様子を見ている。明るく元気で働く職員に、子どもたちは心を寄せている。職員が元気に、気持ちよく働ける態勢でなければ、よいケアなどできないだろう。

私は取材の中で、「施設に行って人生が変わった」「施設のおかげでいまの自分がある」と話すかつての子どもたちにも数多く会っている。親から養育される権利を奪われた子どもたちにとっては、児童福祉施設は、その後の彼らの人生を左右する砦ともいえる。それだけに責任も重い。

自立援助ホームで働くある職員が、多くの児童福祉施設出身者の子どもと向き合ってきた中で感じたこととして話してくれた辛口の言葉を紹介する。

「施設には生活が欠けている。それは、大人の社会性のなさを反映しているのではないか。自分たちはいいことをやっているという思いがあると、自己検証はできない。そういう人は福祉や教育の仕事にはついてはいけないと思う。施設の職員は自分の子どもを自分の施設に預けることができるだろうか。それができなければ、ウソだと思う」

キーワード：**エンパワメント（empowerment）**

自ら力をつけること。もともとは、国際協力の分野で使われていた言葉。社会的な弱者が開発政策の意思決定、実行、評価過程などに参加することによって、社会的な力をつけ、貧困を脱していこうという概念。女性の地位向上、人権確立のための戦略概念としても、1995年の第4回世界女性会議で確認された。児童福祉の分野ではあまり使われていないが、社会的弱者といえる施設の子どもたちにも、その概念があてはまる。

21世紀の子ども家庭福祉の展望

特集

21世紀
子ども家庭福祉の展望

子ども家庭福祉が社会を変える

淑徳大学社会学部　教授
日本子ども家庭総合研究所　子ども家庭政策研究担当部長
柏女霊峰（かしわめ れいほう）

近年減り続けているものに、出生率、暇な時間、睡眠時間、読書量などがある。反対に、増え続けているものに、子ども虐待、不登校、「キレる」心性、パソコン、携帯電話、コンビニなどがある。

私たちの生活するこの社会は、経済を中心に、現状にプラスすることを至上命題として進展してきた。この「加算を是とすることを強迫的に信ずる社会」の有り様を、私は「強迫的加算社会」と呼んでいる。この結果、私たち大人の生活は物質的に豊かになり、無駄な時間を縮め、便利な生活を拡大してきた。

その代わり、なぜかとても忙しくなった。また、周りの人とのつき合いも浅くなった。待つこともむずかしくなった。手間暇かけることを厭うようになった。想像する力も乏しくなった。上記の増減をみると、その傾向は明らかである。

一方、子どもの成長や子ども本来の生活はこの強迫的加算社会のリズムとは必ずしも一致せず、子育ては、強迫的加算社会から一時的にでも下りることを余儀なくする。いわば新幹線から鈍行列車に乗り換えざるを得ない状況となるのである。

鈍行列車に乗り換えればまったく別の世界が見えるとわかっていても、ひとたび新幹線を降りれば再び追いつくことが不可能となるため、皆が強迫的に新幹線乗車を続けている。このような社会のもとでは、子どもも一緒に新幹線に乗せて急がせて子どもの生きた体験を奪うか、子どもと一緒に新幹線を降り、別の世界の豊かさを感じつつも、孤独感や寂寥感にさいなまれるしかない。

皆がこの強迫的加算社会のなかであえぎ、異なるリズムを必要とする子どもの育ちや子育てが、まずＳＯＳ信号を発することとなる。これが出生率の低下であり、子ども虐待や不登校の増加として顕在化する。

まさに、ミヒャエル・エンデの「モモ」の世界そのものである。時間泥棒の灰色の紳士たちに時間を奪い取られ、余裕のなくなった社会に真っ先に異を唱えたのは子どもたちであり、これを救ったのが、親も力もなく、ただ「聴く」ことを得意とする要保護児童の少女「モモ」であり、また、そのモモを助けたのが歩みはのろいが着実な亀のカシオペイアであったという話は象徴的である。

少子化対策も、子ども虐待防止対策も、この強迫的加算社会そのものを問い直し、私たち一人ひとりの生き方そのものに直面することなくしては、これまでと同様、単なる出生率向上対策、子ども虐待取締り対策と化し、子ども・子育てを通じた真の社会改革とはならないであろう。モモの前にたたずみ、その声に耳を傾けたいものである。それでもモモは、きっと、「その大きな目で相手をじっとみつめている」だけであろうが……。

21世紀の子ども家庭福祉の展望

特集 21世紀 子ども家庭福祉の展望

子育ては地域の視点で

城西国際大学経営情報学部
福祉環境情報学科　教授　片岡玲子（かたおか れいこ）

1．核家族の孤立

6歳の少女は、先程から執拗に職員に跳びつき、抱きつき、まとわりついている。日暮れてきた施設の庭で、彼女の動きは、見ているこちらの胸が息苦しくなるほどであった。少女が児童養護施設に入所したのは2度目。実親からの虐待が繰り返され、再度の入所措置になったという。

20世紀の終わりまでに、家族の姿は孤立化を深めてきた。少子化で構成員が減った核家族、それに加えて性別役割分業の影を引きずったままの密室化がある。子育てに負担を感じる瞬間はだれにでも起こり得るが、それを増大する要素が孤立である。専業主婦に子育て不安、子育て不満が多いのは密室のなかでストレスがたまる結果でもあり、子どもの虐待につながる例もある。

2．子どもの居場所

キレる子が増えたとか、少年非行が凶悪化している、といった声が聞こえる。子どもが社会環境の影響を受けることは事実だが、現場で出会う一人ひとりの子どもの本質がそれほど変わってしまったとは思えない。むしろ子どもが思い切り遊んだり、自己表現する場を得てすばらしい感動を体験し、いきいきと輝く場面に遭遇することが多い。これからの大人の役割は、このような場をたくさん用意することではないかと思う。

東京都青少年健全育成基本調査（平成9年度）によれば、中・高校生の4人に一人は「いつも自分の居場所がない感じがする」と考えている。受験と評価に支配される学校、核家族化が進み、ふところの浅くなった家庭、の間で子どもたちもまたストレスをためている状況がみえる。

3．21世紀は地域で子どもを育てよう

保育園、児童館、子育て支援センターなど、地域の児童施設はいろいろあり、それぞれが子どもと家庭のためにサービスを提供している。けれども24時間ケアのできる児童養護施設については、地域福祉のシステムのなかで位置付けられて機能しているものはまだ例外的である。

入所施設が在宅福祉センターを併設して在宅福祉の拠点となるしくみは、高齢者福祉の分野で成果をあげており、児童福祉の場でも、入所施設がもっと地域のニーズに直接関わっていくしくみを作る必要がある。ショートステイ、一時保育、子育て相談など福祉サービスを提供したり、地域の子育て中の親子や、子どもたちの居場所になってもよい。運営への子どもの参画もすすめたい。また保育園が24時間ケアの機能をもつことや、学校の空き施設を利用してグループホームを作るなど発想を転換し、地域の子育てを地域全体で担うしくみを考える。

21世紀、多様な価値観や家族の変化が一層すすむ時代、虐待防止やひとり親家庭の子育て支援もこのような地域の視点から関わることが有効と考える。

特集
21世紀
子ども家庭福祉の展望

これからの児童福祉

青山学院大学文学部　教授
日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長　庄司順一（しょうじ じゅんいち）

これからの児童福祉にどのような展望を描くことができるだろうか。

「これからの児童福祉」を論じるには、将来の社会について適切なイメージを描くことが前提となろう。今後20年程度の見通しとして、少子化の進展はゆるやかになるかもしれないが、子どもの数が急増するとは思えない。また、育児不安や子ども虐待の発生が現在よりも減少するとも思えない。ＨＩＶ感染とＡＩＤＳ、薬物乱用と母体の薬物中毒（胎児への影響）、被虐待児、児童期・青年期の不適応行動などの増加が予想されよう。

筆者は、最近、「里親制度のこれから」については別の雑誌で論じた[1]。多少重複するかもしれないが、ここでは、いわゆる要養護児童にかかわる領域に関して私見を述べる。

自分が生まれた家庭で生活することができない子どもたちは、どのような環境で育つことが望ましいのか。

欧米の主要国では、施設養育よりも里親養育が主となっている。また施設は小規模化、治療施設化がすすんでいる。これらの国では、女性の就労の増加、シングルペアレントの増加により、里親をリクルートすることが困難になると予想されている。わが国では、家庭で生活することができない子どもたちの必要を満たすほど里親家庭の数があったことはないし、昭和40年代以降ずっと里親家庭の数は減少してきている。里親委託の推進をはかることが望まれるが、たんに措置先を施設から里親に変えればすむというわけにはいかない。里親委託は決して万能薬ではない。施設と里親の機能のちがいを明確にし、里親への児童相談所の相談支援体制を整備すること、および里親への研修や支援体制を整備することが不可欠である。施設と里親の連携も必要である。

施設においては、より家庭的な環境であることが望まれる。施設の小規模化、生活単位の小規模化、グループホームの推進が考えられるが、そのためには施設職員の増員なども不可欠である。また、福祉関係者、研究者の間にも心理職の導入に抵抗が見受けられるが、治療施設化の方向が考えられるならば、児童指導員、保育士に加えて、心理職の配置や児童精神科医、小児科医などの配置も望まれる。子どもの人格形成においては「特定の少数の人との継続的な関係」が重要であるといえるが、そのためには乳児院から児童養護施設への措置変更を２歳という年齢で機械的に処理をしないこと、施設の枠組みを柔軟なものにすること、両施設間が連携することが不可欠である。現行の施設種別を超えた議論が望まれる。

研究に関しては、臨床的研究、および学際的研究を推進することが望まれる。わが国では、行政の縦割りの弊害がしばしば指摘されるが、研究者も縦割り意識がつよいのか、例えば、福祉の領域では心理学研究が論じられることはまれで、逆もまた然り、である。児童精神科医も施設養育、里親養育について語ることがあまりに少ない。

文献
庄司順一：里親養育のこれから。子ども家庭福祉情報。近刊

特集
21世紀
子ども家庭福祉の展望

21世紀子ども家庭福祉の課題—いじめと虐待への対応に向けて

龍谷大学社会学部 教授 野澤正子（のざわまさこ）

21世紀の子ども家庭福祉の課題は、「児童の権利に関する条約」の趣旨に添って新しい子ども観及び子どもと家族への援助原則・方法を確立すると共に、いじめや虐待等子どもたちが置かれている状況への対応を充実させていくことにある。

①いじめ問題：友だちがいないという少子化の影響は、すでに地域社会の大人同士、子ども同士の人間関係に想像を絶する息苦しさを生み出している。子どものいじめは大人社会の競争や妬み、恨みの腹いせのための犠牲者の必要という連鎖的構図の子ども社会への反映とみなされるが、子どもは親子関係に帰因する疎外感を根底に、親たちの地域社会での息詰まる人間関係の中でいじめを増殖する。いじめの世界は巻き込まれるとブラックホールに吸い込まれるように子どもを捉えてしまいそこから抜け出せない閉塞性を持つ。子ども家庭福祉がいじめという闇の世界にどう切り込んでいくかが大きな課題である。とりあえずは保育園の地域への開放、親への子育て支援のさらなる推進と異年齢の子どもの交流の場としての児童館の設置・充実が緊急課題である。

②虐待問題：虐待は、子どもの人権を抹殺する残虐行為であるから犯罪としての司法的規定がまずなされるべきであろう。対応は重度、軽度、ハイリスク家庭等レベル別の親と子双方への対応システムが作られる必要がある。虐待を生み出す土壌は、塾通いの強制、遊びの剥奪、愛のムチと称する暴力によるしつけ等、日常普段の子ども養育の有り様の中にその萌芽が存在している。日常生活の中で子どもの人権をどう見るのかが問われている。

③子ども観・援助原則・方法の確立：子どもは親の従属物ではないこと、子どもは子ども自身が自分のいのちを輝かせるために生き、そのための援助を必要としていること、大人ができることは子ども自身による自己開発を援助してやることだけであること、子育ては暴力や威嚇、脅しによるのではなく、対話によって進められるべきこと、過干渉や過保護、放任は子どもの力を奪うものであること等を、共通認識として広げていくことが必要である。また子どもの問題行動を子どもの病理現象として子どもだけを治療的対象とすることが多いが、親・大人との関係性に帰因する問題が圧倒的に多い。問題行動を関係性の問題として把握する視点を持たない限り、子どもの人権はより深く侵害されていく。

④児童福祉関係者の専門性の確立：ＰＴＳＤの症状をＡＤＨＤと読み誤ったり、一時保護の時期を失したりしないような専門性が求められる。

⑤子どもの人権擁護の第三者機関の設置：大人と子どもの関係は強者対弱者の権力構造を持つ関係であり、子どもは普遍的に人権侵害の可能性にさらされている。子どもの人権救済・擁護のための子ども自身が気軽にアクセスできる第三者機関の設置が必要である。

特集
21世紀
子ども家庭福祉の展望

子どもと家族の世紀へ

明治学院大学社会学部　教授　松原康雄（まつばらやすお）

「20世紀は児童の世紀」であるべきだというエレン・ケイの言葉があった。それでは、21世紀はどのような世紀になるのかは、20世紀が本当に「児童の世紀」であったかどうかの問いから、その検討を始める必要があるだろう。確かに、20世紀は子どもに対して独自の社会的対応がなされ、発展してきた世紀であった。例えば、乳幼児死亡率の著しい改善、入所施設における混合収容の終焉、少年審判の創設、児童権利宣言から子どもの権利条約など、多くの事柄をあげることができる。しかし、一方で市民を一方的に巻き込む戦争形態の定着や国際紛争による子ども自身、子どもの養育者の被害は増大深化することとなった。また、国際的な南北格差や国内的な貧富格差による子どもへの影響も大きく、栄養失調による緩慢な死やストリート・チルドレンの発生増加をもたらした。日本も、このような国際的な動きのなかにあったといえるだろう。児童憲章の制定や各種の児童福祉施策の創設・充実の一方で、子どもたちは戦争や、交通事故・公害など現代社会の「豊かさ」のなかで拡大する社会的歪みの影響を受けてきてもいる。児童虐待も社会的な関心を集める事象となった。20世紀は多くの社会的成果があったものの、子どもが主役の世紀になったとはいいきれなかった。21世紀は20世紀の進展を継承しながら、さらに子どもの生命と成長発達を社会的に保障していくべき世紀である。

同時に、21世紀は子どもを育てる家庭をも視野に含めた支援がさらに進展し、「子どもと家庭の世紀」になっていく必要がある。この「子どもと家庭の世紀」には二つの含意がある。ひとつは、前世紀中に払拭できなかった「子どもは親が育てることがあたりまえ」という「家族神話」を実質的にうち破り、家族を主体としながらも、社会的施策、地域住民による互助による支援を前提とした子育てを実現していくことを意味している。前世紀、社会的施策は、家庭や家族のあり方が多様化してきたことに、十分対応することができなかった。特に日本においては、「家庭・家族、子育てはこうあるべきだ」というあからさまな声は小さくなったとはいえ、地域住民全体の意識はさほど変化しておらず、社会的施策の利用要件なども変化に対応してきていない。社会的支援のなかで家庭が子育てをするという文化的風土作りが必要である。いまひとつは、子どもの育ちや子育てを総合的に把握していくことを意味している。社会福祉は前世紀中に、個々の分野に分化し専門性を深めてきた。しかし、一方で縦割り的な施策や実践・研究が、社会的支援を総合的に展開することを阻んできたことも確かである。専門分化と総合化のバランスが求められる。子どもがのびのびと育つことができ、また子育てがしやすい地域社会は、高齢者や障害者、地域住民全員にとって生活しやすい地域となるはずである。

特集
21世紀
子ども家庭福祉の展望

子どもの声が聞こえますか

聖霊愛児園　園長　安川（やすかわ）　実（みのる）

「21世紀の子ども家庭福祉の展望」は、家庭から離されて児童養護施設で生活している子どもたちの存在と、彼・彼女らの内なる声が逆照射して開いてくれる。

子どもたちの児童養護施設への「措置理由」は時代を反映しており、現今は父母の離婚や虐待の占める割合が高いことは周知の事実である。これらは明らかに大人の問題であり、子どもはその犠牲者と言える。しかしいつの時代にも「児童の問題による監護困難」という理由で家族と離れることを余儀なくされる子どもたちもいるのだが、さて「児童の問題」とは何であろうか。

人は真空管の中で生きているのではない。言うまでもなく人との関係の中で生きているのである。「児童の問題」は社会の問題であり、その社会を作ってきた大人の問題でもある。子どもたちが家庭や学校や地域社会で受けたストレスを「問題」という形で大人に投げかけても、「問題児」などとレッテルを貼られて子どもの問題として処理されている。「児童の問題による監護困難」の子どもも、結局は大人社会の犠牲者なのである。

今、子どもたちをとりまく社会は過剰なほどに同調を強いている。最近では「ボランティア」まで制度化され、それが歓迎される社会である。一方で「個の尊重」を謳っているのだから、このみごとな矛盾を鋭敏な子どもたちが感知しないわけがない。このような社会に対して、内発力の強い子どもは早くから周囲に反発し（問題児？）、弱い子どもは過剰適応して（ふつうの子？）、あとで大爆発する。キレる少年があとをたたなくても不思議ではない。そして少年法の「改正」である。当園の中学生A君曰く「カッとなった時に、罪が重くなるからやめておこうなんて思うヤツいるかなー」。

その通りである。子どもに強いストレスを与える社会を作っておいて、そこからはみでる子どもを厳罰主義で「指導」しようとする大人社会に向かって、「大人のみなさん、自分のことを棚に上げて子どもを指導することばかり考えるのはやめにしてください！」という声が聞こえてくる。「21世紀の子ども家庭福祉」はひょっとしたら、大人が先ず自分を「指導」することから始めないと「展望」が開けてこないのでないか。どんなに立派な制度や政策を作っても、生きたものにならないのでないか。

しかし、子どもにとって生きにくい社会は大人にとっても生きにくい社会である。例えば子どもを虐待する親もそのような社会で苦しんでいる。「専門家」も個人を分析するだけでなくもっと状況にコミットするなど、社会に影響力のある立場の人ほど共に悩み苦しむ姿勢が求められよう。児童養護施設の子どもたちの声は、施設現場の大人を通して社会全体に向けられている。その声を敏感にキャッチできるかどうか、そこが問われている。

子どもたちと日々接している方々への

私の推薦書

（推薦者：城西国際大学教授　片岡玲子）

東京都編『キレる一親、教師、研究者、そして子どもたちの報告』ブレーン出版　1999年（定価1,400円）

「キレる子現象」といわれる思春期の子どもたちの状況を理解するために、当事者である中高生の生の声をきく「中学生等座談会」と、専門家、親、教師による４つの会議の報告書からなっている。

子どもたちの座談会は、本誌にもご執筆願った服部栄氏の「さくら橋コミュニティセンター」をはじめ、都内５か所の児童館で益子直美、ピーター・バラカンの両氏をコメンテーターとして開かれ、子どもたちのかなりの本音が聞こえてくる。企画に参加した者の一人ではあるが、お勧めしたい書である。

小西聖子著『インパクト・オブ・トラウマ』アエラブックス　朝日新聞社　1999年（定価952円）

被虐待児について語られる場合をはじめとして「トラウマ」ということばはＴＶドラマにも登場し、流行語にもなった。その「トラウマ」について歴史から実際の対応まで、わかりやすく読みやすいことばで書かれた本である。わが国の被害者支援について、先駆的な活動をされている著者のセンスが光り、重いテーマなのに気持ちよく読める。

著者が施設の現場から25歳で転身し、子育てしながら８年かけて精神科医になられたエピソードもさりげなく語られる。

椎名篤子編『凍りついた瞳が見つめるもの―被虐待児からのメッセージ』集英社　1995年（定価1,190円）

漫画化されて広く読まれた「凍りついた瞳」の原作『親になるほど難しいことはない』（講談社）の著者である椎名さんが、読者である「大人になった被虐待児」から寄せられたたくさんの手紙をまとめたものである。児童養護施設で出会う“扱いにくい子どもたち”の背景が垣間みえるかもしれない。読むのがつらい部分も多いが、知っておく必要があるだろう。まだだったら原作のほうも読んでほしい。編者は「子ども虐待を考える会」を主宰されている。

村瀬嘉代子著『柔らかなこころ、静かな想い』創元社　2000年　（定価1,600円）

読後の、この清やかな透明感はどこからくるのだろう。身体が弱くて幼稚園にも行かれなかった幼い日々。家族。ご夫君やお姑さんとの出会い。児童養護施設やグループホームでの子どもたちとの交流。本誌の前編集委員であり、現代の優れた心理臨床家である著者のはじめてのエッセイ集。精神科医の中井久夫先生が挿絵を描かれているのも興味深い。決して声高でなく綴られた文が、日々の生き方にも示唆を与えてくれる。この本の印税は、児童養護施設を出た人の「憩いの家」建設と、阪神大震災遺児のための「レインボーハウス」の資金として寄付される。

編集後記

乳児院で育てられ、保育士を慕って泣く２歳児が、兄姉から虐待されて亡くなるという事件が報道された。児童養護施設に預けられていたほかの２人も「家になじまない」と虐待を受けたという。真相は不明だが、虐待を防ぐための施設保護が、事件の要因のひとつになったことは想像に難くない。ではどうすればよかったのであろうか。

21世紀に入り、子ども家庭福祉をめぐる状況は厳しさをましているようにみえる。そのなかで『世界の児童と母性』誌は50号を迎えた。1975年以来、年に２回のペースで四半世紀。はじめて担当をさせていただいて、改めて先人の方々のご努力に敬意を表したいと思った。

21世紀最初の特集テーマは文字通り「21世紀・子ども家庭福祉の展望」である。編集委員長の柏女霊峰先生に、次なる児童福祉法改正まで視野にいれた子ども家庭福祉の課題と方向性をお示しいただいた。

施設運営については「児童の権利擁護と第三者によるサービス評価の導入」という新しい展開が語られている。社会的養護に関しては、「子どもの最善の利益」が求められ、ニーズに対応した柔軟で多様な里親制度の普及などが必要とされている。

冒頭の事件の解決策は家族ソーシャルワークや地域ネットワークの発展のなかに見出だすことができそうだ。施設に保護したあとも、子どもが帰る家庭や親に働きかける「家族支援プログラム」を確立することが必要であり、それには地域という視点がかかせない。複数の執筆者から指摘されているように、児童福祉施設の今後は地域のニーズにマッチした福祉サービスの展開であろう。施設は、地域の中でどんな役割を担っていけるか問われることになる。施設自身の積極的展開が期待される。今回、弁護士とマスコミの方からも貴重なご寄稿をいただいた。どちらからも子どもの権利擁護の大切さと同時に、施設の職員状況の困難さが指摘されている。

少子化の時代、家庭や学校の子どもに対する眼差しが狭くなっているという。「自由でほっとする居場所」を子どもたちに用意したい。そしてその場所で音楽や児童劇のように表現し、感動できるものとふれあうことは、心のケアにもつながる。

俳優の伊藤巴子さんにはお忙しい舞台稽古の合間をぬって、ご執筆をお願いした。日本の児童劇団を束ねる児演協が都の助成で児童劇「キズだらけのりんご」を児童会館ホールなどで上演している。みている子どもたちのいきいきした顔。児童福祉文化にしっかり助成をすることも、少子・高齢社会にとって大事なことだと改めて思う。

新しい世紀の始まり、執筆者には「新しい展開」を探していただいた。ご協力くださった編集委員、執筆者の方々、そして事務局に心から感謝したい。またこの号で交替される柏女委員長、野澤、庄司各編集委員には今までのご貢献に厚くお礼申し上げ、編集後記といたします。

（担当編集委員　片岡玲子）

〔編集委員長〕

柏女霊峰（かしわめ れいほう）
淑徳大学社会学部
社会福祉学科教授

〔編集委員〕

庄司順一（しょうじ じゅんいち）
青山学院大学文学部教育学科教授
日本子ども家庭総合研究所
福祉臨床担当部長

野澤正子（のざわ まさこ）
龍谷大学社会学部
臨床福祉学科教授

片岡玲子（かたおか れいこ）
城西国際大学経営情報学部
福祉環境情報学科教授

松原康雄（まつばら やすお）
明治学院大学社会学部
社会福祉学科教授

安川実（やすかわ みのる）
聖霊愛児園園長

小川知一（おがわ ともかず）
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

（敬称略）

編集事務局：井出厚子

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.50 2001-4　世界の児童と母性

年２回発行
2001年４月１日発行
編集・発行者
財団法人資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408　〒104-8010
ファクシミリ 03-3289-0314

印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝２－１－28

再生紙使用

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

財団法人 資生堂社会福祉事業財団